

与那原町緑の基本計画

(一部見直し)

平成30年12月

与那原町

目 次

序章 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画とは	1
（1）緑の基本計画とは	1
（2）与那原町における緑の基本計画の位置づけ	1
（3）緑の基本計画の目的と計画策定の視点	2
（4）本計画の構成	3

第1章 与那原町の現況

1. 自然的条件の整理	5
（1）位置	5
（2）沿革	6
（3）気象	6
（4）地質・土壌	6
（5）地形	9
2. 社会条件の整理	10
（1）人口の推移	10
（2）世帯数の推移	11
（3）就業人口の推移	11
（4）土地利用の状況	12
（5）市街化の状況	13
（6）人口集中地区の変遷	13
（7）公共下水道	14
（8）道路の概況	15
3. 上位・関連計画の整理	16
（1）沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改訂計画】	16
（2）那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	18
（3）第 5 次沖縄県国土利用計画	19
（4）沖縄県総合緑化基本計画	20
（5）沖縄県修景緑化実施計画書	21
（6）沖縄県広域緑地計画	22
（7）沖縄県環境基本計画	24
（8）与那原町第 4 次総合計画【一部改訂】	25
（9）与那原町都市マスタープラン【一部改訂】	27
（10）与那原町景観計画	28
（11）与那原町地域総合交通戦略	29
（12）与那原町海辺のまちづくり	30
（13）中城湾港（西原与那原地区）緑化検討報告書	31
（14）与那原町いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画	32

第2章 緑の現況

1. 緑の現況	33
(1) 植生の現況	33
(2) 緑被率の現況	37
(3) 公共施設の緑化状況	37
(4) 道路の緑化状況	38
(5) 民有地の緑化状況	38
2. 緑地の現況	39
(1) 施設緑地及び地域制緑地の現況	39
(2) 都市公園の現況	42

第3章 緑の評価・分析と課題の整理

1. 緑の評価・分析	45
(1) 環境保全のための機能を有する緑の評価	46
(2) レクリエーションの場としての機能を有する緑の評価	51
(3) 防災のための機能を有する緑の評価	55
(4) 景観を形成する緑の評価	59
(5) 緑の総合評価	65
2. 計画の課題と方向性	67
(1) 計画の課題	67
(2) 計画の方向性	69

第4章 緑のまちづくり計画

1. 緑のまちづくりの基本的な考え方	71
(1) 基本理念	71
(2) 将来像	72
(3) 基本方針	72
2. 計画の目標水準	77
(1) 目標年次・都市のフレーム	77
(2) 施設緑地の確保目標	77
(3) 地域制緑地の確保目標	82
(4) 緑地の確保目標水準	83
(5) 緑化の推進目標	84
3. 緑の配置計画	85
(1) 環境保全のための緑の配置方針	85
(2) レクリエーションの場として機能する緑の配置方針	89
(3) 防災機能を有する緑の配置方針	93
(4) 景観形成のための緑の配置方針	97

第5章 地域別緑のまちづくり方針

1. 地域区分	103
2. 地域別緑のまちづくり方針	104
(1) 与原・浜田地区	104
(2) 大見武地区	109
(3) 上与那原地区	113
(4) 森下・江口地区	117
(5) 新島・中島・港地区	123
(6) 板良敷・当添地区	129
(7) 東浜地区	135
3. 緑化重点地区における緑のまちづくり方針	139
(1) 上与那原土地区画整理事業地区における緑のまちづくり基本方針	139

第6章 緑のまちづくりを実現するための施策

1. 施策推進の方針	141
2. 施策の展開	145
(1) 森と緑を守り活かす	145
(2) ひろがる海を守り活かす	146
(3) まちの緑を創り育む	147
(4) 地域とともに緑を育む	152

第7章 計画推進の方策

1. 計画推進の方策	155
(1) パートナーシップの必要性	155
(2) 行政内部における推進体制の確立	156
(3) 実施計画の策定	156
(4) 緑に関する施策の評価・進捗状況の確認	156
(5) 緑のまちづくりを支援する各種制度の充実・財源の確保	156
(6) 広域的な取り組み	157

参考資料

参考資料1. 緑化に対する地域住民からの意見	159
参考資料2. 引用文献一覧	161

序章 緑の基本計画とは

序 章 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画とは

これからのまちづくりにおいては緑の保全、回復を促進し、自然と人間の共生する緑豊かな生活環境を形成していくことが重要課題の一つとして位置づけられる。特に、現代社会においては、環境問題が地球規模で顕在化していることや地域住民の日常生活における自然志向の高まりとも相まって、都市における緑・オープンスペースの保全・創出を推進することがますます重要となっている。また、世界中で大災害が発生している今日では、地域防災の観点からも緑・オープンスペースを創出・確保する必要性が認められる。

緑の基本計画とは、都市緑地保全法第2条の2「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称であり、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。

また、緑の基本計画の内容は、各市町村の自然的、社会的条件等を踏まえつつ、各自治体の創意工夫のもとに策定されるものであるが、必ず設けなければならない事項、あるいは必要に応じて設ける事項として、以下の6項目を掲げている。

【必ず設けなければならない事項】

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

【必要に応じて設けることができる事項】

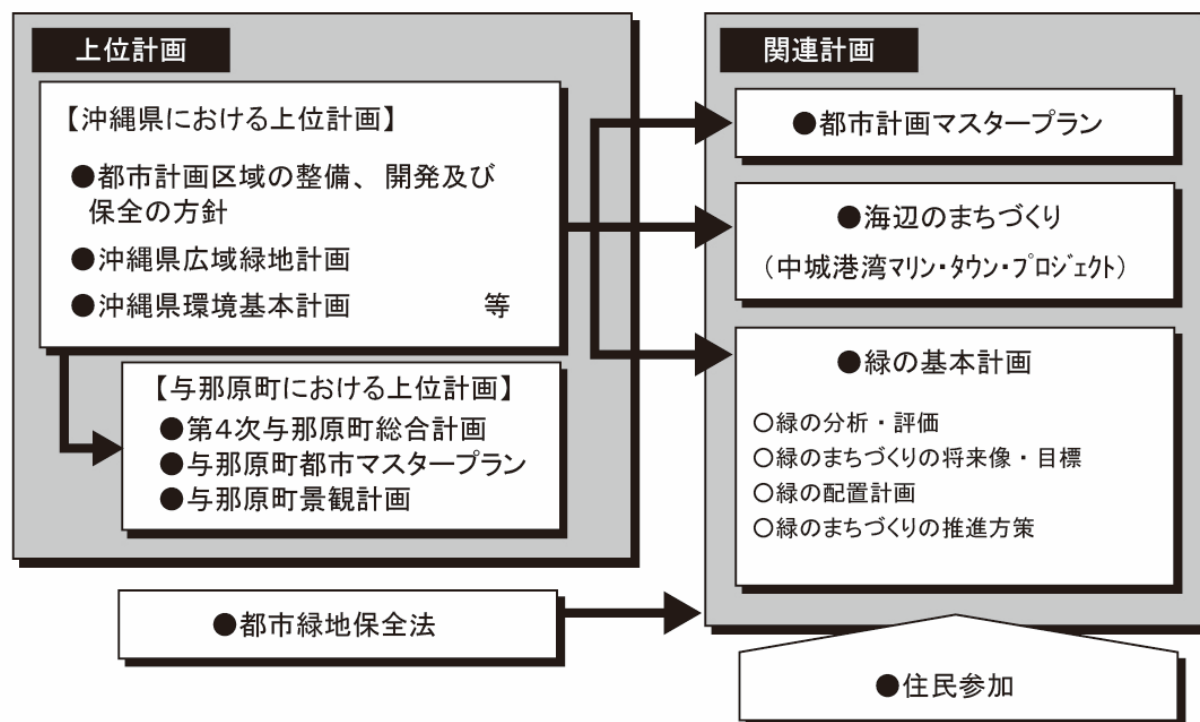
- ① 緑地の配置の方針に関する事項
- ② 緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- ③ 緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項
- ④ 緑地の推進を重点的に図るべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

注：本町の緑の基本計画では、上記の「必要に応じて設けることができる事項」のうち、②については対象外としている。

(2) 与那原町における緑の基本計画の位置づけ

本計画は沖縄県の上位関連計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（案）や「沖縄県広域緑地計画」、「沖縄県環境基本計画」、本町の「第3次与那原町総合計画」あるいは「与那原町都市マスタープラン」において示されている将来像、計画との整合性を図ることが必要となる。また、東浜地区においては土地利用の指針を示した「与那原町海辺のまちづくり」との整合性に配慮しつつ、緑の保全・創出の方針を明確に示す。

■緑の基本計画の位置づけ



(3)緑の基本計画の目的と計画策定の視点

緑の基本計画の大きな目的は、都市環境の基盤を形成する緑地の適正な保全・整備及び、緑化の在り方等を総合的かつ計画的に実行していくための方針を示すことであり、目標達成のためには以下のような視点から計画を策定する必要がある。

■緑の基本計画策定の視点

1. 住民参画型による計画づくり・地域づくり

緑とは公園をはじめ、水辺空間、住宅の庭、農用地、公共施設等多岐にわたるものである。従って、本計画を推進するためには、緑化、ひいてはまちづくりに対する地域住民の意識高揚を図ることが肝要である。従って、住民懇談会の開催等を通じて、行政、地域住民一体となった計画づくりを推進する。

2. 緑が果たす機能、効果等を踏まえ、地域特性に配慮した緑の配置計画、緑と水のネットワークの形成を推進する。

緑化の推進が本町のまちづくりに与える効果は様々である。計画をより実効性の高いものとするためには、緑が果たす機能を十分に把握した上で、地域特性に配慮した緑と水のネットワークの構築を図り、個性豊かなまちづくりを目指す。次頁の表は緑の果たす機能を大きく4つに分類して整理したものである。

■緑の果たす役割

環境負荷効果	●大気浄化、温暖化の抑制等の環境的効果を発揮する
景観形成効果	●良好な地域景観を形成するための重要な要素となる
地域防災効果	●災害時の避難地、延焼遮断等の役割を果たす
住社会的効果	●スポーツ・レクリエーションの場として機能することにより、住民の健康増進に寄与する ●地域住民に対して精神的安らぎ、安堵感を与える

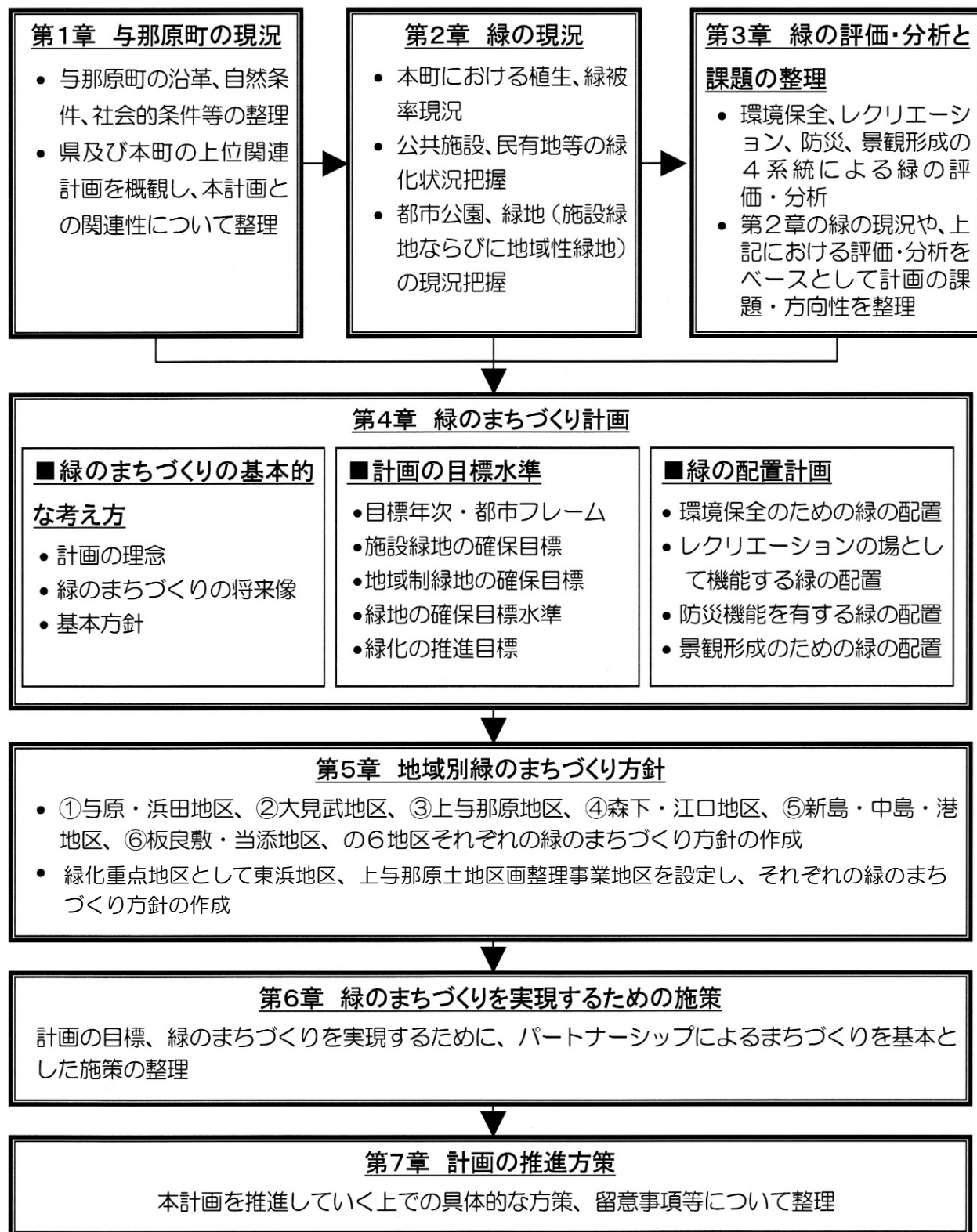
3. まちづくりを展開する上で特に緑化を推進する必要があると想定される地区（緑化重点地区）を設定する。

緑の基本計画では、緑が少ない住宅地、風致の維持が特に重要な地区、市街地開発事業と連携して計画を設定することが望ましい地区等を「緑化重点地区」と位置づけ、計画が目指すものをモデル的に具体化することが可能である。本計画においても、特に緑化を推進する必要があるとされる地区を重点地区に設定して、計画推進の方策を明確に示すこととする。

(4)本計画の構成

本計画は、次頁に示すフロー図に基づいて進めることとする。

■フロー図



第 1 章 与那原町の現況

第1章 与那原町の現況

1. 自然的条件の整理

(1) 位置

本町は、沖縄本島東海岸南部、中城湾に面しており、県都那覇市から約 9km の地点に位置している。町土は、東西に細長い三日月型の形態をなしており、面積は 4.45 k m²となっている。また、南に南城市、西に南風原町、北に西原町に接している。

■位置図



那覇広域都市計画区域：那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、南風原町、八重瀬町、与那原町

(2)沿革

本町は、東に豊富な海洋資源を有し、また天然の良港ともいえる中城湾を臨み、東南の雨乞森、北西にそびえる運玉森に抱かれた風光明媚な中に市街地を形成し、多様な住民生活を営んでいる。

本町は自然に恵まれるとともに、古くから与那原港を中心とした山原船による物資の集散地として栄え、さらには大正3年の軽便鉄道の開通により、名実ともに本島東海岸の海陸交通の拠点都市を形成してきた。しかし、第2次世界大戦の戦火により、市街地の多くは焼け野原と化した。その後復興されたが、戦禍の傷跡が至るところに残されていた。また、復興と同時に急激な都市化と人口増加により、都市基盤や生活環境整備の立ち後れが顕著であった。

このような状況のもとで、本町では現在「第4次与那原町総合計画」のまちの将来像として掲げる「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」の実現に向けて様々な施策を展開している。

一方、那覇市に隣接する市町村はベッドタウン化により、人口が増加傾向にある中で、本町では住宅地としての平地面積に乏しく、隣接市町村に比較して人口増加率の低下がみられる。しかしながら、現在では、「中城湾港マリン・タウン・プロジェクト」公有水面埋立事業が進められており、平地面積拡大による今後の本町の発展に向けて大きな期待が寄せられている。

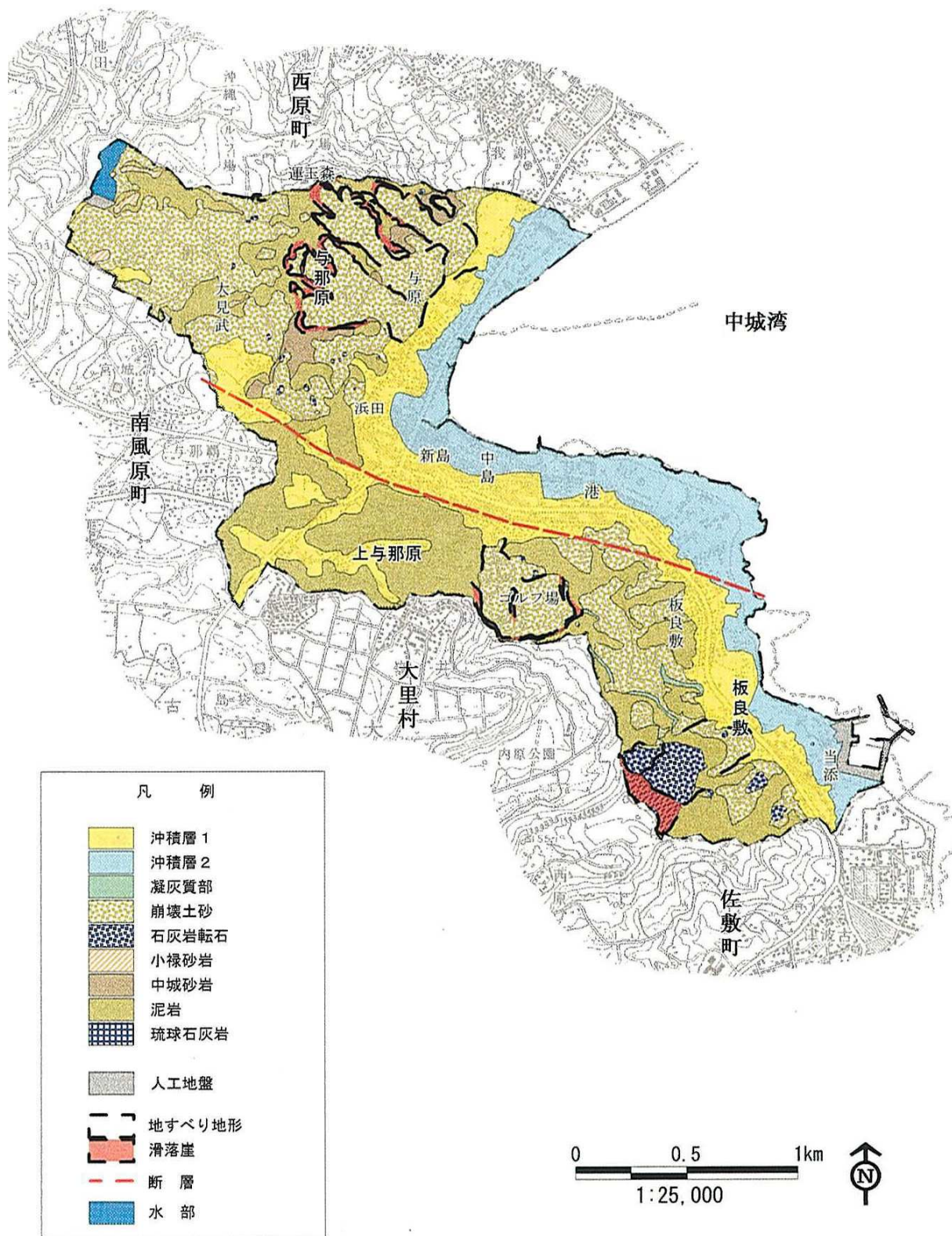
(3)気象

本町は沖縄県共通の亜熱帯気候に属しており、年間を通して比較的温暖である。年間の平均気温は22.4℃、年間降雨量は1,688 mmであり、特に春から夏にかけて降水量が多くなっている。

(4)地質・土壌

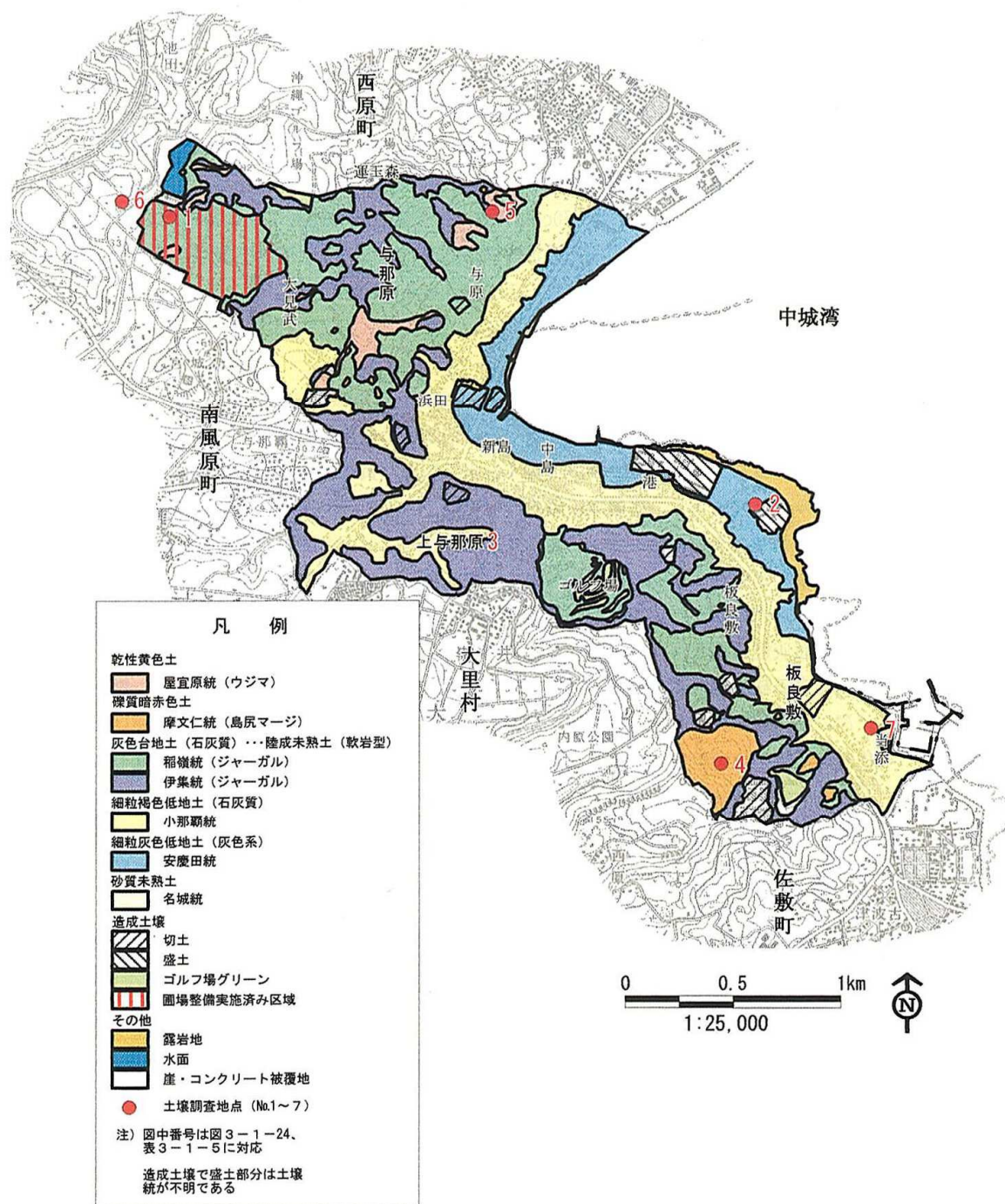
地質は島尻群与那原層を基盤に、南部台地上に琉球石灰岩が分布し、さらには海岸沿線に沖積層が分布する。また、土壌は新第三系の島尻群層に属する青灰色の泥灰岩（クチャ）が大部分を占める。これらの土壌は沖縄地方では「ジャーガル」と総称されているが、土壌分類学的には、幾つかの異なった種類の土壌から構成されている。

■地質図



資料：与那原町土地分類調査報告書（平成 12 年 3 月 与那原町）

■ 土壤図

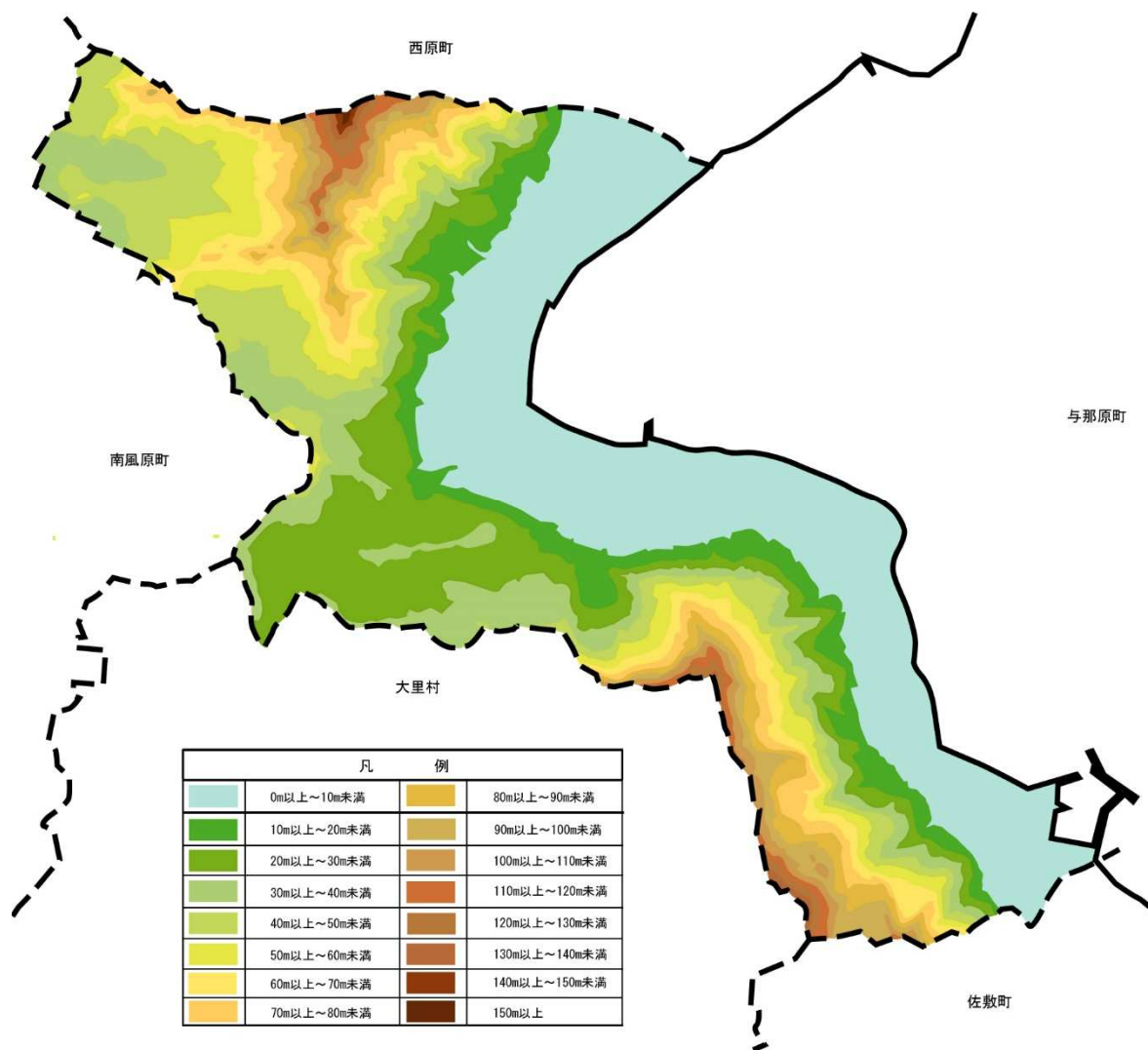


資料：与那原町土地分類調査報告書（平成 12 年 3 月 与那原町）

(5) 地形

本町の地形は海岸線沿いに平坦地が連なり、その背後には標高 158m の運玉森、標高 133m の雨乞森を中心とした林野となっている。

■ 地形図



資料：与那原町地形図をベースとして作成

2. 社会的条件の整理

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成 12 年現在 15,109 人となっている。昭和 50 年～平成 12 年の 25 年間に 3,092 人（25.7%）の増加となっており、その推移を 5 年ごとにみると、昭和 50 年～55 年は 735 人（6.1%）増、昭和 55 年～60 年は 559 人（4.4%）増、昭和 60 年～平成 2 年は 698 人（5.2%）増、平成 2 年～平成 7 年は 841 人（6.0%）、平成 7 年～平成 12 年は 259 人（1.7%）増と着実に増加している。しかしながら、近年では増加率が低下しているのが現状である。

■与那原町の人口の推移（単位：人）

昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
12, 017	12, 752	13, 311	14, 009	14, 850	15, 109

資料：国勢調査

次に、人口を年齢別に年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、高齢人口（65 歳以上）の 3 つに区分し、それぞれの構成比の動向（昭和 50 年～平成 12 年）をみると、年少人口は 32.3% から 21.1% に減少し、生産年齢人口は 61.6% から 66.3%、高齢人口は 6.1% から 12.6% にそれぞれ増加している。このように、本町においても少子高齢化が進展していることが伺える。

■年齢別人口の推移

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢人口 (65歳以上)	
	人	%	人	%	人	%
昭和50年	3, 880	32. 3	7, 403	61. 6	732	6. 1
昭和55年	4, 087	32. 0	7, 812	61. 3	853	6. 7
昭和60年	4, 010	30. 1	8, 280	62. 3	1, 011	7. 6
平成2年	3, 696	26. 4	8, 990	64. 3	1, 304	9. 3
平成7年	3, 494	23. 5	9, 811	66. 1	1, 545	10. 4
平成12年	3, 176	21. 1	9, 972	66. 3	1, 894	12. 6

資料：国勢調査

(2)世帯数の推移

世帯数をみると、昭和 50 年から平成 12 年の 25 年間で 1,885 世帯（63.7%）の増加となっている。一方、世帯規模は 4.1 人から 3.2 人へと縮小しており、このようなことから本町においても、核家族化及び少子化の潮流が押し寄せていることがわかる。

■世帯数の推移（単位：世帯）

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
世帯数	2,959	3,274	3,541	3,939	4,457	4,844
世帯規模	4.1	3.9	3.8	3.6	3.3	3.2

資料：国勢調査

(3)就業人口の推移

本町の就業者数は、昭和 50 年の 4,398 人から着実に増加し、平成 12 年には 6,541 人となっている。平成 7 年の就業構造をみると、第 1 次産業 147 人（2.2%）、第 2 次産業 1,395 人（21.3%）、第 3 次産業 4,980 人（76.1%）である。それぞれの産業の構成比を昭和 50 年と比較すると、第 1 次及び第 2 次産業は減少しているのに対し、第 3 次産業は増加している。各産業とも昭和 60 年から平成 2 年に比較的大きな動きがあったものの、それ以外では特に目立った傾向はみられない。

■就業人口の推移（単位：人）

	就業者 総数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		分類不能の産業	
		就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比	就業者	構成比
昭和50年	4,398	153	3.5	1,079	24.5	3,129	71.1	37	0.8
昭和55年	4,766	177	3.7	1,191	25.0	3,395	71.2	3	0.1
昭和60年	5,150	182	3.5	1,236	24.0	3,704	71.9	28	0.5
平成2年	5,759	141	2.4	1,282	22.3	4,334	75.3	2	0.0
平成7年	6,220	153	2.5	1,383	22.2	4,676	75.2	8	0.1
平成12年	6,541	147	2.2	1,395	21.3	4,980	76.1	19	0.3

資料：国勢調査

(4)土地利用の状況

本町の土地利用現況は、農地が最も多く約 95.83ha（22.5％）、次いでその他自然地が約 77.56ha（18.2％）となっている。都市的土地利用は約 207.24ha（48.7％）、自然的土地利用が約 218.55ha（51.3％）となっている。

市街化区域内の土地利用については、都市的土地利用がなされているのは約 154.85ha であり、このうち、住宅用地は約 63.20ha（33.3％）、商業用地 9.58ha（5.0％）、工業用地 6.64ha（3.5％）となっている。

■土地の利用状況（単位：ha、％）

		市街化区域		市街化調整区域		計	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合
都市的土地利用	住宅用地	63.20	33.3	6.30	2.7	69.50	16.3
	商業用地	9.58	5.0	0.28	0.1	9.86	2.3
	工業用地	6.64	3.5	0.27	0.1	6.91	1.6
	公共・公益用地	22.00	11.6	7.20	3.1	29.20	6.9
	道路用地	36.50	19.2	26.35	11.2	62.85	14.8
	交通施設	1.97	1.0	—	—	1.97	0.5
	その他の空き地	14.76	7.8	11.99	5.1	26.95	6.3
	計	154.85	81.5	52.39	22.2	207.24	48.7
自然的土地利用	農地	23.40	12.3	72.43	30.7	95.83	22.5
	山地	0.89	0.5	40.16	17.0	41.05	9.6
	水面	0.88	0.5	3.23	1.4	4.11	1.0
	その他自然他	9.90	5.2	67.66	28.7	77.56	18.2
	計	35.07	18.5	183.48	77.8	218.55	51.3
合計		189.92	100.0	235.87	100.0	425.79	100.0
可住地		116.84	61.5	131.43	55.7	248.27	58.3
非可住地		73.08	38.5	104.44	44.3	177.52	41.7

資料：那覇広域都市計画区域都市計画基礎調査（平成 14 年 3 月 沖縄県）

(5)市街化の状況

本町は、全域が那覇広域都市計画区域に含まれており、市街化区域 189.92ha、人口 14.5 千人、市街化調整区域 235.87ha、人口 0.6 千人となっている。市街化区域は、全域が用途区域に指定されている。

■市街化区域及び市街化調整区域の概要（平成 12 年）

都市計画区域			市街化区域			市街化調整区域		
面積 (ha)	人口 (千人)	人口密度 (人/ha)	面積 (ha)	人口 (千人)	人口密度 (人/ha)	面積 (ha)	人口 (千人)	人口密度 (人/ha)
425.79	15.1	35.5	189.92	14.5	76.6	235.87	0.6	2.4

資料：那覇広域都市計画区域都市計画基礎調査（平成 14 年 3 月 沖縄県）

(6)人口集中地区の変遷

人口集中地区の変遷をみると、その面積は、昭和 45 年～平成 12 年までの間に 127ha（211.73%）拡大している。DID 人口は、対昭和 45 年比較で見ると、6,335 人（114.8%）の増加となっている。また、DID 区域の人口密度は、昭和 45 年と平成 12 年を比較すると 28.6 人/ha の低下となっている。

■人口集中地区の変遷（単位：ha、人、人/ha）

	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
DID面積	60	80	100	110	120	170	187
DID人口	5,519	7,191	7,889	9,006	8,269	11,860	11,854
DID地区の人口密度	92.0	89.9	78.9	81.9	68.9	69.8	63.4

資料：国勢調査

注 1：人口密度とは単位面積あたりの人口であり、ここでは 1ha を基準単位としている。

注 2：人口集中地区とは昭和 35 年国勢調査から都市的地域の特質を明らかにするために設定されたものであり、人口密度が 1 ㎡あたり 4,000 人以上の地区が集中し、合計人口が 5,000 人以上の地域のことである。

(7) 公共下水道

本町をはじめとする西原町、中城村、南城市の中城湾に面する地域においては、かつて生活雑排水のほとんどが未処理のまま中城湾へと放流されている状況下であり、下水道整備が大きな課題であった。こうした中、中城湾の水質保全及び地域住民の快適な生活環境を確保することを目的として、平成8年度より公共下水道の整備に取り組んできた。平成14年6月17日には本町においても一部地域での供用が開始されており、現在も全面供用開始に向けた整備が進められている。

■下水道の概況

		平成15年3月
人口	A 行政人口	15,360
	B 計画人口	28,100
	C 使用可能人口	3,788
	D 使用人口	498
世帯数	E 総世帯数	5,108
	F 計画世帯数	9,366
	G 使用可能世帯数	1,263
	H 使用世帯数（栓数）	170
面積	I 行政面積	445.0ha
	J 計画面積	294.0ha
	K 供用開始面積	45.1ha
普及率 (H15.3現在)	行政人口に対する使用可能人口比 (C/A)	$\frac{3,788}{15,360} = 24.7\%$
	使用可能人口に対する使用人口比 (D/C)	$\frac{498}{3,788} = 13.1\%$
	総世帯数に対する使用世帯数比 (G/E)	$\frac{1,263}{5,108} = 24.7\%$
	使用可能世帯数に対する使用世帯数（栓数）比 (H/G)	$\frac{170}{1,263} = 13.5\%$
	計画面積に対する供用開始面積比 (K/J)	$\frac{45.1}{294.0} = 15.3\%$

資料：与那原町公共下水道調査報告書（与那原町都市計画課）

(8)道路の概況

①交通量の状況

本町においては、南北方向に名護市と那覇市を結ぶ国道 329 号、国道 331 号が主軸となり、県道糸満・与那原線、県道南風原与那原線によって道路網が構成されている。

国道 331 号の字板良敷付近での平日の交通量は、21,042/12h（道路交通センサス 平成 11 沖縄総合事務局）となっている。また、本町北側に隣接する西原町我謝の国道 329 号における平日の交通量は 28,399/12h、西に隣接する南風原町与那覇の国道 331 号における平日の交通量は 15,508/12h となっている。

②道路概況

本町における町道延長は平成 15 年 4 月 1 日現在、一級路線 7,227m、二級路線 5,992m、その他町道 21,115m であり、改良率はそれぞれ 87.9%、76.6%、67.5%となっている。

■道路の概況（単位：m、%）

道路種別	年度	実延長	改良済	
			率	延長
一級路線	H14. 4. 1	7,227	87.9%	6,352
	H15. 4. 1	7,227	87.9%	6,352
二級路線	H14. 4. 1	5,992	76.6%	4,589
	H15. 4. 1	5,992	76.6%	4,589
その他	H14. 4. 1	20,817	67.0%	13,954
	H15. 4. 1	21,115	67.5%	14,252
合計	H14. 4. 1	34,036	73.1%	24,895
	H15. 4. 1	34,334	73.4%	25,193

資料：与那原町道路施設現況調書（与那原町建設課）

3. 上位・関連計画の整理

(1) 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改訂計画】（平成 29 年 5 月）

沖縄県の将来像の実現を図る取り組みやこれからの県政運営の基本的な指針をしめしたものである。以下、その概要を整理する。

<計画の期間>

沖縄 21 世紀ビジョンが想定する概ね 20 年後に至る前期 10 年に相当する、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とする。

<計画の目標>

時代を切り開き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな『美ら島』おきなわ

<基本施策>

① 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して

○ 自然環境の保全・再生・適正利用

人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化する中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努めるほか、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組みます。また、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図ります。

【施策展開】：陸域・水辺環境の保全

自然環境は私たちに様々な恵みを与えてくれるかけがえのない重要な存在であるという認識のもと、野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、森林、河川、干潟、藻場等の陸域・水辺環境を保全します。

【施策展開】：自然環境の適正利用

自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力（キャリングキャパシティ）の考えのもと、自然環境を適正に利用します。

このため、環境影響評価制度については、大規模開発に対し、一層の環境保全対策が講じられるよう、沖縄の環境特性や社会状況の変化等を踏まえた制度の見直しを図るとともに、小規模開発に対しては環境影響評価の手続の制度化を推進するなど、開発時における自然環境保全対策の強化に取り組みます。

また、自然環境の持続可能な利用を図るため、自然環境の現状把握に努めるとともに、これらの結果を踏まえた科学的知見に基づくルールづくり等を推進します。

さらに、自然環境保全に必要な財源を持続的に確保するため、新たな税の導入

② 希望と活力にあふれる豊かな島を目ざして

○ 世界水準の観光リゾート地の形成

沖縄の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラム（高付加価値型観光）を戦略的に展開するとともに、安全・安心・快適な観光地としての基本的な旅行環境の整備等により、

世界に誇れる“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指します。

【施策展開】：大型 MICE 施設を核とした戦力的な MICE の振興

中城湾港マリンタウン地区に大規模展示場等を備えた大型MICE施設を整備するとともに、宿泊施設や商業施設の立地促進や施設利用者の交通利便性の確保など、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。

○沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出

成長可能性を秘めた新たな産業の芽を育て、既存産業との相乗効果により成長する産業として発展させるため、自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等、沖縄のソフトパワーを重要な産業資源として積極的に利活用し、競争力のある新産業を創出するとともに、環境関連産業の集積、海洋資源調査・開発の支援拠点の形成、県経済に投資を呼び込む金融関連産業の高度化、さらには MICE による新たな産業振興に取り組みます。

（２）那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成２９年６月）

那覇広域都市計画区域における整備、開発又は保全の方針を示したものである。以下、その概要を整理する。

＜都市の将来像＞

- ①誰もが安心して暮らせるにぎわいのある都市圏
- ②地域独自のものに誇りをもち、その心が発信できる都市圏
- ③多様な生活様式が可能な都市圏
- ④世界に開く広域交流都市圏
- ⑤連携と交流が盛んな活気あふれる都市圏
- ⑥環境にやさしい循環型・低炭素型都市圏
- ⑦知的交流が盛んな情報先進都市圏
- ⑧観光・ＭＩＣＥ・ショッピングで魅力あふれる都市圏

＜都市づくりの基本理念・基本方針＞

■基本理念：歴史交流都市圏・「ウフマチ」（連携し、大きく発展する街）

■基本方針

- ①地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体の都市圏づくり
- ②重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市づくり
- ③都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する都市づくり

＜自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針＞

■基本理念：自然とうまんちゅの心の財産を継承する快適で健康的な都市環境

緑地の確保の目標水準

市街地一帯における緑地確保目標量	市街地一帯に対する割合
4,016ha	30%

緑地の確保の目標水準

年 次	平成22年	平成42年
都市公園等の整備目標	508ha	1,595ha
都市計画区域人口１人当たりの目標水準	6.6㎡/人	20.0㎡/人

(3) 第5次沖縄県国土利用計画(平成30年3月)

本計画は、沖縄県の土地利用に関して必要な事項を定めるものである。以下に、その概要を整理する。

<将来フレーム>

目標年度：平成39年（西暦2027年）

将来人口：148万人

<基本理念>

- 公共の福祉を優先
- 自然環境の保全
- 地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮
- 健康で文化的な生活環境の確保
- 地域性豊かな県土の均衡ある発展を図る

<利用区分別（森林、原野、公園緑地等）の県土利用の基本方向>

- 水源涵養、生物多様性の保全、温室効果ガス吸収源、県土保全等の公益的機能を考慮し、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、自然環境に配慮した適切な整備・保全活動を推進します。その際、NPOや企業など多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図りつつ、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。
- 原野のうち湿原や草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を推進します。
- 公園緑地等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

県土の土地利用目的に応じた区分ごとの規模の目標（単位：ha, %）

利用区分	平成27年	平成39年	構成比	
			平成27年	平成39年
農地	38,600	37,052	16.9	16.2
森林	106,727	106,940	46.8	46.9
原野等	6,466	6,466	2.8	2.8
水面・河川・水路	3,347	3,370	1.5	1.5
道路	11,511	11,923	5.0	5.2
宅地	15,820	16,957	6.9	7.4
住宅地	10,495	10,819	4.6	4.7
工業用地	569	704	0.2	0.3
その他の宅地	4,756	5,434	2.1	2.4
その他	45,642	45,402	20.0	19.9
合計	228,112	228,112	100.0	100.0

(4) 沖縄県総合緑化基本計画(平成12年4月)

本計画は行政及び県民が一体となって推進する総合的な緑化計画である。以下にその概要を整理する。

<計画の期間>

平成12年から平成21年までの10年間

<緑化施策の基本理念及び基本方針>

●基本理念：「緑の美ら島」の創生をめざして

●基本方針

①貴重な緑をまもる

本県の多様で豊かな自然環境の保全、都市地区に残された樹林の保全、森林・農地防風林などの保全を明確にし体系化したもの

②地域特性を生かした緑づくり

県土の地域特性を生かした亜熱帯沖縄らしい緑でつつむため、海岸、道路、空港、港湾等の緑化の推進について体系化するとともに、中南部地域の荒廃原野の緑化、返還軍用地跡地の緑地の保全及び緑化の推進について体系化したもの

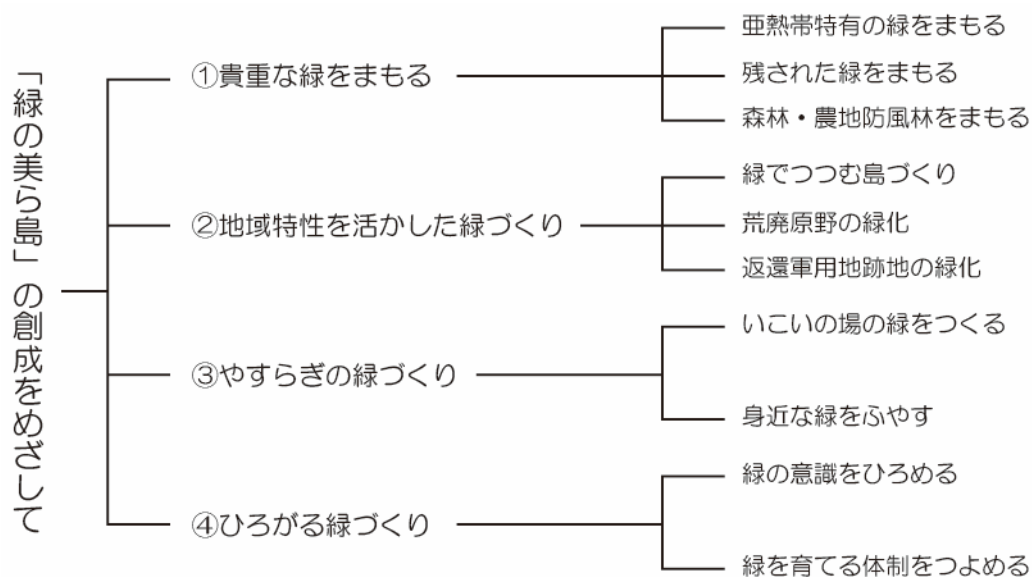
③やすらぎの緑づくり

県民のいきい場となる都市公園の整備や学校、住宅地等の身近な地域の緑化の推進について体系化したもの

④ひろがる緑づくり

県土の緑化に関し、県・市町村・県民が一体となった緑化を推進するための緑の普及啓発、県民運動の展開等を体系化したもの

<施策の体系>



(5) 沖縄県修景緑化実施計画書(平成14年3月)

本計画書は前述の「沖縄県総合緑化基本計画」の基本理念（「緑の美ら島」の創生をめざして）を受けて、総合的・戦略的に修景緑化を推進するための緑化方針・緑化技術指針を明らかにしたものである。以下、その概要を整理する。

<計画の基本理念>

「沖縄の自然を活かし、伝統的風景を規範とした修景緑化を推進する」

<計画の目標>

①伝統的な緑の風景を現代に活かした修景緑化空間

- ・抱護の思想に基づく歴史・文化資源の環境整備のほか、従来からあるみどり資源を用いた地域や地区を抱護する防風林、緑地帯や建物を抱護する生垣など、伝統的な緑化形態やみどり資源を現代の土地利用や生活環境になじんだ修景緑化空間の形成を目指す。

②新しい知恵と自然条件が調和した修景緑化空間

- ・観光・リゾート地周辺および都市部やその近郊では、伝統的な形態、自然の姿に配慮しつつも新しい緑化形態・みどり資源などを活用し、亜熱帯海洋性気候による厳しい日差しや強風を防ぎ、県民や観光客に親しみと潤いを与える修景緑化空間の形成を目指す。

③多くの人々との協働と参加による修景緑化空間

- ・緑地の創出や植栽および維持管理は、行政および県民の多くの人々の手が加わることで初めて実現できるものであり、修景緑化空間の形成に自ら関わることで、その姿に愛着や誇りを得ることができ、このような多くの人々との協働と参加による修景緑化空間の形成を目指す。

<整備目標値>

計画箇所数

修景緑化重点地域	修景緑化整備実施計画箇所
22ゾーン	50箇所

<修景緑化の推進施策>

①多様な空間での修景緑化の推進

- ・農山村の集落や観光リゾート地、歴史文化遺産周辺、荒廃原野やなどの多様な箇所において、既存の緑化事業では対応できなかった空間を対象に植樹や、施設整備、巨樹・巨木の保全を図り、修景緑化を推進する。

②重点的な地域展開による修景緑化施策の推進

- ・本計画にもとづく修景緑化は一定の場所を中心に実施することとし、重点的に緑化を図る地区を抽出するための重点地域と事業展開を図る重点整備地区を定め、効果の高い修景緑化施策の推進を図る。

③地域との連携や県民の参加を目指した修景緑化施策の推進

- ・修景緑化は、日常の維持管理を行っていくことが不可欠であり、地域や県民の積極的な参加による緑化後の適切な維持管理体制を確立する。また、森林づくりボランティアとの連携や、協定制度の創出など参加・連携型による修景緑化施策の推進を図る。

(6) 沖縄県広域緑地計画(平成14年3月)

同計画は沖縄県の都市計画区域全体を対象として、一つの市町村の範囲を超えた広域的な観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを示したものであり、本町の緑の基本計画の直接的な上位計画となるものである。以下、本町が含まれる那覇広域都市計画区域に関する記述を中心にその概要を整理する。

<計画の基本理念>

平成12年～平成32年

<計画の基本理念>

- 「持続発展的な県土の形成と交流文化の舞台をつくる緑地回廊の形成を目ざして」
- ①沖縄の自然や歴史や文化を培ってきたシンボルとしての緑地の回復・再生を進める
 - ②沖縄の全島を一つの緑の回廊にして人や自然や文化のふれあいを育む

<計画の基本方針>

- ①沖縄の緑の特性を生かした緑地づくり
- ②圏域の緑の特徴を活かした緑の配置

<目標水準>

将来人口に対する都市公園の確保目標

⇒ 将来人口に対し、一人あたり20㎡以上（計画公園5割増）

将来市街地面積に対する緑地の確保目標量

⇒ 将来市街地面積の30%以上にあたる緑地を確保する（計画緑地5割増）

都市圏に確保する緑被地量

⇒ 環境の基盤を形成する緑被地を都市圏全体で50%以上を保つよう維持していく

<緑の特性を生かす緑地形成方向>

- 琉球弧の自然と親しむ生きものの共生回廊の形成
- 琉球王国の物語を訪ねる歴史回廊の形成
- 安全ですみよいまちにする安心快適回廊の形成
- 交流を広げるふれあい回廊の形成

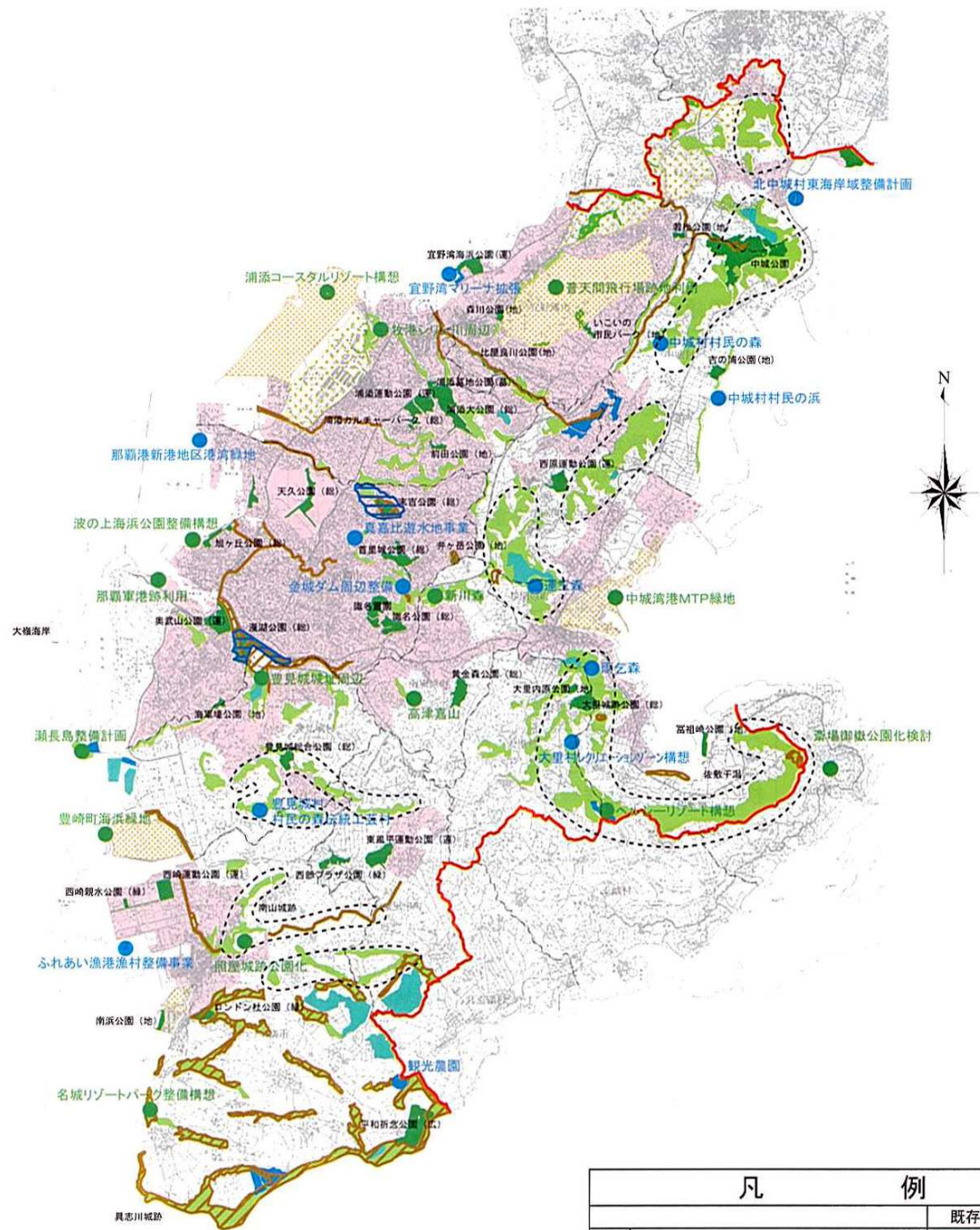
<那覇広域都市圏における施策の推進方針>

- 拠点となる公園緑地の整備（規模10ha以上の根幹的都市公園等の確保）
- 圏域の骨格を維持し緑の回廊を形成する緑地の保全
- 身近な公園緑地の整備推進

<那覇広域都市圏における緑地の確保水準（目標年次平成32年）>

	現況	将来フレーム
人口フレーム	732.4千人	780.4千人
市街地フレーム	8,785.0ha	10,109.5ha

■那覇広域都市圏広域緑地計画実現のための施策の方針図



凡 例		既存	計画
施設緑地	都市公園		
	公共施設緑地		
	民間施設緑地		
地域制緑地	都市計画法制度によるもの (風致地区、緑地保全地区)		
	その他 (自然公園、鳥獣保護区、 保安林、河川区域、水面)		
市街地			
軍用地			
都市計画区域			

* 地域制緑地：点線は郊外検討対象域

資料：沖縄県広域緑地計画（平成 14 年 3 月 沖縄県）

(7) 沖縄県環境基本計画(平成15年4月)

緑の保全・創出は、現代社会において地球温暖化やヒートアイランド現象といった環境問題に対して有効な手段の一つであることから、同計画についても広義的に上位計画として位置づけることができる。以下、その概要を抜粋・整理する。

＜沖縄県が目指す環境像＞ 豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県

＜基本目標＞

- ①環境への負荷の少ない循環型社会づくり（循環）
- ②人と自然が共生する潤いのある地域づくり（共生）
- ③環境保全活動への積極的な参加（参加）
- ④地球環境の保全に貢献する社会づくり（地球環境保全）

＜環境の保全・創造のための施策（緑・水辺・景観の保全と創造）＞

- ①公共施設等の緑化推進
 - ・沖縄の自然を活かし、在来種による伝統的風景を規範とした修景緑化の推進
 - ・緑地の確保目標は平成27年度（2015年度）市街化区域の35%、都市計画区域の14%とし、身近な環境にみどりが広がるまちづくりを進める
 - ・都市公園等の整備率は、平成27年度（2015年度）までに県民一人当たり20㎡を目指す
- ②道路緑化等の推進
 - ・県管理道路（国道、県道、街路）について、緑化推進に努める
 - ・長期的には、人家の連担する地域の幹線道路について、概ね緑化に努める
- ③身近（学校、公共施設、住宅・民間施設）な緑化の推進
 - ・学校施設、公共施設、住宅・民間施設などの身近な緑化の推進に努める
- ④水辺空間の保全と創造
 - ・自然海岸や河川の保全に努め、河川の改修などに当たっては、自然環境や親水性に配慮した快適な水辺空間の提供に努める
- ⑤下水処理再利用による親水空間確保
 - ・下水処理水の再利用により、親水空間を確保し、人々にゆとりと潤いを与える憩いの場を提供する
- ⑥良好な都市景観の形成
 - ・地域特性を生かした優れた景観の形成に努める
- ⑦良好な自然・農村景観の保全と創造
 - ・農村地域における良好な自然・農村景観の保全を図るために、農村環境の保全と整備を行う

(8)与那原町第4次総合計画【一部改訂】(平成29年9月一部改訂)

平成29年に一部改訂された第4次与那原町総合計画では、「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」をまちの将来像に掲げ、まちづくりへ向けた基本的方向を示している。以下にその概要を整理する。

まちの将来像：「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」

<まちの目標>

①みんなで創るこころ豊かなまち

- わたしたちの住む町を取り巻く環境は、社会状況の変化や生活形態などの多様化に伴い住民ニーズは多岐に渡り、行政の限られた予算と人材では、すべてに応えることはできません。
- 誰もが望む住みよいまちの姿とは、一人ひとりが尊重され、安心して安定した生活が送れる、やさしさ溢れるまちです。
- そのためには、住民が互いに協力し合い、支えあいながら行政との役割分担のもとに、地域や暮らしの問題を解決する協働のまちづくりを推進していくことが必要です。
- 今後は、住民との協働のもと、本町の伝統行事で築かれる地域コミュニティを継承しつつ、未来を担う子どもたちが、豊かで、人間性に満ち溢れる人として育つための教育環境づくりを進めます。
- また、誰もが慣れ親しんだ地域で子どもを生み育て、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れる健康福祉社会の実現を目指し、「みんなで創るこころ豊かなまち」の形成を進めます。

②ゆとり潤いのあるまち

- 本町は、沖縄本島東部地域の産業経済活動の集散地として発展したまちであり、町民の気質や伝統、さらに、地域コミュニティは、こうした産業経済活動を背景として築かれてきました。
- 伝統や地域コミュニティを未来へつなぎながら、活力と潤いのある海辺のまちづくりを目指して、中城湾港マリンタウンプロジェクトを推進し、既成市街地と東浜地区における新たな市街地が一体となり、名実ともに「東部地域の拠点都市」を目指します。
- まちづくりにおいては、つねにそこに住む人々の視点に立って考え、コンパクトで機能的な安心・安全・快適なまちをつくるとともに、本町で暮らす人々が共通の財産としていつまでも愛しつづけることのできるまちづくりが必要です。
- また、大型MICE施設の開業に伴い、増加が予想される国内外からの観光客の受け皿となる観光産業の発展が期待されます。
- 今後は、本町の持つ美しい自然環境を住民に潤いとやすらぎを与える社会資本の一つとして捉えて次世代へ引き続き、「住む・働く・憩う」が効率的に行なえるまちの形成を目指し、誰もが住みたくするような「ゆとりと潤いのあるまち」の形成を進めます。

＜土地利用計画 利用区分別の土地利用の基本方針＞

①住宅地区

- 既成市街地の住宅地は、建物が密集した状況となっている。地区内の骨格となる生活道路の整備及び空地を利用したポケットパーク（広場）などの整備による都市基盤の改善を図り、居住環境の向上に努めます。
- 東浜地区は、地区計画に基づいた秩序ある緑豊かな潤いのある住環境の形成に努めます。

②公園・緑地

- 公園・緑地は、レクリエーション・防災・景観・環境保全などの機能を有するとともに憩いの場として、住民生活に大きく役立っています。今後も住民ニーズに沿った安心で安全性の高い施設環境を確保しながら、機能の充実、適切な維持管理を行ないます。

③山林・原野

- 良好な自然環境を有する山林・原野については保全を図り、土砂流出防止、水源涵養、大気浄化などの機能の確保に努めます。

④海岸域

- 当添漁港から県道糸満与那原線にかけての海岸線については、リーフが形成されており、豊かな自然資源として保全を努めるとともに、県道糸満与那原線から与那地区にかけては、人々が水と親しめる親水空間として整備・活用を図ります。

＜基本計画 コンパクトで快適に暮らせるまちづくり＞

①緑化

- 公共施設を活用し、屋上緑化や壁面緑化のモデルとすることで、民間建築物への緑化も促進します。
- 街路樹の整備・公園等の緑化を図るとともに、街角などにおけるポケットパーク（広場）等の整備に努めます。
- グリーン運動に基づく苗木やたい肥の配布、緑化に対する情報提供などを行うとともに、町花・町木による緑化を推進し、緑化講座や緑化コンクール、町の広報紙での紹介等を取り入れて、住民の緑化意識の高揚を図ります。
- 学校等においては、緑の写生大会、一人一鉢運動など、児童や生徒の課外活動の一環として緑化運動に取り組みます。

②都市計画

- 運玉森、雨乞森などの緑地については、本町の貴重な自然環境として保全に取り組みます。また、開発行為については、自然環境との調和を図るため、関連法令、条例等のもと慎重に精査・検討を行います。
- ウォーターフロント（海岸通の土地、水辺）の特性を活かし、親水空間の確保を図るとともに、水路や海岸の利活用を促進します。
- 既存の街区公園、近隣公園については、適正な維持管理に努めるとともに、利活用の促進を図り、また新たに整備された地区公園である与那古浜公園については、朝日を眺められる公園として、イベントやレクリエーション活動等の拠点とします。
- 運玉森については、遊歩道の整備や展望台の設置等について検討します
- まちなかの公園における賑わい創出のため、民間活用も見据えた公共還元型収益施設の設置について検討します。
- 与那公園については、公園利用者の増加や利便性向上のため、公園区域の拡大や公園施設の整備等について検討します。

(9)与那原町都市計画マスタープラン【一部改訂】(平成 30 年 6 月 一部改訂)

本マスタープランは、「与那原町第 4 次総合計画」に掲げられた将来像の実現を目指し、「太陽とみどり、伝統とやさしさ未来へつなぐ海辺のまち」を創出するまちづくりのための基本的方向を示している。

<まちづくりの基本方針>

- 交通の要衝としての立地を活かしたまちづくり
- 既成市街地と新市街地が調和したまちづくり
- 地域の産業を支え、創出するまちづくり
- 社会情勢に対応したまちづくり

<みどりと水に関する方針>

(1) 公園・広場・緑地

公園や広場・緑地は、地域住民にとって「潤い」と「やすらぎ」をもたらす身近なレクリエーションや自然とのふれあいの場であるとともに、美しく快適な空間の形成にも大きな役割を担っており、環境保全、景観形成、防災の機能も有する。

本町の公園の整備状況をみると、街区公園は 7 カ所 (1.27ha)、近隣公園は 2 カ所 (3.42ha)、地区公園は与那古浜公園の 1 カ所 (4.16ha)、その他御殿山青少年広場 (1.09ha)、マリンタウン東浜公園 (シンボル緑地：3.80ha) が整備済となっている。

整備済みの公園については、適正な維持管理に努めるとともに、住民等の活用を促進する。また、まち中の公園における賑わいの創出のため、民間活用も見据えた公共還元型収益施設の設置の検討を行う。

一人当たりの公園面積の目標を 10 m²とし、人口動向や市街地の進展の状況をみながら、新たな公園整備や公園区域の拡大などについて検討を行う。

(2) リフレッシュ地域 (水路の保全・整備・活用、海岸環境保全)

既存市街地と東浜区間の水路については、ウォータースフロントの特性を活かして、地域住民の利用に加えて観光振興にも資する潤いある親水空間として整備を検討する。マリーナや沿岸海域については、保全を図るとともに、地域住民や来街者の交流を促進し、人々が気軽に海と触れ合える環境を形成する。

(3) 自然緑地の保全

運玉森、雨乞森などの緑地については、本町の貴重な自然環境として保全に取り組む。また、開発行為については、自然環境との調和を図るため、関連法令、条例等のもと慎重に精査・検討を行う。

(10) 与那原町景観計画（平成 28 年 3 月）

与那原町の景観特性や景観の「将来像」及び「景観形成に関する方針」を示し、行政や住民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを示したものである。以下、その概要を整理する。

<景観づくりの基本理念>

豊かな緑と水辺に抱かれた与那原の営みと歴史が創出する癒しとゆとりの景観づくり

<景観形成の目標>

- ①豊かな緑や水辺など、自然環境を保全した自然景観づくり
- ②生活環境の向上を図る景観形成
- ③観光振興をはじめ、与那原町の発展に資する景観形成
- ④次世代に継承する魅力ある景観の育成、創出
- ⑤住民、事業者、行政が協働し、景観まちづくりの実践

<良好な景観形成に関する基本方針>

①コンパクトなまちで豊かな景観を形成

与那原町は、沖縄本島で最も小さな町であるが、軽便鉄道ややんばる船が行き来する交通の要衝として発展してきた。また、既成市街地には御嶽などの歴史的資源も点在している。小さいながらも、活気のあるまちとして発展していくため、自然豊かな景観づくりを推進する。

②斜面緑地や農地、水辺など自然を活かした新たな景観づくり

与那原町の特徴である運玉森や雨乞森などの斜面緑地や農地、水辺、海浜、水路などの豊かな自然環境を保全・活用するとともに、これらを抱く地形により生み出された、素晴らしい眺望を活かし、次世代に継承する新たな景観づくりを推進する。

③新たな与那原の景観づくり

東浜地区は、市街化が進行し、新たな与那原の住宅地が形成され、人口も増加している。また、大型MICE施設の整備も予定され、交流集客拠点の開発が進んでいる。東浜水路を挟んで旧市街地が広がっており、新たな景観の創出により新しい与那原の表情を作っていく。また、主要な道路の沿線も町を特徴付ける赤瓦を活用し、地域を印象付ける景観づくりを推進する。

④住民との協働による景観づくりを推進

与那原町は、伝統行事である与那原大綱曳が毎年夏に行われている。その原動力は、地域を愛する住民の存在が大きい。今後の景観形成においては地域活動に対する支援を充実させるとともに、住民と事業者、行政による協働による景観づくりを推進する。

(11) 与那原町地域総合交通戦略（平成 30 年 3 月）

与那原町の景観特性や景観の「将来像」及び「景観形成に関する方針」を示し、行政や住民等の多様な主体が共通の景観形成のビジョンを示したものである。以下、その概要を整理する。

<目標年次>

平成 30 年度から平成 37 年度の 8 年間

<計画目標>

- ①公共交通空白地域の解消と安心・安全な町内交通の確保
- ②都市間交流を円滑にする広域交通網の整備、充実と意識改革

<交通に対する意識改革>

- ①地域住民が主体となった道路維持管理や沿道景観づくりの推奨

町内を縦横断する幹線道路を通過するだけではなく、滞在したくなるような滞留空間の確保や本町の特性を踏まえた魅力的な沿道景観の創出を地域が主体となって取り組み、良好な沿道環境の創出を行う。

地域住民が主体となって行う道路清掃や草刈りといった美化活動等を奨励し、道路愛護精神の啓発を図るとともにこれらの活動に関する助成やその他支援を行う。

本取り組みは一時的な実施では効果が得られないことから長期的な視点に立ち、継続的に実施することにより成果を積み重ね、徐々に効果が出るよう、継続的な実施に取り組む。

(12) 与那原町海辺のまちづくり(中城湾港マリンタウン・プロジェクト)

(平成6年8月)

本計画は、東浜地区（中城湾港マリンタウン・プロジェクト）の具体的なまちづくりの方針を示したものである。以下に、その概要を整理する。

①基本方針

- 活力と潤いのある湾岸都市”みなとまち”の形成
- 観光拠点の整備
- 地域産業の振興
- 自然環境の保全と創造

②基本理念

都市生活・空間と港湾の機能が融合した新しい海辺のまちづくり

③公園緑地配置方針

●公園緑地としての位置づけを明確にする

シンボル緑地、海浜緑地（西原）・・・港湾施設の緑地
多目的広場・・・・・・・・スポーツ多目的広場（地区公園：都市公園）
与那原スクウェア・・・・・・・・イベント多目的広場

●上記公園以外に、居住者のための公園として住宅地内には街区公園（都市公園）あるいはこれに類する広場公園を計画する

④緑化樹木配置方針

●街路樹

街路樹には主として修景機能を持ち、修景植栽は、道路及び道路と周辺機能をあわせた地域全体の風致美観を向上させるとともに、道路と沿道の景観的な調和や通行の快適性の増進等を図るもの

●ランドマーク

ランドマークとしての植栽は、主として指標機能を持ち、樹木は高木で、シンボル性の高いものを選定

●中央分離帯

常緑樹を主体に植栽して、対向車との眩光防止を図るだけでなく、昼間は視線誘導や区画の明瞭化を図り、ここでは、公害に強い植栽を選定

●駐車場周辺

人あるいは車を強い日差しから保護するための緑陰機能を持つ植栽を行い、高木で枝の広がる樹種を選定

●住宅地周辺

環境保全機能を持ち、遮音・遮光・防火・防災・防塵や気象の緩和を目的として植栽されるもので、生活環境を保護し、道路の景観を向上させるもの

●護岸

水路の護岸には、環境や景観を考慮し緑化につとめ、水際での生育や沖縄の風土を考慮して植種を選定

(13)中城湾港(西原与那原地区)緑化検討報告書(平成15年3月)

本検討報告書は中城湾港マリンタウンプロジェクト(西原与那原地区)における緑化計画のイメージならびに基本方針、修景及び配植手法等について検討したものである。以下、その概要を抜粋・整理する。

＜計画テーマ＞ 「みどりの中のマリーナタウン」 ―21世紀の快適な市街地―

＜緑化の基本方針＞

①豊かなみどりの創出

今、地球規模での温暖化が指摘されており、身近には都市のヒートアイランド現象などの問題がある。このような環境を取り巻く問題の解決は21世紀における課題とされる。西原与那原地区は、海岸を埋め立てして新たな市街地を創造するものであり、基本的には環境問題とも絡む。

みどりはこのような環境問題の最も有効な手段の一つであることから、積極的に豊かなみどりの創出に努めることとする。

②快適な市街地の創造

これからの時代は高齢者社会とされ、長寿県沖縄では街づくりにおいて直面する課題であり、その対応として高齢者のみならず、人々が歩く場所や休む場所に木陰があるという優しさが望まれる。

このようなみどりとオープンスペースが果たす機能を生かし、地域住民の安全・安心を担保するとともに快適な市街地環境を創造する。

③維持管理への配慮

現在、国や地方自治体の悪化した財政事情を背景として、社会資本整備に対して事業の効率化が求められている。生き物である植栽は、植栽後の維持管理に手間がかかることが特徴である。

このような状況に対し、維持管理を機械化できるような植栽構造とするなど、維持管理のメンテナンスフリーやコスト低減に配慮した植栽計画とする。

④みどり文化の継承・育成

本地域は、古くから琉球の歴史・文化と関わりが密接であり、周辺には数多くの史跡・拝所が存在する。今日においても拝所を巡礼する東廻り(アガリマーイ)は継承されている。

みどりと文化という観点から、地域の風土を感じさせる植栽景観を創出することで新たな市街地にこの地域の文化を継承・育成する。

⑤住民参加のみどりの育成

近年、沖縄県民のみどりに対する関心の高まりが著しい。ボランティア活動として道路に草花を植える、あるいは地域を花で飾るという具体的な行動に示されている。

西原与那原地区の緑化の推進については、地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、整備後のみどりの育成については住民参加を想定したものとする。

＜道路、公園緑地及び海岸海浜についての緑化方針＞

①道路

- ・涼しく歩ける歩道空間をつくる
- ・豊かな緑の創出により美しい街並みを創る
- ・沿道と一体的な植栽を行う

②公園緑地

- ・みどりとオープンスペースが果たす役割を生かす
- ・沖縄の海浜環境に対応した植栽手法を用いる
- ・地域の風土・文化を感じさせる植栽とする

③海岸海浜

- ・沖縄らしい自然な海岸景観を創ることに努める
- ・自然の再生力を信頼し、効果的な緑化を行う
- ・野生小動物の生息可能な環境づくりを目指す

(14) 与那原町いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画(平成12年2月)

本計画は多種多様な海辺の生物が生息している海岸地域が園児・児童の自然観察や体験学習の場として活用されていることに着目し、老朽化した海岸護岸の再整備と併せて、日常的に海浜に親しめる人工ビーチやキャンプ場等の野外活動機能を整備充実させることを目指したものである。以下、本計画に掲げる目標と方針を抜粋・整理する。

＜目標＞ 「地域の自然・歴史・生活・文化に根ざした、いきいき・海の子・浜づくりの推進」

＜基本方針＞

- ・与那原の海辺の自然等を活かした学習メニューの充実と展開
- ・与那原と海との関わりの歴史・生活文化等が学べる学習環境の整備・充実
- ・自然・歴史等の環境学習に資する、町民のための海のレクリエーション空間の形成

＜整備方針＞

○学習条件等の展開

- ・自然学習教材となる岩礁や潮だまり等の自然海岸環境の保全
- ・歴史学習教材となる空間及び機能の整備
- ・海と地域の関わりや地場産業の学習環境の充実
- ・フナト一気質に根ざした学習メニュー等の充実・展開

○機能・ネットワーク整備等

- ・海のレクリエーション機能の維持・充実と親水環境の整備・充実
- ・学校施設機能との連携による社会教育環境の充実
- ・海浜への道路ネットワーク等の充実
- ・快適な海浜環境を形成するための防風対策

○学習条件等の展開

- ・緩やかな境界領域の整備による一体的で親しみやすい海浜空間の形成
- ・緑環境の充実等による海浜のレクリエーション環境のネットワーク形成

第2章 緑の現況

第2章 緑の現況

1. 緑の現況

(1) 植生の現況

本町における植生の分布状況は下表のとおりとなっている。表によると、植生の現況量は144.58haであり、その中でもオオバギアアカギ群落、ススキ草地が多く分布しており、ギンネム林の分布は少ない。

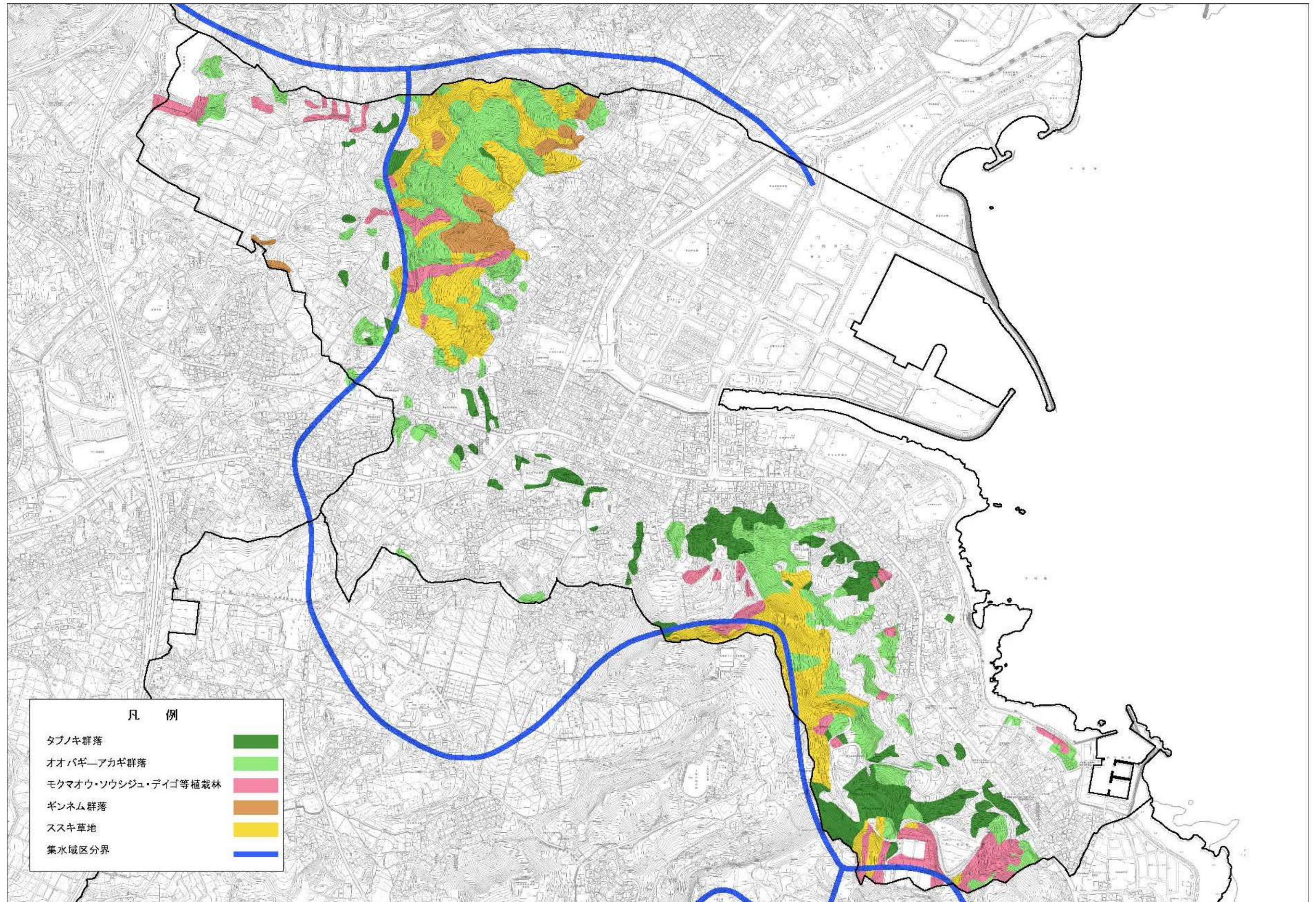
■植生の現況量（単位：ha、％）

	合計	割合
ギンネム群落	6.94	4.8
モクマオウ・ソウシジュ・デイゴ等植樹林	16.50	11.4
オオバギアアカギ群落	55.63	38.5
ススキ草地	40.13	27.8
タブノキ群落	25.38	17.6
合計	144.58	100.0

資料：森と海の環境保全総合対策調査（平成10年3月 沖縄県）

注：分布量は上記の出典資料に掲載されている図面を用いて測定した値である。

■ 植生現況図



(2) 緑被率の現況

ここでは緑被地を町土面積における農地、山地、水面、その他自然地、施設緑地の割合と定義して緑被率を算出した。下表によると平成13年度における緑被率は57.0%（市街化区域22.1%、市街化調整区域85.1%）となっている。特に市街化区域では宅地開発等の進展により緑が失われつつあるのが現状である。

■緑被率の状況（単位：ha、%）

							緑被地計 (緑被率)	市街地 施設地等
	農地	山地	水面	その他 自然地	都市 公園	施設 緑地		
市街化区域	23.40 (22.1)	0.89 (0.5)	0.88 (0.5)	9.90 (5.2)	5.25 (2.8)	1.67 (0.9)	41.99 (22.1)	147.93 (77.9)
調整区域	72.43 (30.7)	40.16 (17.0)	3.23 (1.4)	67.66 (28.7)	0.00 (0.0)	17.32 (7.3)	200.80 (85.1)	35.07 (14.9)
全 体	95.83 (22.5)	41.05 (9.6)	4.11 (1.0)	77.56 (18.2)	5.25 (1.2)	18.99 (4.5)	242.79 (57.0)	183.0 (43.0)

資料：那覇広域都市計画区域都市計画基礎調査（平成14年3月 沖縄県）

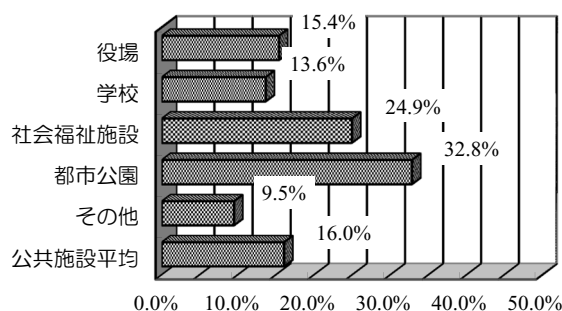
注1：緑被率とは一般的には、ある地域または地区において緑被地の占める割合をいう。ここでいう「緑被地」とは、樹林地、草地、などの土地を総称したもの、あるいは樹木、芝、草花などで覆われた土地の部分のみと定義する場合がある。本計画では町土面積における農地、山地、水面、その他自然地、施設緑地（学校施設の緑化面積も施設緑地とした）の割合と定義して緑被率を算出した。ただし、民間施設緑地である「沖縄カントリークラブ」はその大半が西原町に含まれるため、ここでは対象外としている。

注2：現在事業が進められている東浜地区については対象外とした。

(3) 公共施設の緑化状況

本町における主要公共施設の緑被率を航空写真、現場調査により緑地部分を推計し、地形図（縮尺1/10,000）を用いて図上計測した。その結果、公共施設の緑被率は平均して16.0%となっている。施設ごとにみると、都市公園が32.8%と最も高く、次いで社会福祉施設24.9%、役場庁舎15.4%となっている。

主要公共施設の緑被率



(4)道路の緑化状況

本町における道路の緑化状況は下表に示すとおりである。全体的に歩道幅員が狭隘であることに起因して緑化スペースを確保できないのが現状であり、全体として緑化率は低い。

■道路の緑化状況（単位：m、％）

	実延長	延べ延長 長 (a)	緑化延長 (b)	緑化率 (b/a)	備考
国道 329 号	2,100	4,200	360	8.6	南部道路現況台帳 (南部国道事務所)
国道 331 号	2,760	5,520	700	12.7	
県道糸満与那原線	524	1,048	418	39.9	緑化延長は図上計測による値
町道与那原 3 号線	593	593	212	35.8	緑化延長は図上計測による値

(5)民有地の緑化状況

①住宅地

個々の住宅地における緑化の状況をみると、民間の宅地開発により形成された新興住宅地では、豊富な緑を有している宅地が多く見受けられ、良好な居住空間を創出している。一方、既成市街地では住宅の壁面緑化、敷地内の屋敷林による緑化、あるいは県道沿線の民有地を緑化している好例はみられるものの、本町の中心市街地などの密集した市街地においては、緑を配置するスペースの確保が困難であり、結果的に緑の量は少ない。

②商業地域

中央通り、えびす通り、親川通りの商店街では店舗、建物が密集していることから、緑化を施すスペースが確保できないのが現状であり、全体として緑化率は低い。また、本町を通過する国道 329 号及び 331 号沿線では大規模店舗をはじめ商業施設が集積しているが、これら国道沿線においても緑の量は少ない。しかしながら国道 331 号に面している店舗では、店頭に観葉植物等を配置するなどの工夫をしている例や、国道 329 号沿線に立地する店舗の大規模な駐車場において周辺に植樹を施し、人工的な雰囲気緩和を緩和しているような例も見受けられる。

③その他企業等

民間施設緑地としては、ゴルフ場 2 カ所、墓園 1 箇所が挙げられる。これら施設緑地はいずれも運玉森、雨乞森といった丘陵地に位置している。

一方、事業所などの企業施設では全体として緑化率は低いのが現状である。

2. 緑地の現況

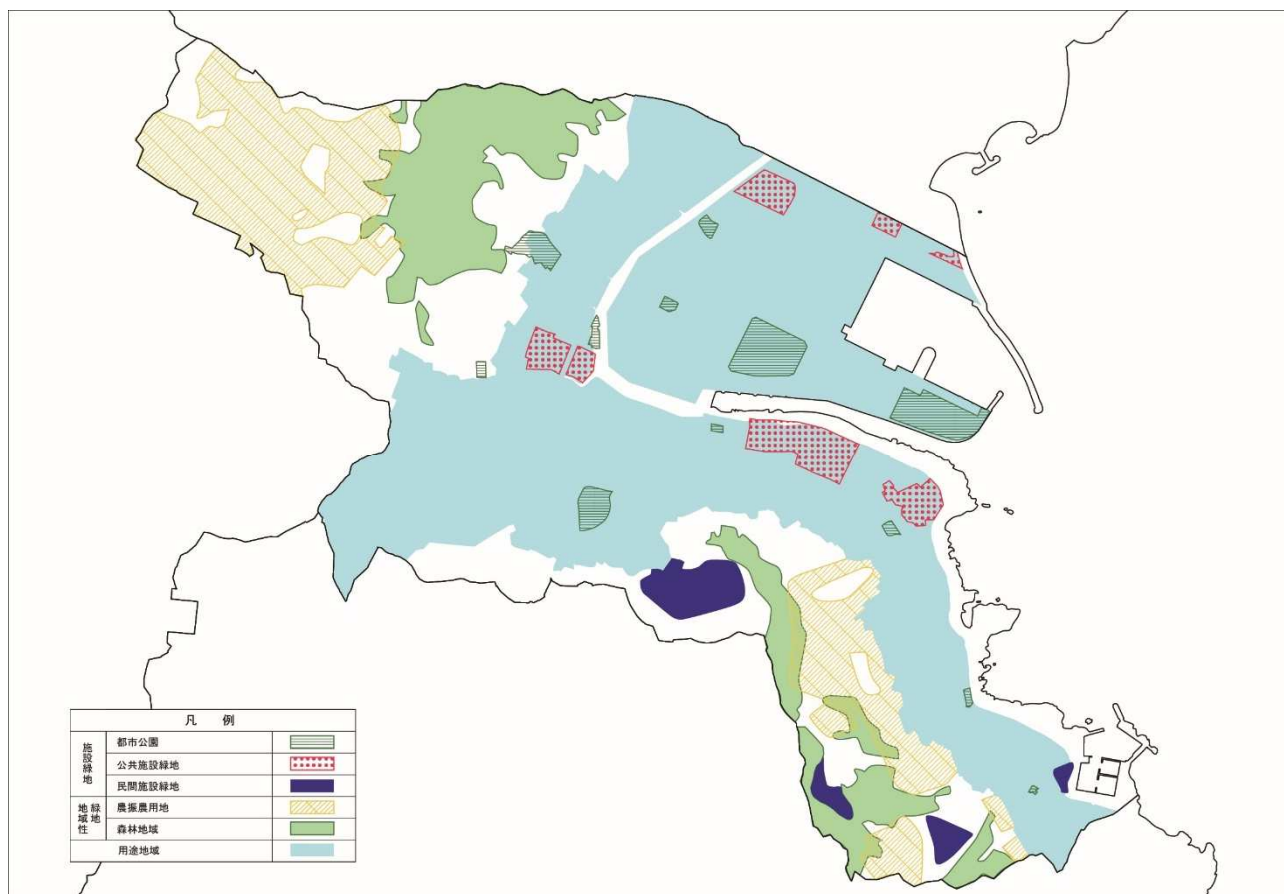
(1) 施設緑地及び地域制緑地の現況

下表は本町における施設緑地及び地域制緑地の現況を示したものである。表によると、施設緑地は27.98ha（都市公園 9.15ha、公共施設緑地 1.09ha、民間施設緑地 17.74ha）、地域性緑地は約 120ha（農業振興地域・農用地、森林地域）となっている。

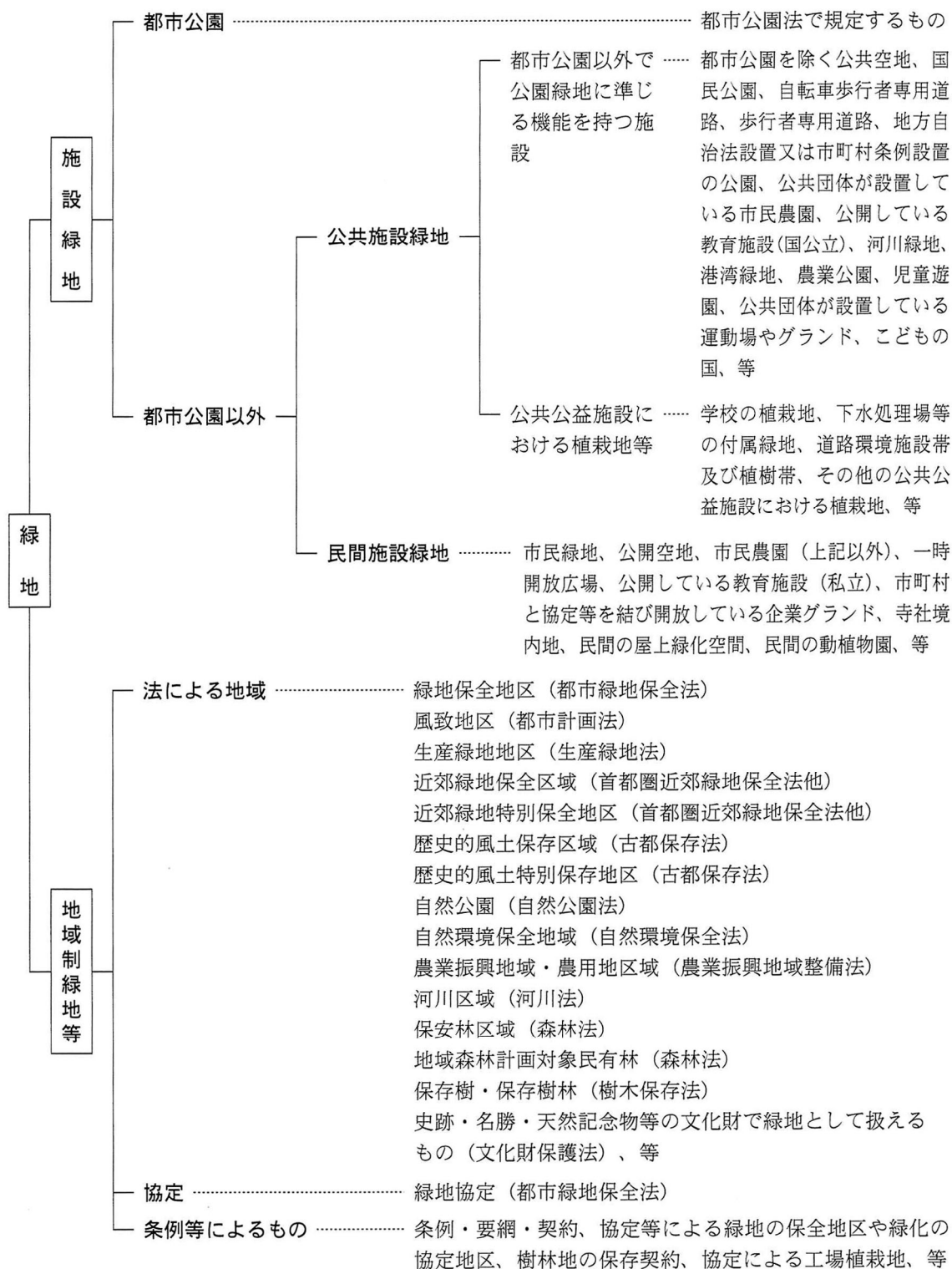
■施設緑地及び地域制緑地の現況

	面積(ha)	定 義
施設緑地	27.98	都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地
都市公園	9.15	都市公園法に基づいた都市公園である。
公共施設緑地	1.09	一般的に都市公園以外の公有地、または管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設とされている。 本町における公共施設緑地としては、御殿山青少年広場が挙げられる。
民間施設緑地	17.74	一般的に民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設とされている。本計画ではゴルフ場2ヶ所、墓園（洪濟寺霊園）、当添漁港西側のグラウンドを民間施設緑地として取り上げている。 ※民間施設緑地の面積は図上計測による値である。
地域制緑地	約 120	地域性緑地は法によるもの（緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、農振農用地）、協定によるもの（緑地協定）、条例等によるものが挙げられる。本町では右のとおり、農振農用地 63.0ha、森林地域 62.0ha が該当する。
農用地	約 63	※農振農用地、森林地域の面積は「沖縄県土地利用規制現況図－説明書」（平成 10 年 3 月 沖縄県）によるものである。
森林地域	約 62	
重複面積	約 5	農振農用地、森林地域が重複している面積を図上計測した値である。

■緑地現況図



■緑地の分類



資料：緑の基本計画ハンドブック（日本公園緑地協会）

(2) 都市公園の現況

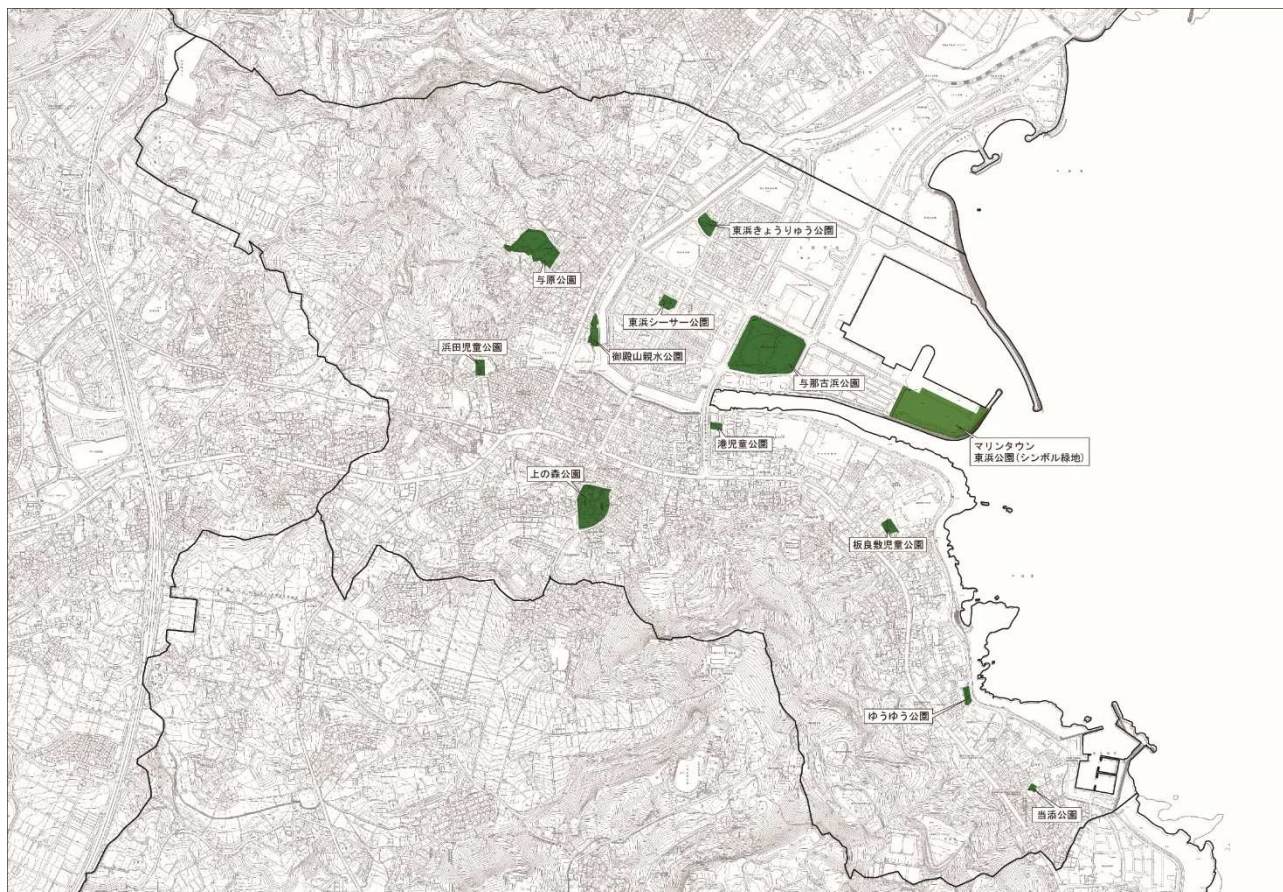
街区公園 8 カ所、近隣公園 2 カ所、地区公園 1 カ所の計 11 カ所の都市公園が供用開始されており、その合計面積は 9.17ha である。平成 27 年の住民 1 人あたりの公園緑地面積は、4.97 m²/人となっている（人口は平成 27 年国勢調査人口 18,410 人を採用）。

都市公園の整備状況

種別	名称	計画決定		供用開始		緑被率 (%)
		面積 (ha)	当初決定 決定年月日	面積 (ha)	開始年月	
街区公園	港児童公園	0.11	S54.2.23	0.11	S55.3.12	82.5
	板良敷児童公園	0.23	S56.12.11	0.23	S58.4.15	88.7
	浜田児童公園	0.10	S58.11.22	0.10	S60.4.30	47.1
	ゆうゆう公園	—	—	0.22	H13.3.30	88.9
	当添公園	0.10	H14.4.23	0.10	H15.12.24	92.6
	東浜シーサー公園	0.25	H16.3.24	0.25	H18.3.31	78.8
	東浜きょうりゅう公園	0.26	H14.4.23	0.26	H16.3.30	91.4
	御殿山親水公園	—	—	0.32	H29.3.31	—
近隣公園	上の森公園	1.63	S52.7.28	1.63	S57.4.30	90.8
	与原公園	1.70	S54.5.21	1.79	S59.4.28	51.1
地区公園	与那古浜公園	4.16	H17.3.31	4.16	H22.3.14	—
計		8.54		9.17		

資料：与那原町都市公園台帳（与那原町都市計画課）

■都市公園位置図



資料：与那原町都市計画課

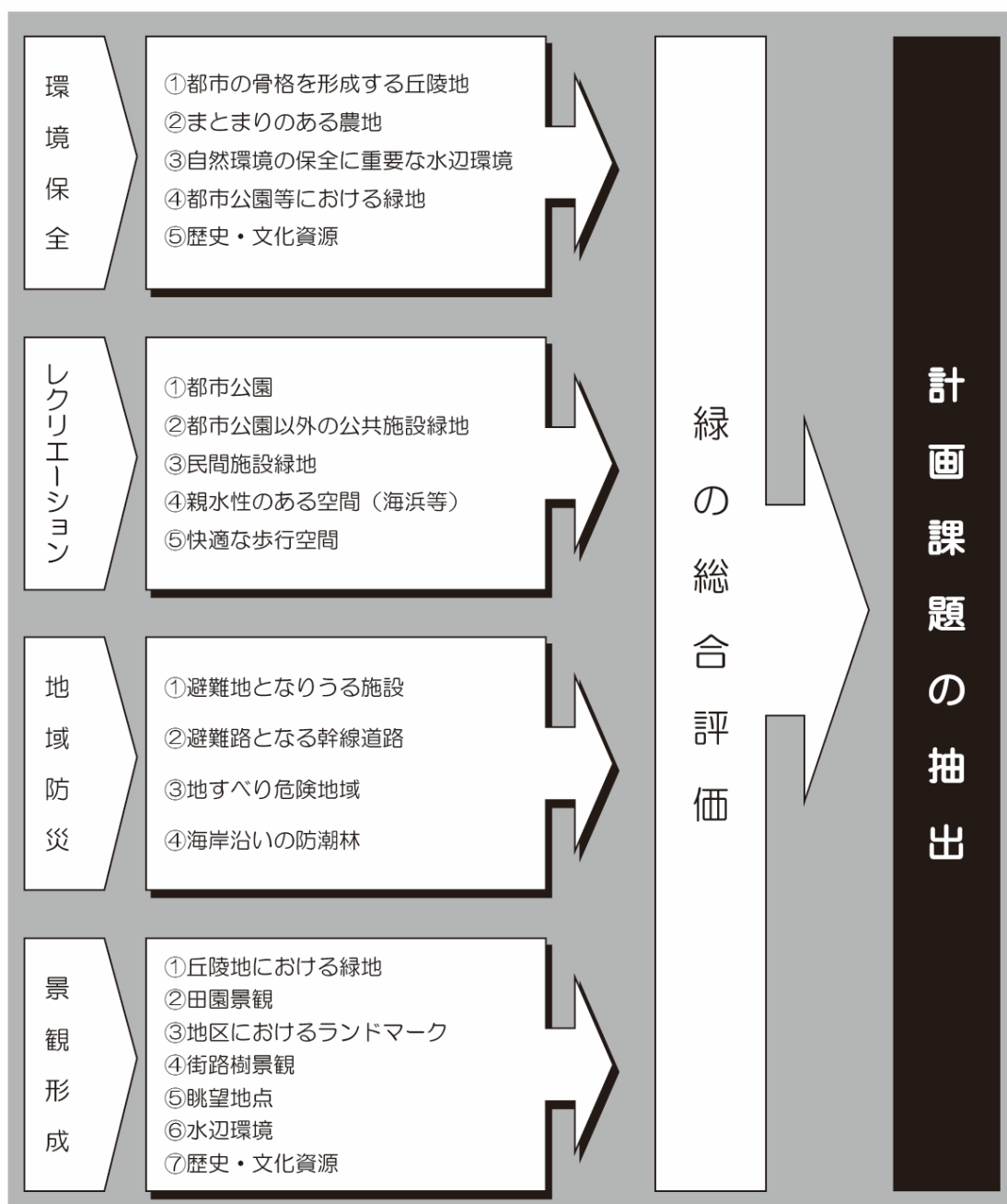
第3章 緑の評価・分析と課題の整理

第3章 緑の評価・分析と課題の整理

1. 緑の評価・分析

ここでは、本町における緑の現況を把握し、その上で緑の機能・効用を環境保全、防災、レクリエーション、景観形成の4つの観点から評価・分析した上で、計画の課題を抽出する。また、「中城湾港マリン・タウン・プロジェクト」により形成される新市街地、その他主要プロジェクトの中で将来的に評価の対象となるものについても取り上げることとする。

■緑の評価・分析のフロー図



(1)環境保全のための機能を有する緑の評価

都市では、その5割以上が緑で被われていること、市街地においては3割以上が緑で被われていることで自然環境が保全・維持され、潤いのある生活を営むことができると言われている。本町の緑被率は57.0%であるが、市街化区域に限定した場合の緑被率は22.1%であり、上記の基準に従えば緑の量が不足していることは明らかである。以下では、環境保全のために重要な緑の評価を、①都市の骨格を形成する丘陵地、②まとまりのある農地、③自然環境の保全に重要な水辺環境、④都市公園内における緑地、⑤歴史・文化資源、の5つに分類して抽出・評価する。

①都市の骨格を形成する丘陵地

都市の骨格を形成する丘陵地は環境保全の観点から非常に重要である。本町では、運玉森、雨乞森に代表されるように、豊富な自然環境に恵まれた丘陵地帯を有している。これら丘陵地帯の植生はススキ草地をはじめ、オオバギアカギ群落等が分布している。また、聖クララ修道院北側の斜面緑地についても環境保全の観点から重要な緑地といえる。

②まとまりのある農地

まとまりのある農地はオープンスペースを創出するとともに、大気浄化など緑の機能・効用も有している。このような環境保全のための機能に優れていると考えられる農地としては、大見武地区の農業基盤整備が行われた地区が該当する。

③自然環境の保全に重要な水辺環境

水辺環境は緑と同様に、生態系の保全など自然環境保護の観点から重要な要素である。このような視点から重要な水辺環境を抽出した場合、本町では良好な草地、リーフ、海浜性の植物がみられる東部地区一帯の海岸沿いが該当する。こうした海辺の自然環境は小中学校における理科の授業や知念高校の生物観察等に利用されている。しかしながら近年では、生活排水等の流出により、その機能低下が顕著である。また、東浜地区の護岸沿いの緑、海浜緑地、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」（平成12年2月）において位置づけられている板良敷地区の海岸沿いの緑地帯を将来的な評価対象とした。

④都市公園等における緑地

都市公園内において地域の拠点となるようなまとまった緑地は、環境負荷に対して一定の効果を発揮するものと判断した。ここでは、近隣公園である上の森公園、与原公園内の緑地を現況評価対象とした。また、東浜地区において計画されている地区公園、都市緑地、公共施設緑地であるシンボル緑地、海浜緑地を将来的な評価対象として抽出した。

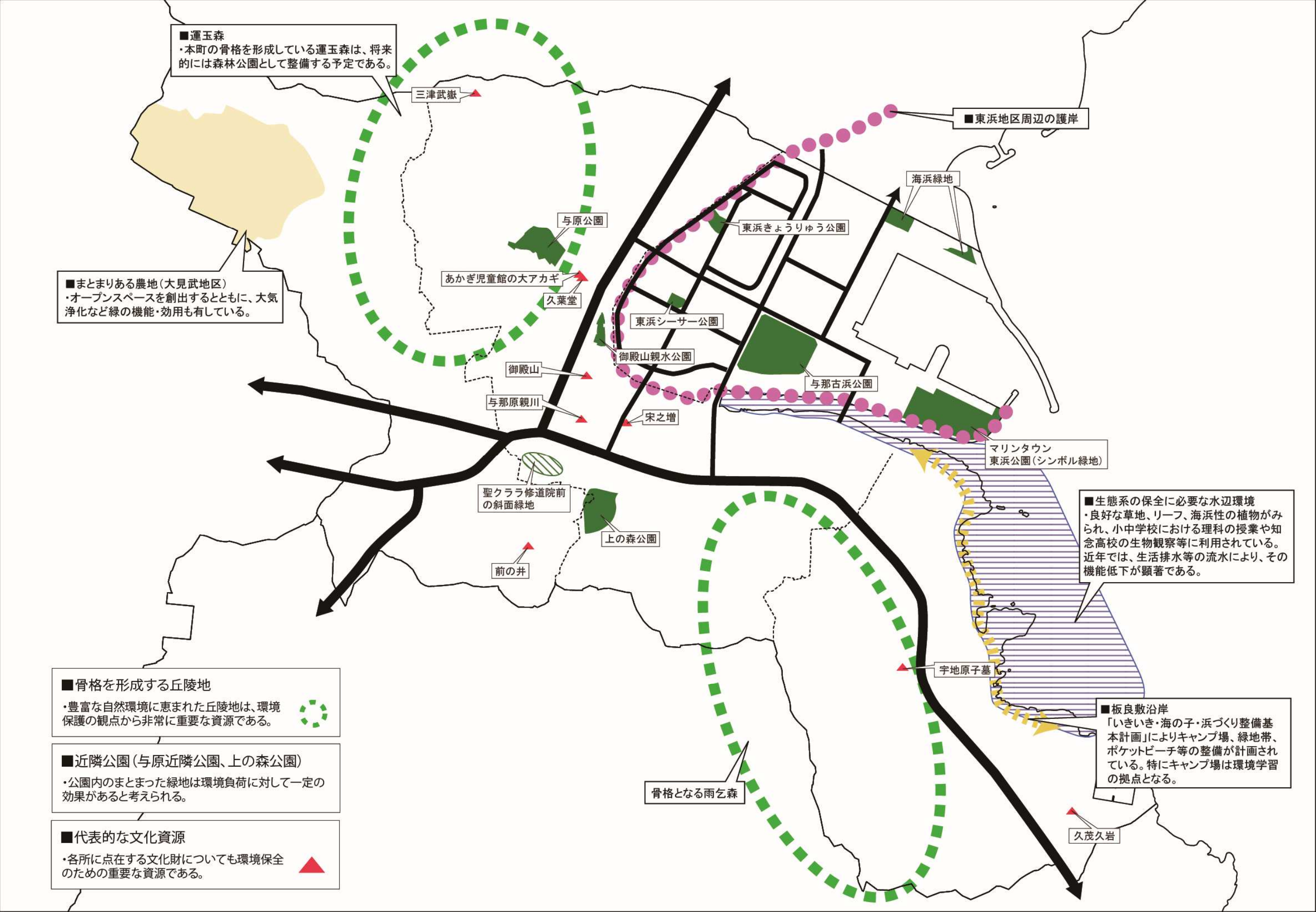
⑤歴史・文化資源

各所に点在する文化財は、地域の歴史を映し出すと同時に、周辺に豊富な緑を有していることから、環境保全に寄与するものとして評価できる。ここでは、代表的な文化財である御殿山、与那原親川、三津武獄、久葉堂、前の井、久茂久岩、宇地原子墓、宗之増、あかぎ児童館の大アカギを評価対象として抽出した。

■環境保全のための機能を有する緑の評価

評価項目	現況の評価対象	将来的な評価対象
①都市の骨格を形成する丘陵地	●本町の骨格を形成する運玉森、雨乞森 ●聖クララ修道院前方の斜面緑地	—
②まとまりのある農地	●大見武地区の農業基盤整備地区	—
③生態系の保全に重要な水辺環境	●東部地区一帯の海岸沿いには良好な草地、リーフ、海浜性の植物がみられ、小中高生の理科の授業等にも活用されているが、近年では生活排水の流入等により汚染が進んでいる。	●東浜地区周辺の護岸 ●「いきいき・海の子・浜づくり事業」により整備予定である板良敷地区の海岸沿いの緑地帯
④都市公園等における緑地	●上の森公園、与原隣公園内の緑地	●東浜地区内の地区公園、都市緑地、シンボル緑地、海浜緑地
⑤文化資源	●御殿山、与那原親川、三津武獄、久葉堂、前の井、久茂久岩、宇地原子墓、宗之増、あかぎ児童館の大アカギ	—

■環境保全のための機能を有する緑の評価図



(2)レクリエーションの場としての機能を有する緑の評価

緑は現代社会においては精神的な安らぎを与え、人々のストレス軽減、あるいは健康増進に寄与するものである。特に高齢社会の中にあって、健康・福祉の分野においても緑、とりわけ公園の価値が再認識されている。ここでは、①都市公園、②都市公園以外の公共施設緑地、③民間施設緑地、④親水性のある空間（海浜等）、⑤快適な歩行空間、の5つの要素に分類して抽出・評価する。

①都市公園

本町における都市公園は街区公園8カ所、近隣公園2カ所、地区公園1カ所が供用開始されており、都市公園全体の面積は9.17haである。これを町民一人あたりの公園面積に換算した場合4.98㎡/人となる。

また、現況の都市公園の適正誘致圏を示し、市街化区域内において都市公園が不足している範囲を抽出した。その結果、与原地区北部、港地区、江口区、板良敷地区、上与那原地区南部が該当した。

一人当たり都市公園面積の算出方法

都市公園面積=9.17ha $\div$ 91,700㎡

人口=18,410人（H27国勢調査人口）

一人当たり都市公園面積

=91,700㎡ $\div$ 18,410人=4.98㎡/人

※詳細は42頁を参照

②都市公園以外の公共施設緑地

ここでは、都市公園以外の公共施設緑地として御殿山青少年広場の他、小・中学校、高等学校のグラウンドを公園・緑地に準ずる機能を有するものと判断して抽出した。また、将来的な評価対象として、東浜地区内において計画されているシンボル緑地、都市緑地、海浜緑地を抽出した。さらに、運玉森、雨乞森の森林地域についても将来的には地域住民のレクリエーション活動ならびに環境学習のフィールドとして利活用されることが期待されており、ここでの評価対象とした。

③民間施設緑地

民有地であるが、一般公開され、レクリエーション機能を有する施設を民間施設緑地として取り上げた。その結果、ゴルフ場2カ所、当添漁港西側に位置するグラウンド、雨乞森の墓地公園（洪濟寺霊園）が抽出された。

④親水性のある空間

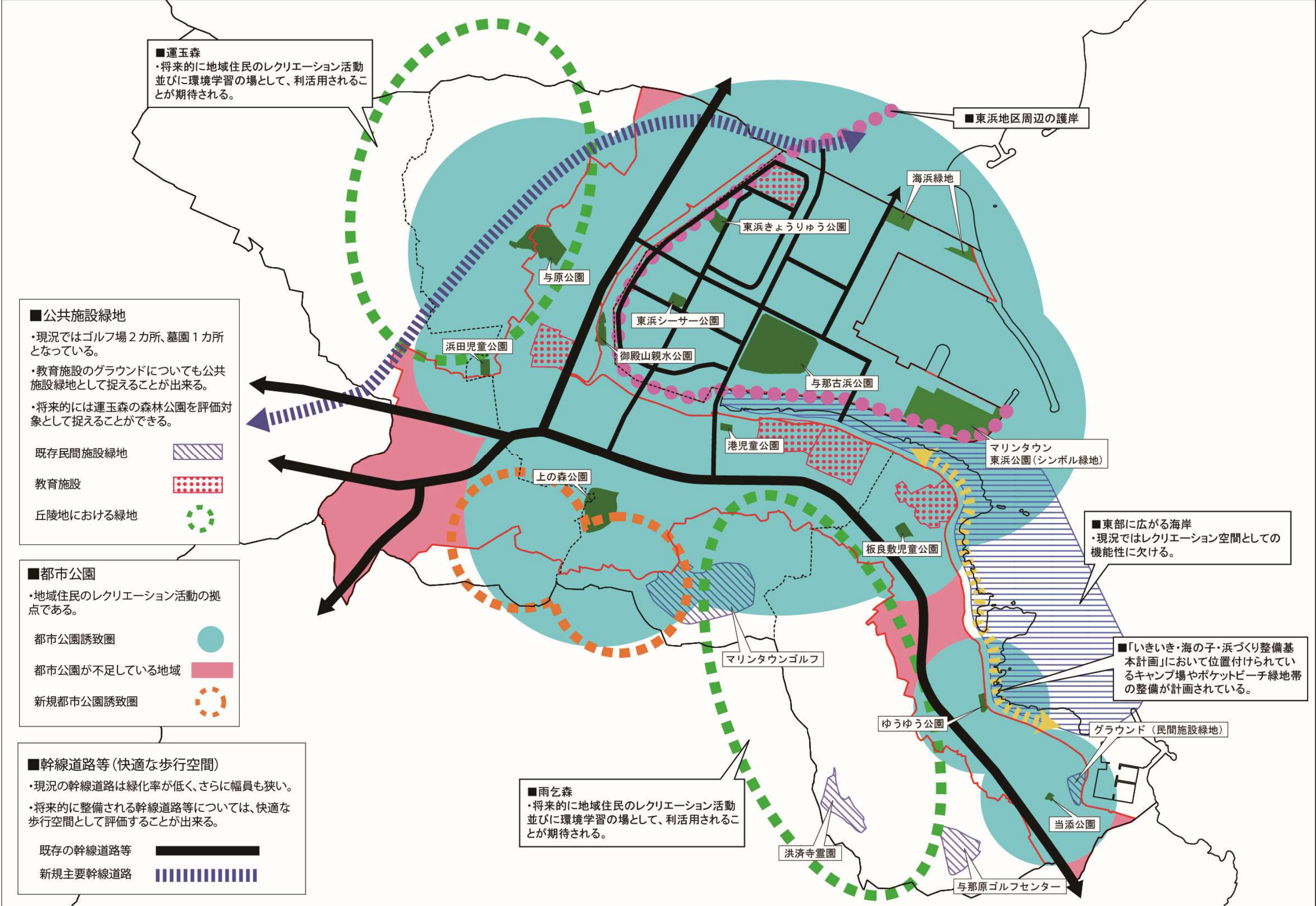
ここでは、レクリエーションの場として利用されている海浜や海域、あるいはその他親水性の高い水辺を取り上げた。本町では東部一帯が海に面しているが、レクリエーション空間として捉えた場合、ほとんど機能していないのが現状であるが、前述したように小中高生の理科の授業において活用されている。また、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」に位置づけられている板良敷地区のポケットビーチやキャンプ場、海岸沿いの緑地帯、東浜地区周辺の護岸、海浜緑地を将来的な評価対象として抽出した。

⑤快適な歩行空間

歩行空間は日常生活において散歩、ウォーキング等の軽運動を行うことのできる空間であることから、レクリエーションの場の1つとして捉えることができる。しかしながら本町における幹線道路等の歩道は幅員が狭く、さらには緑も少ない状況である。また、東浜地区において計画されている幹線道路の歩道、周辺の護岸、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」により整備する予定である板良敷地区の海岸沿いの緑地帯、板良敷沿岸線を将来的な評価対象とした。

■レクリエーションの場として機能を有する緑の評価

評価項目	現況の評価対象	将来的な評価対象
①都市公園	●街区公園 8カ所 ●近隣公園 2カ所	●与原公園の公園区域の拡大
②都市公園以外の公共施設緑地	●御殿山青少年広場 ●小・中学校、高等学校のグラウンド	●運玉森、雨乞森は将来的に地域住民の環境学習やレクリエーションの場として機能することが期待される ●東浜地区に計画されているシンボル緑地、都市緑地、海浜緑地
③民間施設緑地	●ゴルフ場 2カ所 ●当添漁港西部のグラウンド ●墓地公園（共済寺霊園）	
④親水性のある空間	●本町東部において海岸が広がっているが、レクリエーション空間としての機能性に欠ける	●東浜地区において計画されている海浜緑地や周辺の護岸 ●「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」に位置づけられている板良敷地区のポケットビーチやキャンプ場、海岸沿いの緑地帯
⑤快適な歩行空間	●街路樹が配置されているところはあるが、全体的にその量は少なく、さらには幅員も狭い	●東浜地区において計画されている幹線道路等、護岸、歩行者専用道路 ●国道南風原与那原バイパス ●延長、拡幅する予定である県道糸満与那原線 ●「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」により整備予定である板良敷地区の海岸沿いの緑地帯 ●板良敷沿岸線



(3)防災のための機能を有する緑の評価

阪神大震災をはじめとして全国各地において大地震が相次いで発生するなど、地域防災の必要性が高まりつつあり、防災拠点としての緑・公園の重要性がますます高まっている。特に都市の緑は延焼、騒音防止等の機能を有し、都市公園は災害時の避難場所、あるいは地域防災活動の拠点として機能することが求められている。ここでは、防災のために重要な緑の評価を、①避難地となりうる施設、②避難路となる幹線道路、③地すべり危険箇所、④海辺沿いの防潮林、の4つの要素に分類して抽出・評価する。

①避難地となりうる施設

ここでは、現在策定中である与那原町地域防災計画より災害時避難場所を抽出した。本町では役場、小・中学校、高等学校、公民館、集会所、町立保育所、コミュニティーセンター、社会福祉センター、近隣公園等が災害時避難場所として予定されている。その中でも大見武環境集落センター、与那原公園、上の森公園、社会福祉センター、上与那原公民館、江口公民館、板良敷公民館については、高潮発生時の避難場所として位置づけられており、案内板が設置されている。

一方、災害時避難地としての都市公園の機能を下表より考察してみると、広域防災拠点、あるいは広域避難地として位置づけられるような施設は整備されていないのが現状である。また、現在事業が進められている東浜地区の土地利用計画において位置づけられている地区公園や都市緑地、小・中学校については、将来的に一時避難地としての機能を有する施設として取り上げる。

■防災公園の種類

種類	役割	公園種別
広域防災拠点の機能を有する都市公園	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	広域公園等
広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害が発生した場合、広域的避難の用に供する	都市基幹公園 広域公園 等
一時避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において主として一時的避難の用に供する	近隣公園 地区公園 等
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる	緑道 等
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	主として災害を防止することを目的とする緩衝緑地	緩衝緑地

資料：防災公園計画・設計ガイドライン

注：同資料によると、街区公園は「主として身近な防災活動の拠点となる都市公園」としている。

②避難路となる幹線道路

幹線道路は、災害時には主要避難路として機能するとともに、街路樹等により緑が豊富に配置されていた場合、火災時の延焼防止にも役立つ。既成市街地を通過する幹線道路の緑化状況をみると、仮に火災が発生した場合、延焼防止機能を十分に発揮できるとは考えにくいため、ここで抽出する幹線道路は避難路としての機能を有するものとして考える。本町では国道329号、国道331号、県道糸満与那原線、県道南風原与那原線が避難路としての機能を有する幹線道路として挙げられる。また、東

浜地区内では一部道路において植栽事業を進めているところであり、これらの緑については延焼遮断の効果を有するものとして評価する。

一方、将来的な評価対象としては運玉森から東浜地区を通過する国道南風原与那原バイパス、東浜地区内における幹線道路や補助幹線道路、臨港道路を対象とし、既成市街地においては県道糸満与那原線、板良敷沿岸線について将来的に避難路としての機能を有する幹線道路として取り上げる。

③地すべり危険箇所

地すべり危険箇所については、その地盤を保護するため樹林地が存在しており、これら樹林地も安全を支える重要な緑の1つだと言える。ここでは、「地すべり危険箇所図（平成9年 沖縄県土木建築部河川課）」、「沖縄県土地利用規制現況図（平成10年）」を用いて、地すべり危険箇所を抽出した。その結果、運玉森、雨乞森を中心とする与那地区、江口地区、板良敷地区、当添地区が該当した。

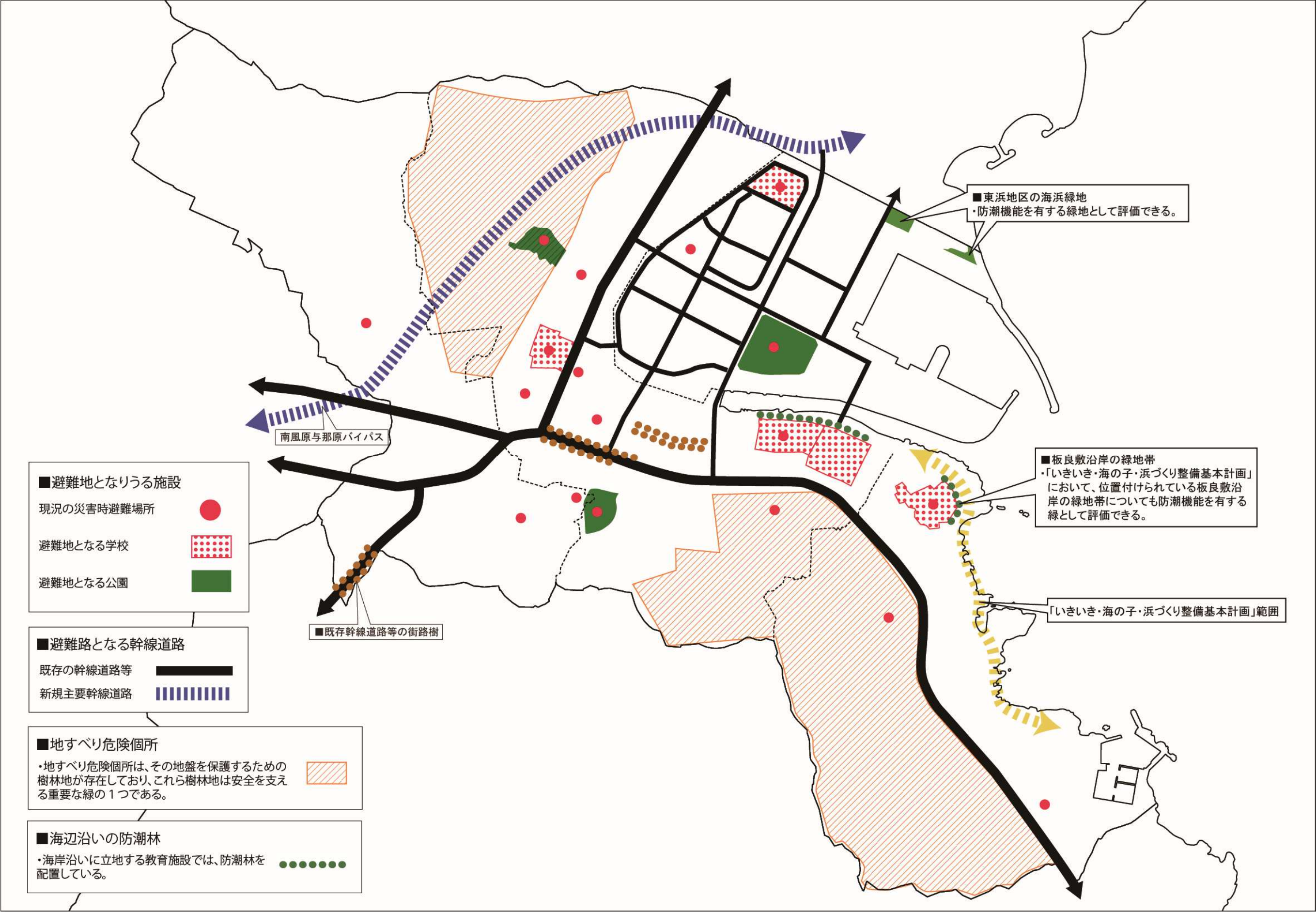
④海辺沿いの防潮林

東側を海に面している本町では、海岸沿いの防潮林も防災機能を有する緑として捉えることができる。特に海岸沿いに立地する教育施設においては、このような防潮林を配置している。また、将来的には「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」に位置づけられている板良敷地区の海岸沿いの緑地帯、東浜地区に計画されている海浜緑地についても防潮機能を有するものとして抽出した。

■防災のための機能を有する緑の評価

評価項目	現況の評価対象	将来的な評価対象
①避難地となる施設	●小学校2カ所、中学校1カ所、高等学校1カ所 ●近隣公園2カ所(上の森公園、与那公園) ●役場、コミュニティセンター、各地域の公民館、社会福祉センター、町立保育所等の公共施設	●東浜地区において計画されている地区公園（都市公園） ●東浜地区において計画されている都市緑地（公共施設緑地） ●東浜地区において計画されている小・中学校
②避難路となる幹線道路	●国道329号、国道331号 ●県道糸満与那原線 ●県道南風原与那原線 ●東浜地区内において整備が進められている幹線道路等の道路植栽	●運玉森から東浜地区を通過する国道南風原与那原バイパス ●東浜地区内における幹線道路や補助幹線道路、臨港道路 ●県道糸満与那原線 ●板良敷沿岸線
③地滑り危険箇所	●運玉森、雨乞森を中心とする与那地区、江口地区、板良敷地区、当添地区	—
④海辺沿いの防潮林	●海岸沿いに立地する与那原東小学校、与那原中学校、知念高校	●「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」に位置づけられている板良敷地区の海岸沿いの緑地帯 ●東浜地区において計画されている海浜緑地

■防災のための機能を有する緑の評価図



(4) 景観を形成する緑の評価

地域の景観を形成する資源は様々であるが、とりわけ緑は貴重な景観資源の一つである。緑が不足している地域において緑地を配置することにより、より良好な街並みを形成することが可能である。ここでは、①丘陵地における緑地、②田園景観、③地区におけるランドマーク、④街路樹景観、⑤眺望地点、⑥水辺景観、⑦歴史・文化資源、の7つの視点から景観を形成する緑の機能を分析する。

①丘陵地における緑地

丘陵地、斜面における緑地は地域の自然景観の形成に寄与するものである。本町では自然景観を形成する代表的な資源である運玉森、雨乞森、町役場北側に面する斜面地が挙げられる。

②田園景観

市街化の進展が顕著である本町では、まとまりのある農地は田園景観を創出する数少ない資源である。本町において田園景観を創出する農地としては、大見武地区の農業基盤整備が行われた地区が該当する。

③地区におけるランドマーク

ランドマークは、地域において景観を代表する緑・樹木等について取り上げる。このような視点から抽出すると、聖クララ修道院前方の斜面緑地、中央通り沿線のガジュマル、与原地区の大アカギが該当する。

④街路樹景観

街路樹は通行者を視覚的に楽しめるとともに安らぎを与えるものであり、快適な歩行空間を創出する重要な要素となる。また、連続的に配置することにより、地域における緑の軸を形成することができる。

本町では国道329号、国道331号、県道糸満与那原線、町道与那原3号線の一部において街路樹が配置されているが、その量は少なく、連続性に欠けていることが指摘できる。また、東浜地区内では一部道路において植栽事業を進めているところであり、これらの街路樹についても現況における評価対象として捉えることができる。

一方、また、国道南風原与那原バイパス、東浜地区において計画されている主要幹線道路、幹線道路や補助幹線道路、臨港道路、さらには板良敷沿岸線を将来的な評価対象とした。

⑤眺望地点

ここでは、本町の市街地景観、田園景観、海岸の広がり一望できる眺望点を抽出した。これら眺望点は、本町の全体的な景観を視覚的に感じるができる重要な場所であり、今後これらの眺望地点の維持・確保が必要である。このように優れた眺望を有している場所としては、運玉森、雨乞森の丘陵地上部、聖クララ修道院北側の斜面地が挙げられる。一方、東浜地区に計画されているシンボル緑地周辺は、高さD L + 8m 護岸を配置することとなっているが、その上部は海や東浜地区を眺望できる場所であり、将来的な評価対象とすることができる。また、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」の計画対象地である板良敷地区の海岸沿いについても中城湾を一望できる眺望地点として評価できる。

⑥都市緑地・水辺景観

都市に存在する緑地、あるいは海岸等の水辺環境についても景観を形成する主要な資源である。特に、このような水辺環境に緑を配置することで、より一層良好な景観を形成する。本町では東部一帯

を海岸に面しているが、直立護岸により雑然とした景観となっている。しかしながら、岩礁、草地等の自然環境が残されている地域もみられる。

一方、将来的な評価対象としては、まず「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」において位置づけられている板良敷地区のキャンプ場やポケットビーチ、海岸沿いの緑地帯が挙げられる。ただし、同海岸沿いは中城湾を眺望できる場所であるが、東浜地区におけるシンボル緑地周辺のD L + 8m護岸は、その全面にテトラポットが配置されるため、その眺望に影響を及ぼすことが懸念される。また、東浜地区において計画されている海浜緑地やシンボル緑地、都市緑地についても将来的な評価対象として挙げられる。

⑦文化資源

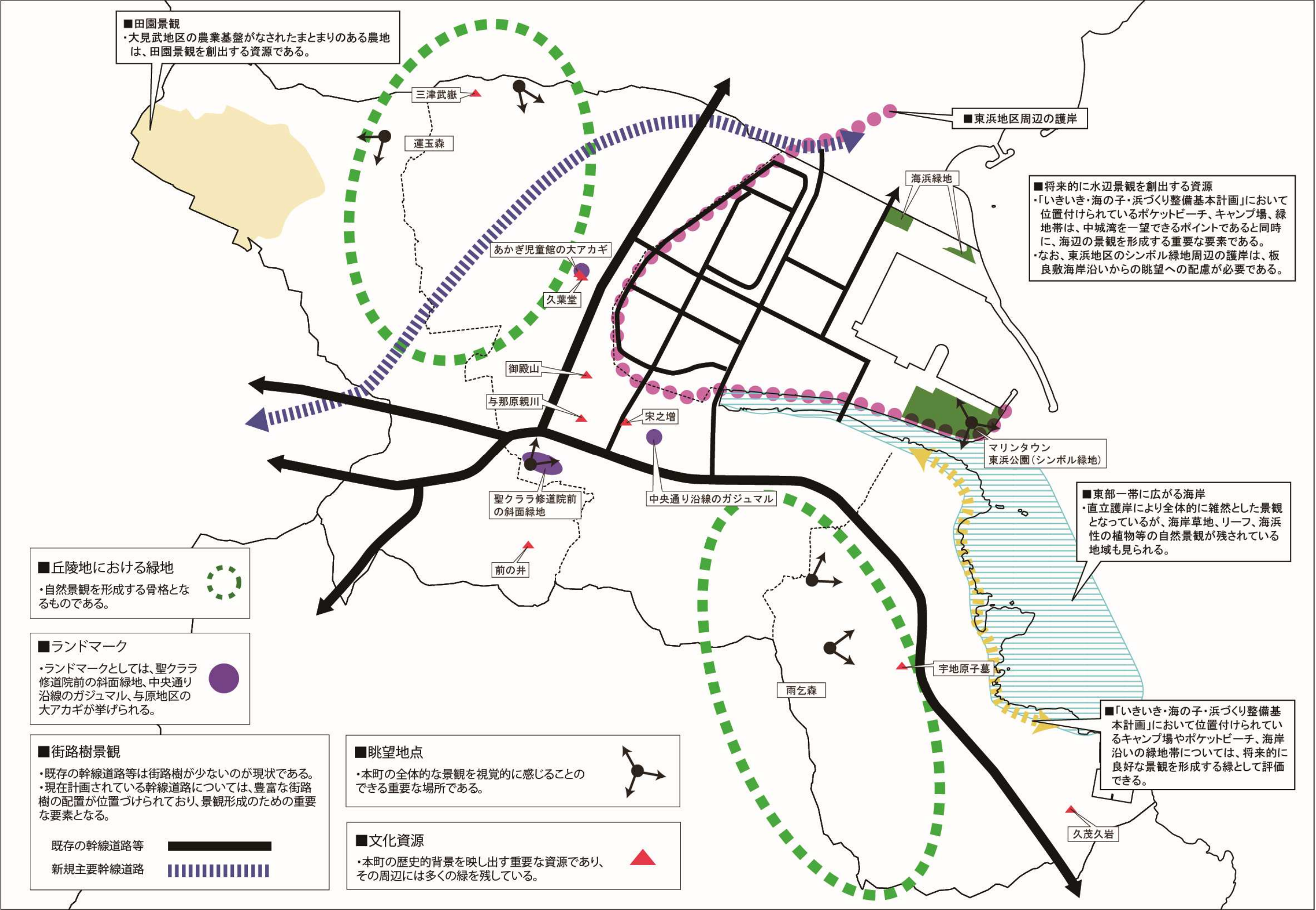
各所に点在する拝所等の文化資源は、本町の歴史的背景を映し出す貴重な資源であり、その周辺には多くの緑を残している。このように景観を形成する文化資源として御殿山、与那原親川、三津武獄、久葉堂、前の井、久茂久岩、宇地原子墓、宗之増、あかぎ児童館の大アカギが挙げられる。

景観を形成する緑の評価

評価項目	現況の評価対象	将来的な評価対象
①丘陵地における緑地	●運玉森、雨乞森の丘陵地	—
②田園景観	●大見武地区の農業基盤整備地区	—
③地区におけるランドマーク	●聖クララ修道院前方の斜面緑地 ●中央通り沿線のガジュマル ●与那原地区の大アカギ	—
④街路樹景観	●国道 329 号、国道 331 号、県道糸満与那原線、町道与那原 3 号線の一部 ●現在整備が進められている東浜地区内の道路	●東浜地区において計画されている幹線道路、補助幹線道路、臨港道路等 ●県道糸満与那原線 ●国道南風原与那原バイパス ●板良敷沿岸線
⑤眺望地点	●運玉森、雨乞森の丘陵地上部、聖クララ修道院北側の斜面地	●「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」において位置づけられているキャンプ場やポケットビーチ、海岸沿いの緑地帯 ●東浜地区において計画されているシンボル緑地周辺の護岸上部
⑥都市緑地・水辺景観	●本町東部一帯に広がる海岸は直立護岸により全体的に雑然とした景観となっているが、海岸草地、リーフ、海浜性の植物等の自然景観が残されている地域もみられる。	●東浜地区内に計画されている護岸、海浜緑地 ●東浜地区に計画されている都市緑地 ●東浜地区に計画されているシンボル緑地周辺の護岸は、板良敷海岸沿いからの眺望への配慮が必要である。 ●「いきいき・海の子・浜づくり整備基

		本計画」において位置づけられている板良敷地区の海岸沿いの緑地帯
⑦文化資源	●御殿山、与那原親川、三津武獄、久葉堂、前の井、久茂久岩、宇地原子墓、宗之増、あかぎ児童館の大アカギ	—

■景観を形成する緑の評価



(5) 緑の総合評価

これまでに整理した環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の視点からの評価を総合すると、現況では下表に示す緑が評価対象として重複しており、これらは本町の緑を形成する重要な要素となっている。また、将来的には東浜地区内に計画されている都市公園、シンボル緑地、海浜緑地等の公共施設緑地、運玉森一帯において計画されている森林公園、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」において位置づけられている板良敷地区のポケットビーチやキャンプ場、海岸沿いの緑地帯、国道南風原与那原バイパス、県道糸満与那原線、板良敷沿岸線などは、本町の緑を形成する重要な資源であると評価できる。

■ 現況における緑の総合評価

評価対象	系統	評価
本町の骨格となる丘陵地 (運玉森、雨乞森)	環境保全	代表的な緑地であり、環境負荷の低減に大きく貢献している。
	防 災	地盤を保護し、地すべりを防ぐための樹林地となっている。
	景観形成	自然景観を形成する代表的な資源である。
聖クララ修道院前方の斜面緑地	環境保全	代表的な緑地であり、環境負荷の低減に大きく貢献している。
	景観形成	自然景観を形成する資源の1つである。特に聖クララ修道院前方の斜面緑地は、国道329号から一望できるランドマーク的存在である。
まとまりのある農地 (大見武地区)	環境保全	オープンスペースを創出するとともに、大気浄化など緑の機能・効用も有している。
	景観形成	田園景観の形成に寄与している。
都市公園	環境保全	近隣公園内のまとまった緑地は環境負荷に対して一定の効果があると考えられる。
	レクリエーション	町民のレクリエーションの拠点である。
	防 災	災害時避難場所に位置づけられており、「防災公園計画・設計ガイドライン」によると、近隣公園は一時避難地の機能を有する施設、街区公園は身近な防災活動の拠点となる施設として位置づけられている。なお、本町では近隣公園は高潮発生時の避難場所となっている。
幹線道路等 (主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路)	防 災	災害時の避難路として機能する。また、街路樹は延焼防止、騒音防止等の機能を有するが、全体的にその量は少ない。
	景観形成	既成市街地においては街路樹の連続性が欠如しているなど、良好な景観を形成するに至っていない。ただし、東浜地区においては一部道路において植栽事業を進めているところであり、現況の評価対象とすることができる。
本町東部に広がる海岸	環境保全	リーフ、岩礁、草地、海浜性の植物など自然が残されている地域もみられるが、近年では生活排水の流入等により機能低

		下が顕著である。
	レクリエーション	小中高生の理科の授業等において活用していることがあるが、レクリエーションの場としてはほとんど機能していないのが現状である。
	景観形成	リーフや直立護岸により全体的に雑然とした景観となっているが、岩礁、草地、海浜性の植物等の自然環境が残されている地域もみられる。
代表的な文化財	環境保全	周辺に多くの緑を有していることから、文化財周辺の緑と一帯となった整備・保全が必要である。
	景観形成	歴史的風土を映し出す貴重な資源である。

2. 計画の課題と方向性

(1) 計画の課題

これまでの緑の現況及び評価・分析及び上位・関連計画等を踏まえた上で、今後都市緑化を推進し、緑の充実したまちづくりを実現していくための課題について整理する。特に環境保全、防災、レクリエーション、景観形成の4系統の視点から、その機能性に留意して抽出する。

■ 都市の骨格である丘陵地の保全と活用

運玉森、雨乞森に代表される丘陵地は、環境負荷の低減、生態系の保全等に大きく貢献している重要な資源であるとともに、景観を形成する骨格となるものである。このため、今後ともこれら丘陵地を積極的に保全していく必要がある。また、近年高まりつつある自然志向、生涯学習のニーズに応えるためにも、自然体験、環境学習等に活用していくことを併せて検討することが望まれる。

■ 良好な農地の保全と活用

農地は大気浄化など緑としての機能を有しているとともに、田園景観を形成する要素となるものであり、今後ともまとまりのある農地を保全する必要がある。併せて、遊休地の利活用についても検討が必要である。

■ 歴史的背景を映し出す文化資源の保全・整備

各所に点在する拝所等の文化資源は周辺に多くの緑が残されていることが多い。今後はこれらの文化資源とその周辺の緑を含めた一体的な保全・整備を図る必要がある。

■ 住民のニーズに応えた都市公園の整備

現況の分析からも明らかであるように本町では都市公園が不足しているのが実状であることから、今後は各々の地域の市街化特性を把握し、住民のニーズに応えた都市公園の整備が重要である。特に公園が不足している地域においては住民が身近に利用できるような公園の配置を検討していくことが望まれる。

■ 市街地における緑とオープンスペースの創出

本町の既成市街地は密集している地域、農地が残存している地域、民間企業による宅地開発により形成された地域など様々な形態となっているが、このような土地利用の特性に応じて緑化推進を検討することが必要である。とりわけ密集した住宅地、商業地においては、潤いのある良好な住環境を創出するためにもオープンスペースの確保について検討が必要である。また、それぞれの地域において良好な景観を形成するためにも、住宅においては敷地内の緑化、壁面・屋上緑化等による緑化を促進していくことも重要である。

一方、東浜地区や区画整理事業等により今後形成される新市街地については計画的な公園、ポケットパークの配置、地区計画等による民有地の緑化等を積極的に推進することが重要である。

■ 多様な機能を有した海辺環境の創出

本町は東部一帯を海に面していることが地域特性の一つとして挙げられるが、海岸沿いは直立護岸等により雑然とした景観となっている。しかしながらリーフ、海岸草地等の自然環境は残されており、今後はこれら自然環境の保全に努めることが重要な課題であると言える。さらには親水性の高い海辺空間としての整備手法を模索し、地域住民が気軽に訪れることのできるような空間を創出することが肝要であり、そのためにも「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」に基づく板良敷地区の海岸沿いの整備を推進していくことが求められている。

■ 避難路の確保、延焼防止、快適な歩行空間を創出するための幹線道路等の緑化推進

幹線道路等の街路樹は、緑のネットワーク形成の一端を担うとともに、快適な歩行空間の創出、延焼及び騒音防止など多様な機能を有するものである。しかしながら本町の既成市街地では全体的に街路樹は少ないことから、今後は沿道の住宅や商業施設も含めて積極的に緑化を推進することが望まれる。

■ 地すべり防止など地域防災の観点からの樹林育成

本町は丘陵地が多く、市街地は海岸沿いの平坦地に形成されており、地域防災の観点から丘陵地、急傾斜地における樹林の保護、育成に努めることが必要である。

■ 先導的役割を担う公共施設の緑化推進

本町の公共施設の緑化状況は、民有地よりは高くなっているが、十分に緑化されているとは言い難いのが現状である。緑化意識の高揚を図るためには公共施設のさらなる緑化を積極的に行い、地域住民、事業者等の先導的なモデルとなることが望まれる。

■ 緑に対する地域住民の意識高揚

当該地域のことを最もよく知っているのは地域住民である。地域住民が自らまちづくりに参加すると、そのまち自体が個性豊かになると同時に、住民の地域に対する愛着心が芽生えてくる。また、都市で緑化を推進する際、行政が実践できることには限界があるため、行政のみならず地域住民、事業者が緑化活動、まちづくりに参画することが重要である。そのためには、地域住民、事業者の緑化に対する意識高揚を図る必要がある。

(2)計画の方向性

前述した課題の解決に向けて、本計画をより実効性の高いものとするためには、以下に示す3つの視点に基づいて計画を策定する必要がある。

■計画の方向性

1. 環境問題、自然志向の高まり、少子高齢化、地域防災等の社会的要請に配慮しつつ、緑・水辺の保全・創出等に関する基本方針を定め、居住環境の向上を図る。

近年のまちづくりでは、環境問題、自然志向の高まり、地域防災等の社会的要請に対応することが肝要である。そのため、本計画では、緑・オープンスペースの創出等により、このような現代社会の諸問題への具体的な対応策を明らかにする。

2. 行政、地域住民、企業等のパートナーシップにより緑化を推進することにより、住民参加型のまちづくりを実践していくための先導的な計画とする。

計画を推進するためには、官民一体となった事業推進体制の構築が必要である。このため、緑の維持・管理に関する町民参画、ボランティア、NPO 活動の在り方、民間企業における緑化の推進方策等に関する指針となり、さらには、住民参加型のまちづくりを実践していくため、行政、地域住民、事業者等がそれぞれ実践していくもの、あるいは三者が共同で実践すべき施策について明らかにする。

NPOとは

NPO (Non-Profit-Organization) とは、民間非営利組織のことであり、個人に収益を配分してはならないことが非営利の基本的な考え方となっている。近年では、様々な分野において活躍しているが、パートナーシップによるまちづくりの潮流が高まりつつある昨今では、まちづくり活動に対するNPOの在り方が注目を集めている。

3. 東浜地区を包括した、総合的な緑と水のネットワークの構築等を図るとともに、東浜地区を本町における緑のまちづくりのモデルとする。

本町においては、現在「中城湾港マリン・タウン・プロジェクト」の公有水面埋立事業が進められている。同埋立地は、本町活性化の起爆剤として大きな期待が寄せられている。従って、本計画においては、同埋立地を包括した、総合的な緑と水のネットワークの構築を図るとともに、東浜地区を緑のまちづくりの拠点として位置づける。

第4章 緑のまちづくり計画

第4章 緑のまちづくり計画

1. 緑のまちづくりの基本的な考え方

(1) 基本理念

本町は東部に中城湾が広がり、様々な歴史の舞台となった運玉森、雨乞森に抱かれた風光明媚な自然景観を有し、その中に市街地を形成している。また、古くから与那原港を中心とした山原船による物資の集散地として栄え、さらには大正3年の軽便鉄道の開通により、本島東海岸における海陸交通の拠点都市を形成してきた。

第2次世界大戦後は、県都那覇市のベッドタウンとして都市化が進展し、市街地整備が急速に行われてきた。しかしながら、人口の急増に対応するためにも市街地整備が緊急の課題となっていたため、緑地をはじめとする自然環境の保全に関する施策、あるいは緑化に関する施策は不十分であった。

このような背景のもと、第4次与那原町総合計画ではまちの将来像を「太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち」と掲げており、都市マスタープランにおいては、計画のテーマを「緑豊かなふれあいのある拠点都市」として、自然環境の保全、緑豊かなまちづくりを実現するため、各種施策に積極的に取り組んでいるところである。

特に近年では、環境問題、高齢化、地域防災等の地球規模での諸問題へ対応したまちづくりが求められていることから、緑の果たす機能がますます重要となっている。従って、都市において緑は非常に重要な資源であり、今後は緑を基調として、行政、地域住民、事業者との協働によるまちづくりを展開していくことが求められている。このようなことから、本計画における基本理念を以下のように設定する。

基本理念

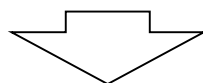
緑とは、環境問題、高齢化、地域防災等の社会的要請に応えるものであると同時に、まちに潤いや安らぎを与える貴重な資源である。このような貴重な資源である緑を基調としたまちづくりを行政、地域住民、事業者が一体となって推進し、緑豊かな本島東部地域の拠点都市の形成をめざすことを基本理念とする。

(2) 将来像

本町は運玉森、雨乞森に代表される丘陵地、東部一帯に広がる海岸など地域特有の資源を有している。個性ある緑のまちづくりを展開する上では、これら特有の資源を核として緑の拠点を創出することが重要となる。このようなことから、本町における緑のまちづくりの将来像を「森・海・緑がきらめき、響き合うまち」と設定する。

緑のまちづくりの将来像

森・海・緑がきらめき、響き合うまち



将来像を構成する3つのキーワード

森：運玉森、雨乞森に代表される丘陵地を構成する緑

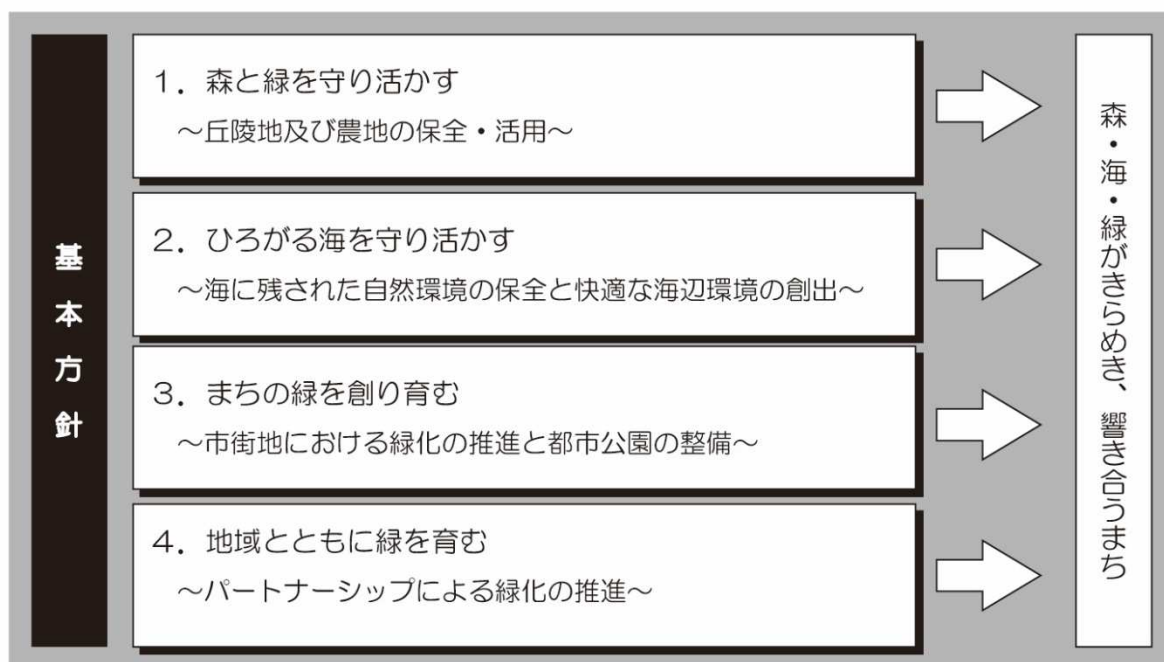
海：本町東部に広がる海岸、あるいは海岸沿いに存在する緑

緑：既成市街地や今後形成される新市街地に存在する緑、集落の緑や良好な農地

(3) 基本方針

本計画では、将来像を達成するための基本方針を以下のように設定する。これらの基本方針に基づき、緑のまちづくりを推進するための考え方を次頁に整理する。

■計画の基本方針



①森と緑を守り活かす ～丘陵地及び農地の保全・活用～

緑のまちづくりを推進していくためには、現在残されている緑を保全していくことが必要である。特に本町の骨格を形成する運玉森、雨乞森は自然環境を支える拠点として重要である。同様に、大見武地区にひろがる優良農地についても田園景観の形成、環境負荷の低減等の役割を担っている。従って、これら丘陵地、農地の緑を守り育てていくと同時に、地域住民のレクリエーション活動、環境学習活動等への活用を図る。

- 運玉森、雨乞森を保全していくとともに、レクリエーション活動、環境学習等への活用を図る。
- 大型 MICE 施設支援地区への開発行為については、自然環境との調和を図るため、関連法令、条例等のもと慎重に精査・検討を行う
- まとまりのある農地は引き続き保全していくものとし、遊休農地については、緑地帯、市民農園等への活用を図る。

②ひろがる海を守り活かす ～快適な海辺環境の創出～

東部一帯に広がる海は、本町のまちづくりを展開する上で貴重な資源であるが、近年では地域住民の生活において海に対する意識が薄れつつある。今後は、海は本町の貴重な自然資源であるという認識のもと、残された自然環境に配慮しつつ、海岸沿いの緑道、親水空間等の整備による快適な海辺環境の創出を図り、住民が生活環境の中で身近に海を実感することができるまちづくりを展開する。

- 「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」により整備予定である板良敷地区の海岸沿いを中心として、海岸沿線一帯を海辺のネットワーク軸として位置づける。また、これらの事業を推進する際には、海に残された自然環境の保全に配慮する。
- 東浜地区に計画されている海浜緑地や周辺の護岸、あるいは既成市街地との間に形成される水路は、親水機能を有したレクリエーション空間とする。

③まちの緑を創り育む ～市街地における緑化の推進と都市公園の整備～

町民が生活を営む場となる市街地・集落に、緑豊かなアメニティ性の高い環境を創り出すためには、民有地をはじめ、道路、公共施設、点在する拝所等の歴史・文化資源について、それぞれの緑化方策を設定することが肝要である。併せて、身近なレクリエーション活動の拠点となる都市公園の適正配置、既存の都市公園の維持・管理の充実、さらには市街地内に残された緑地等の保全・活用について検討し、快適な住環境の形成に努める。

- 市街地における民有地の緑化を推進し、快適な住環境の創出に努める。この場合、各々の土地利用に応じた緑化施策を構築することが肝要である。特に、東浜地区は緑のまちづくりのモデル地区として位置づけ、計画的な緑化を図る。また、土地区画整理事業等によって将来的に形成される住宅地においても同様に、計画的な公園配置、地区計画、建築協定、緑地協定等の導入により緑豊かな住環境の創出を図る。既成の密集住宅地等に関しては、塀の緑化、壁面・屋上緑化、あるいはプランター、観葉植物の配置など地域住民の緑化活動等を積極的に促進する。
- 与原公園については、国道 329 号与那原バイパス高架下を有効利用すると共に、公園区域を拡大し、地域住民の新たな憩いの場の形成を推進する。
- 既存の都市公園については維持・管理の充実、緑被率の向上、自然環境の復元等に努め、地域住民が身近に安らぎを感じることのできる空間を構築する。
- 既存都市公園の誘致圏外にある地域については、当該地域の実情を踏まえつつ、積極的に都市

公園を配置する。

- 各所に点在する歴史・文化的資源は、その周辺に残された緑と一体となった保全・整備を図り、調和のとれた景観形成に努める。また、本町には「東御廻り（アガリマーイ）」と称する、拝所等を巡礼する回廊が受け継がれている。こうした歴史的な回廊を後世に受け継いでいくためにも、こうした拝所をつなぐ緑の回廊の形成に努める。
- 公共施設についてはさらなる緑化を推進し、民有地、企業有地における緑化を促進するための先導的なモデルとする。
- 市街化区域内に残されている斜面緑地等については、保全・活用の在り方について検討する。
- 主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路については、それぞれの機能性に配慮しつつ、可能な限り緑化を推進し、ネットワークの軸線として位置づける。

④地域とともに緑を育む ～丘陵地及び農地の保全・活用～

本計画では緑化の対象が都市公園、道路等の公共空間から個々の住宅、事業所と幅広いものであることから、将来像を達成するためには、行政、地域住民、事業者のパートナーシップによる緑化の推進が非常に重要である。従って、緑豊かなまちづくりを実現するため、行政、住民、事業者が交流し、連携するための体制確立に努める。特に、行政においては地域住民と交流することが第一となる。パートナーシップの体制を確立するため、ワークショップやイベントの開催等の緑化に対する普及啓発活動、情報発信等を展開するとともに、地域において結成された緑化団体等のバックアップに努め、地域住民は個々の住宅敷地内の緑化、地域における緑化活動や各種イベントへの参画を促進する。

- 緑豊かなまちづくりを実現するため、行政、地域住民、事業者のパートナーシップによる緑化運動、都市公園や修景緑化空間の管理、森づくりを推進する。
- 公園整備や緑化計画に関するワークショップ等を開催し、計画段階より住民の参画を促進する。また、住民の緑に対する意識高揚を図るため、緑化コンクール等のイベント開催を推進する。
- 緑化運動を先導するとともに、行政と地域住民、事業者の中間的な組織となるNPO、ボランティア団体等の育成に努める。
- 学校教育、生涯学習との連携を図り、運玉森、雨乞森等の森、あるいは海辺を活用した環境学習、野外教室等の各種施策を推進し、緑に対する意識高揚を図る。

緑の将来像

森と緑を守り活かす

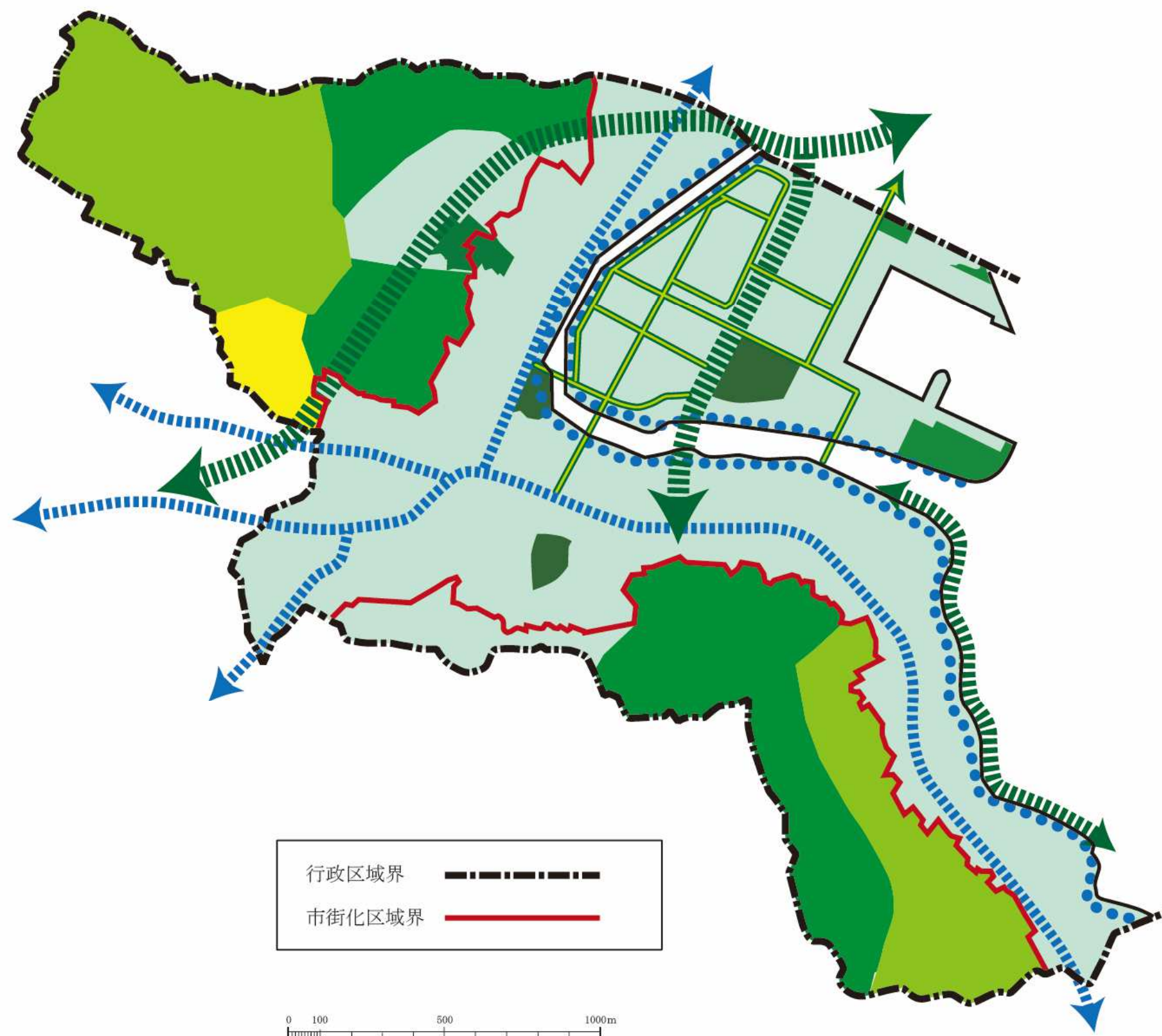
- 森の拠点 
- 骨格となる丘陵地 
- まとまりのある農地 

ひろがる海を守り活かす

- 海辺の拠点 
- 海辺のネットワーク軸 

まちの緑を創り育む

- 緑の拠点 
- 市街地の緑 
- 集落の緑 
- 都市公園・公共施設緑地 
- 緑のネットワーク軸 
- 緑の並木道 
- 緑化推進の必要な幹線道路等 



2. 計画の目標水準

(1) 目標年次・都市フレーム

本計画では「第3次与那原町総合計画」の目標年次である平成22年を中間目標とし、長期的な目標年次は「沖縄県広域緑地計画」との整合性を図り、平成32年と設定する。人口ならびに市街地フレームについても同様に「沖縄県広域緑地計画」との整合性に留意する。

■参考1：目標年次・都市フレーム

		基準年		
目標年次		平成12年	中間目標	目標年次
将来人口		15,109人	平成22年	平成32年
計画対象区域	市街化区域	209ha	22,000人	—
	市街化調整区域	236ha	273ha	273ha
			236ha	236ha

注：中間目標における人口フレームは第3次与那原町総合計画を踏襲した

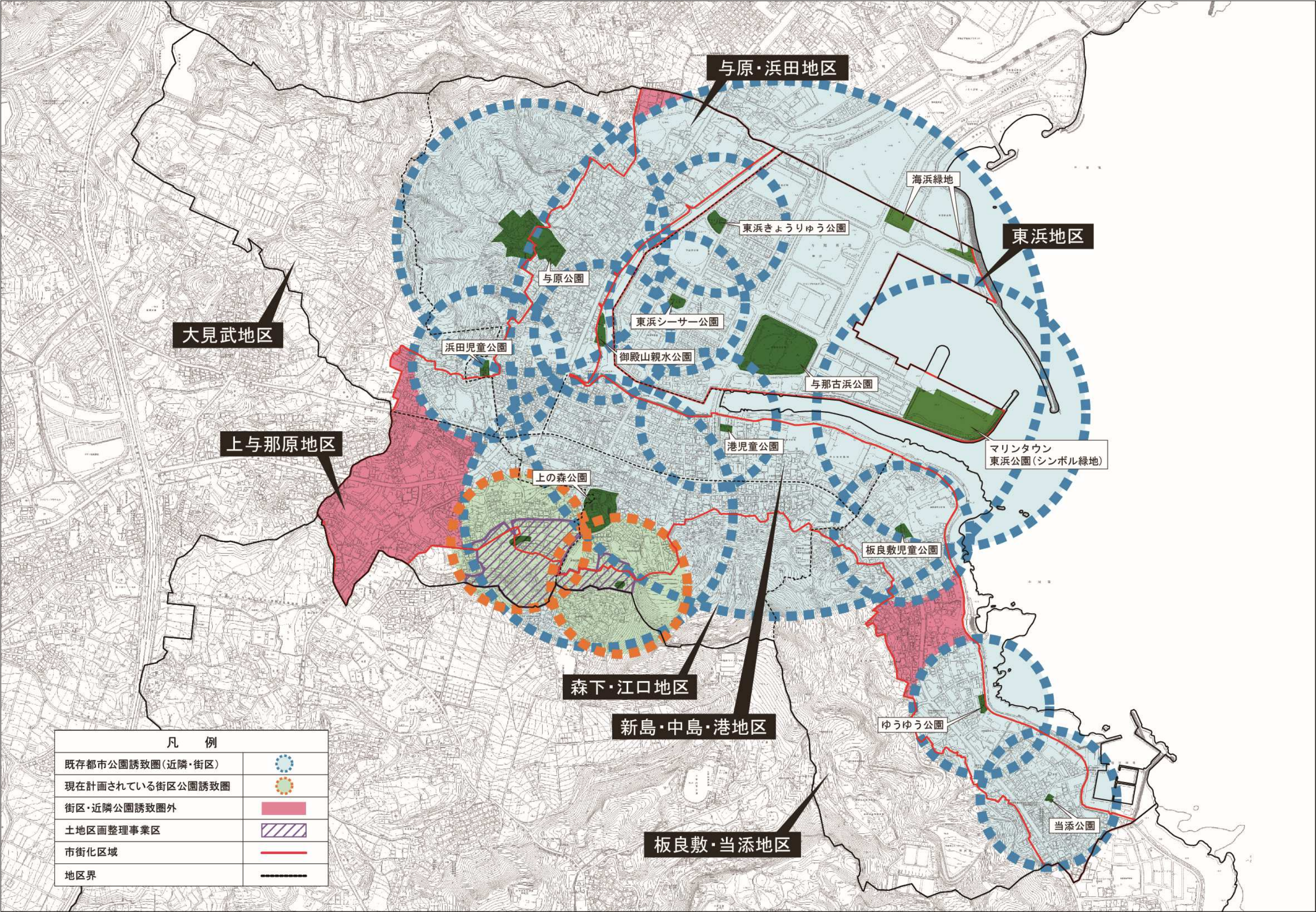
■参考：沖縄県広域緑地計画における将来フレーム（目標：平成32年）

那覇広域都市計画区域	現況	将来フレーム
人口フレーム	732.4千人	780.4千人
市街地フレーム	8,785.0ha	10,109.5ha

(2) 施設緑地の確保目標

まず、施設緑地の確保目標を定める際の前提条件として、地域住民の身近な憩いの場、レクリエーションの場となる街区公園の配置方針について明確にする。なお、平成15年度の都市公園法施行令の改正により、街区公園等の配置に際しては誘致圏を考慮するのではなく、地域住民の利便性等によって容易に決定できることとなった。しかしながら、本計画では街区公園の配置を考えるための指標として、この誘致圏という概念を用いていることに留意されたい。

街区公園は基本的に都市公園の誘致圏外（街区公園、近隣公園）にある地区において整備を推進することとする。79頁の図にあるように、既存都市公園の誘致圏をプロットし、誘致圏外にある地区を抽出した。その結果、①与那原・浜田地区、②大見武地区、③上与那原地区、④森下・江口地区、新島・中島・港地区、⑤板良敷・当添地区の5個所が抽出された（79頁の図を参照）。なお、上与那原地区については区画整理事業地区内に2個所の街区公園を整備することが位置づけられており、地区全体としては計3個所となる。



ここで、将来的に計画されているプロジェクト、あるいは土地利用を踏まえ、市街地における施設緑地の確保目標を検討する。「緑の施策大綱（平成 6 年 建設省）」によれば一人当たり都市公園の整備目標は 20 m²/人以上が望ましいとされており、「沖縄県広域緑地計画（平成 14 年 3 月 沖縄県）」においても将来人口に対する都市公園の確保目標を一人あたり 20 m²としている。しかしながら本町の市街地特性を鑑みた場合、一人当たり都市公園面積を 20 m²/人以上確保することは困難である。こうしたことから本計画では下表に示すとおり、都市公園と公共施設緑地の合計面積、すなわち都市公園等（施設緑地）の確保目標を一人当たり約 15 m²/人と設定する。

■都市公園等（施設緑地）の確保目標

	確保対象の概要	既存 面積 (ha)	新規 面積 (ha)	将来目標	
				面積 (ha)	水準 (m ² /人)
都市公園	街区公園 15 カ所、近隣公園 2 カ所、地区公園 1 カ所	9.17	3.05	12.22	5.55
街区公園	■ 既存街区公園（1.59ha） ○港児童公園：0.11ha ○ゆうゆう公園：0.22ha ○浜田児童公園：0.10ha ○当添公園：0.10ha ○板良敷児童公園：0.23ha ○東浜シーサー公園：0.25ha ○東浜きょうりゅう公園：0.26ha ○御殿山親水公園：0.32ha ■ 新規街区公園（1.75ha） ○与原・浜田地区：1 箇所 ○大見武地区：1 箇所 ○上与那原地区：3 箇所 ○森下・江口地区、新島・中島・港地区：1 箇所 ○板良敷・当添地区：1 箇所	1.59	1.75	3.02	1.52
近隣公園	与原公園、上の森公園（既存）	3.42	1.3	4.72	2.15
地区公園	与那古浜公園：4.16ha	4.16		4.16	1.89
公共施設 緑 地	■ 既存公共施設緑地（1.09ha） ○御殿山青少年広場（1.09ha） ■ 「いきいき海の子・浜づくり」整備対象地区（約 0.7ha） ○ポケットビーチ（約 0.3ha） ○キャンプ場（約 0.4ha） ■ 東浜地区（約 17.2ha） ○シンボル緑地（3.8ha） ○都市緑地（1.1ha） ○海浜緑地（12.3ha）	4.89	約 14.1	18.99	8.63
合計	都市公園等の整備目標 ＝都市公園面積＋公共施設緑地	14.06	約 17.15	約 31.21	14.19 ＝約 15.00

注 1：現在の都市公園等（施設緑地）の一人当たりの面積は、平成 27 年国勢調査人口の 18,410 人により算出した値である。

注 2：一人当たり将来目標水準（右欄）は「第 4 次与那原町総合計画（平成 23 年 9 月一部改訂）」における将来目標人口 22,000 人により算出した値である。

本町における都市公園等（施設緑地）の一人当たり面積の確保目標	
現 在	約 7.64 m ² /人
	
将 来	約 15 m ² /人（平成 3 2 年目標）

(3) 地域制緑地の確保目標

本町における地域制緑地としては農業振興地域・農用地、森林地域が該当し、面積は約 120ha となっている。将来的には、これら現況の地域制緑地については農業振興地域計画や森林整備計画に基づき確保していくものとするが、運玉森や雨乞森は風致地区の指定についても併せて検討していくものとする。

	現況			将来目標		
	市街化区域	調整区域	合計	市街化区域	調整区域	合計
農用地	—	約 63ha	約 63ha	—	約 69ha	約 69ha
森林地域	—	約 62ha	約 62ha	—	約 85ha	約 85ha
風致地区	—	—	—	—	約 120ha	約 120ha
重複面積	—	約 5ha	約 5ha	—	約 95ha	約 95ha
合計	—	約 120ha	約 120ha	—	約 179ha	約 179ha

注 1：現況の農用地（農振農用地）、森林地域の面積は、第 2 章と同様に「沖縄県土地利用規制現況図－説明書」（平成 10 年 3 月 沖縄県）によるものである。

注 2：農用地の将来面積は「与那原町農業振興地域整備計画書」（平成 14 年 3 月）における将来農用地の確保目標（平成 22 年度目標）を採用した。

注 3：森林地域の将来面積については「与那原町森林整備計画変更計画書」（平成 14 年）に掲載されている計画図を用いて図面計測した値である。

注 4：風致地区については現段階でその範囲を特定できないが、本計画では風致地区の面積運玉森、雨乞森ともに 60ha（合計 120ha）としており、その中には森林地域すべてが含まれ、かつ森林地域と重複しない農振農用地区域は含まれないものと想定。従って、農振農用地と森林地域の重複面積 12ha（図上計測）、風致地区と森林地域の重複面積約 83ha の合計値を重複面積としている。

(4) 緑地の確保目標水準

「緑の基本計画ハンドブック 2001 版」によると、市街化区域では概ね 30%以上の緑地量を確保することが望ましいとされている。しかしながら本町の実情を勘案した場合、市街化区域だけで 30%以上の緑地量を確保することが困難である。従って、本計画では将来市街地に接した周辺地域の緑地（運玉森、雨乞森）を加えた目標水準を定める。

■緑地の確保目標水準ための指標（単位：ha）

項目	現況 面積	将来 面積	備考（算出方法）
都市計画区域面積	445	509	現況：市街化区域 209ha＋市街化調整区域 236ha（77 頁参照） 将来：将来市街化区域 273ha＋市街化調整区域 236ha（77 頁参照）
将来市街地面積 （市街化区域）	209	273	77 頁参照
都市計画区域内の緑地確保目標量	125.27	208.59	現況：施設緑地 5.27ha（81 頁参照）＋地域性緑地 120ha（82 頁参照） 将来：施設緑地 29.59ha（81 頁参照）＋地域性緑地 179ha（82 頁参照）
将来市街地（市街化区域内）の緑地確保目標量	5.27	29.59	現況：既存都市公園面積 4.18ha＋公共施設緑地 1.09ha（81 頁参照） 将来：都市公園面積 10.60ha＋公共施設緑地 18.99ha（81 頁参照）
将来市街地（市街化区域）に接した周辺地域の緑地面積	約 62	約 85	現況面積、将来面積ともに運玉森、雨乞森の森林地域を対象とした（82 頁参照）

注：ここでの計算は、民間施設緑地（ゴルフ場）を対象外としている。

緑地の確保目標水準の算定

$$A = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}} = \frac{29.59\text{ha}}{273\text{ha}} \div 11\% \quad \left[\text{現況} = \frac{5.27\text{ha}}{209\text{ha}} \div 3\% \right]$$

$$B = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} = \frac{208.59\text{ha}}{509\text{ha}} \div 41\% \quad \left[\text{現況} = \frac{125.27\text{ha}}{445\text{ha}} \div 28\% \right]$$

$$C = \frac{\text{将来市街地の緑地確保目標量＋周辺市街地に接した周辺地域の緑地面積}}{\text{将来市街地面積＋将来市街地に接した周辺地域の緑地面積}}$$

$$= \frac{29.59\text{ha}+85\text{ha}}{273\text{ha}+85\text{ha}} = \frac{114.59\text{ha}}{358\text{ha}} \div 32\% \quad \left[\text{現況} = \frac{5.27\text{ha}+62\text{ha}}{209\text{ha}+62\text{ha}} = \frac{67.17\text{ha}}{271\text{ha}} \div 25\% \right]$$

本町における緑地の確保目標	
現 在	約 25%（運玉森、雨乞森の森林地域も含む）
	
将 来	将来市街地に近接した周辺地域の緑地（運玉森、雨乞森）も含めて 30%以上 （平成 3 2 年目標）

(5) 緑化の推進目標

「ここでは、各施設ごとの緑化目標を設定する。緑化の推進にあたっては本町の土地利用の特性に配慮しつつ、様々な手法を検討していくものとする。

■緑化目標

区分		数値目標	緑化の考え方
公共施設	幹線道路	—	- 既存の国道 329 号、331 号については歩道幅員が狭隘であることから、沿道に立地する商業施設や住宅の緑化推進、あるいは歩道に観葉植物やフラワーポット等を配置する。 - また、現在計画されている国道南風原与那原バイパスは、ゆとりある歩行空間を確保すると同時に植栽等を配置することで、緑陰のある快適な空間を創出する。 - 東浜地区に関しては「中城湾港（西原与那原地区）緑化検討報告書」に基づき、幹線道路、補助幹線道路等の緑化を推進する。
	都市公園	80%	$\text{緑化率} = \frac{\text{敷地内の緑地面積}}{\text{敷地面積}}$ 「緑の施策大綱」（平成 6 年 建設省）によると住区基幹公園及び都市基幹公園の目標緑化率を 50%としているが、本町における都市公園の緑化率は 73.7%である。こうしたことから、本計画では都市公園の緑化目標を 80%とする。
	公共公益施設	30%	本町における公共施設の緑化率の平均は約 16.0%であるが、今後積極的に緑化を推進することにより緑化率 30%を目標とする。
民有地	既成市街地	—	既成市街地については具体的な数値目標を定めないが、それぞれの敷地規模や周辺の土地利用等を勘案した上で、屋上やベランダ、駐車スペースの緑化、さらには生垣化等を積極的に促進することで緑化率の向上を目指す。
	新市街地	30%	新市街地については、緑地協定、建築協定等を推進することにより緑化率 30%を目指すこととする。特に東浜地区においては、現在、地区計画を定めた地区においては積極的に緑化を促進する必要がある。

3. 緑の配置計画

(1) 環境保全のための緑の配置方針

緑が環境保全に資する役割としては、大気浄化、温暖化の防止をはじめ、野生生物の棲息環境の確保、潤いのある生活環境の創出等が挙げられる。これらの機能性に配慮しつつ、環境保全のための緑の配置方針を以下に示す。

① 温暖化の緩和、大気浄化等の環境負荷の低減に資する緑の配置

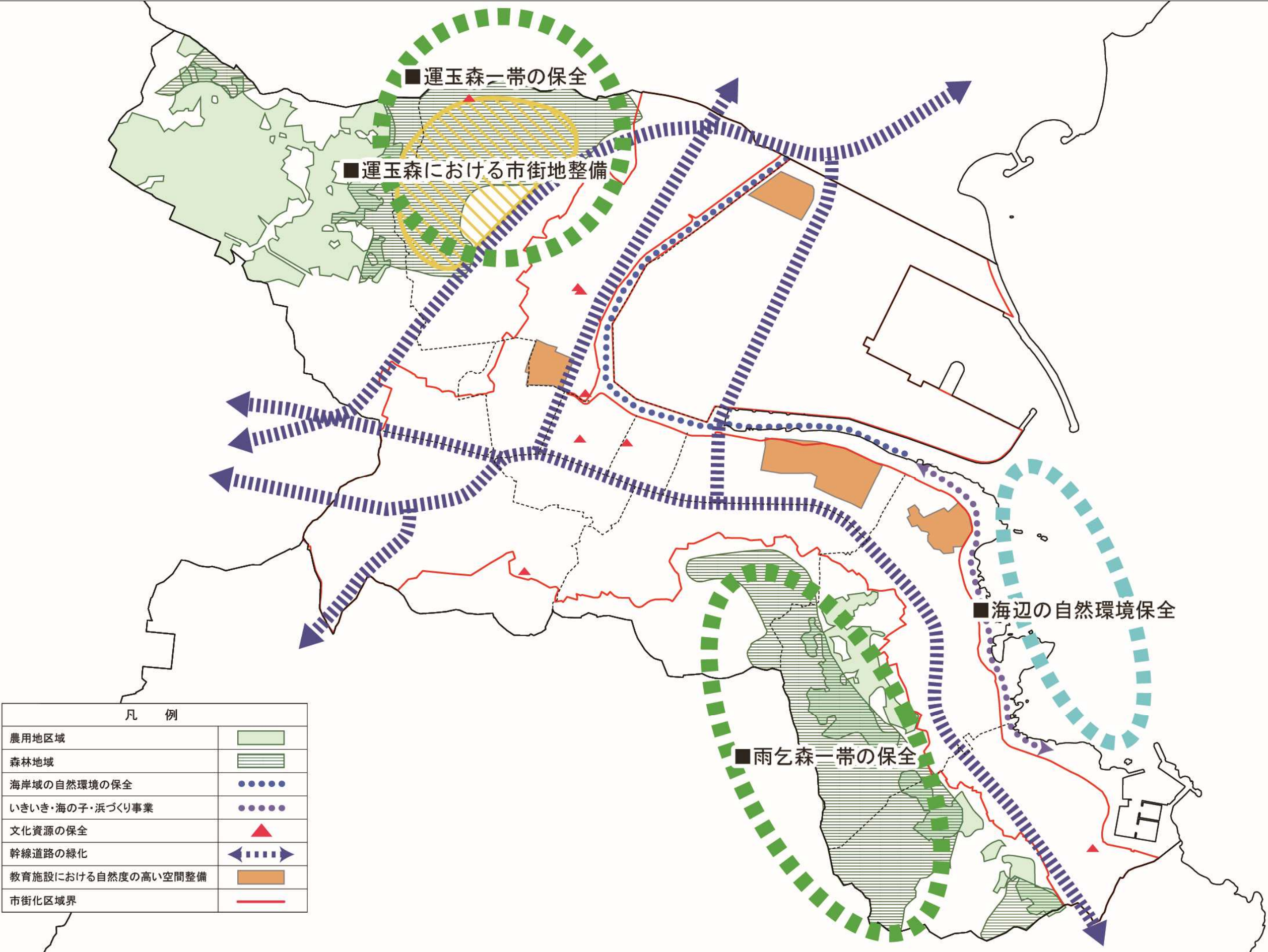
- 運玉森、雨乞森をはじめとする斜面緑地は、大気浄化、温暖化の緩和等、都市の環境を整える重要な役割を担うものであり、今後とも積極的に保全していくものとする。また、聖クララ修道院北側の斜面緑地についても同様に保全していくものとする。
- 上位計画に整合性を図りつつ、大見武地区、板良敷地区においてまとまりのある農地を確保する。

② 豊かな自然環境を有する緑の配置

- 運玉森、雨乞森をはじめとする斜面緑地は、生態系をはじめとする自然環境の再生により、環境学習の拠点となる場として位置づける。
- また、運玉森における市街地整備の際には、自然環境に配慮しながら、骨格の緑の保全を基本とした開発とする。
- 東部一帯の海岸沿いでは、良好な草地、リーフ、海浜性植物といった自然環境の保護に努める。
- 「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」においてキャンプ場やポケットパーク等の整備が位置づけられている板良敷の海岸は、海域の自然と身近に触れ合うことのできる場として位置づける。
- 東浜地区周辺の護岸の一部は海に触れることのできる空間が確保されているが、その他の護岸部分や既成市街地との間に形成される水路においても海辺の自然環境と調和した環境整備に努める。
- 教育施設については、学校教育における環境学習の充実を図るため、生態系の保全などにより、自然度の高い空間を創出する。

③ 潤いのある生活環境を創出するための緑の配置

- 各所に点在する文化資源は、その周辺と一体となった保全・整備を図る。
- 既存及び新規幹線道路等については、歩行者に安らぎを与えるとともに、緑陰により快適な歩行空間を創出するために街路樹を配置する。



(2)レクリエーションの場として機能する緑の配置方針

緑は人々に精神的な安らぎを与える資源であり、とりわけ公園は地域住民のレクリエーション活動、あるいは交流の場として機能するものである。本計画では以下のような方針に基づき、レクリエーションの場として機能する緑・公園の確保に努める。

①広域的なレクリエーション拠点となる緑の配置

- 運玉森一帯を森林公園として整備を検討する。
- 東浜地区に計画されている海浜緑地は広域的なレクリエーション拠点として位置づけ、県や西原町との連携を図りつつ早期実現に取り組む。

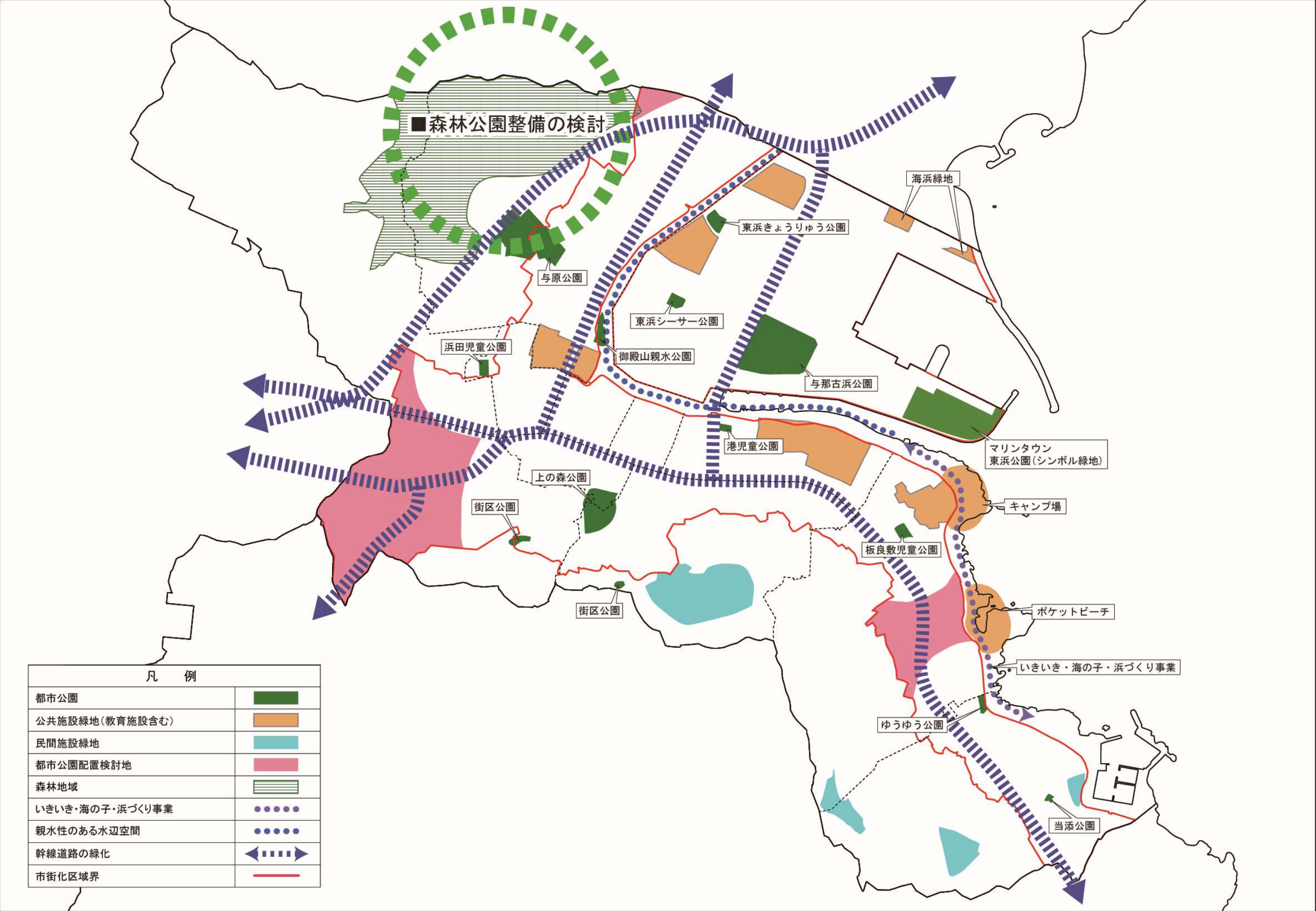
②地域住民の身近なレクリエーション活動の場となる緑の配置

- 東浜地区や上与那原土地区画整理事業地区、与那原公園、さらには都市公園が不足している地域において、地域の特性や住民の要望等を踏まえつつ、街区公園の整備を推進する。
- 既存の都市公園については、維持・管理の徹底、さらなる緑化推進により良好な緑地空間を確保する。
- 新規幹線道路はウォーキング、ジョギング等に利用できる空間として、ゆとりある歩道、豊富な緑の配置を行う。

③親水性のあるレクリエーション空間を創出するための緑の配置

- 東浜地区に計画されている海浜緑地、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」の対象地である板良敷の海岸は海辺のレクリエーション拠点として位置づける。
- 板良敷地区以外の海岸についても「与那原町沿岸整備構想」に基づき修景緑化、親水性のある護岸整備、オープンスペースの創出を図る。
- 東浜地区周辺の護岸の一部を、海に触れることのできる空間として確保する。また、シンボル緑地及び海浜緑地周辺の護岸上部は眺望地点として、視覚的に海を感じることもできる場所として位置づける。

■レクリエーションの場として機能する緑の配置方針



(3)防災機能を有する緑の配置方針

世界的に大規模な災害が相次いで発生している昨今では、地域防災のために緑が果たす役割はますます重要視されている。本計画では、防災機能を有する緑の配置方針を以下のように設定する。

①災害時の避難場所となる緑の配置

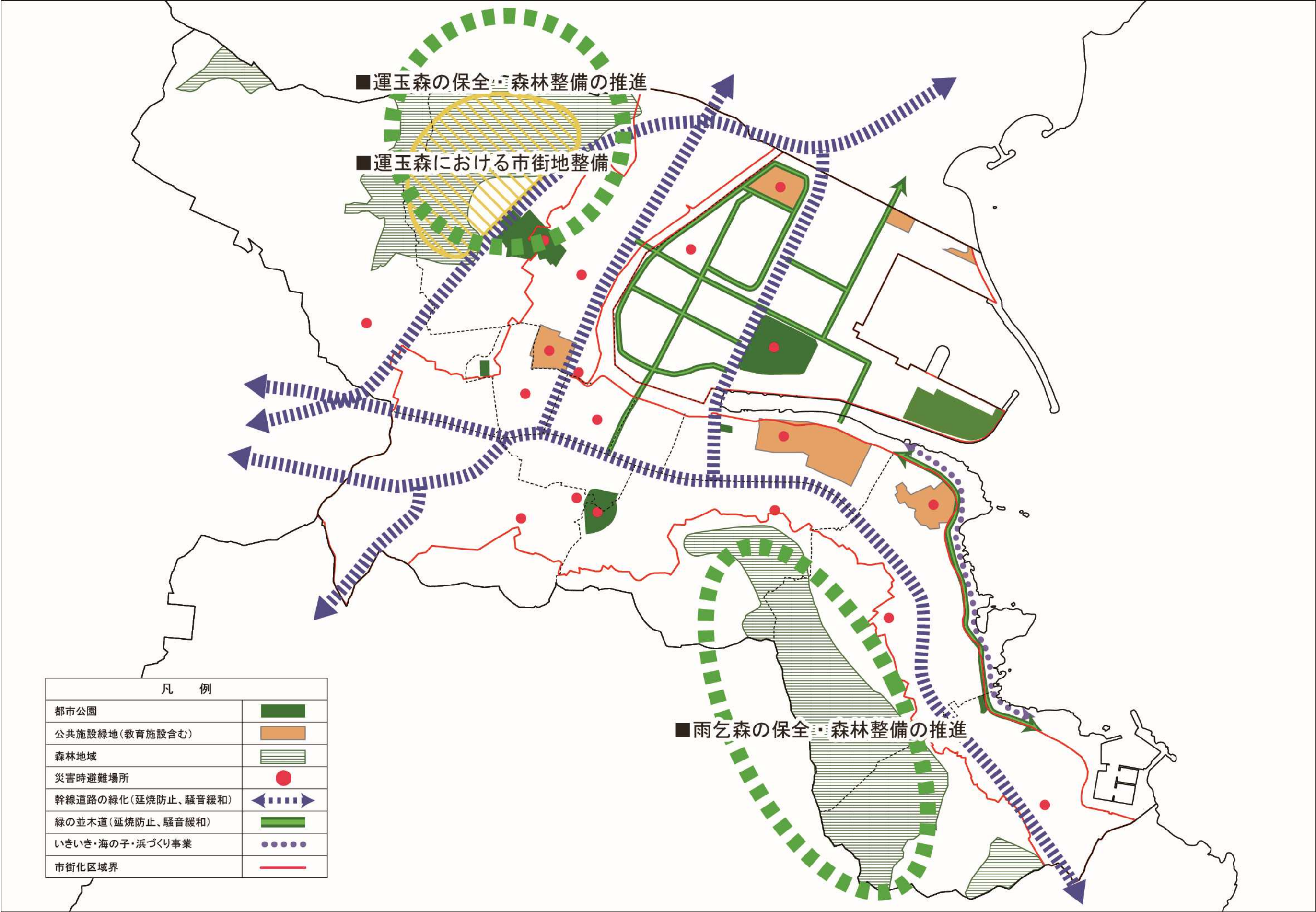
- 与那原町地域防災計画において、災害時避難場所として位置づける予定である役場庁舎、小・中学校、高等学校、公民館、集会所、コミュニティーセンター、社会福祉センター、近隣公園等については、豊富な緑の配置や敷地内のオープンスペースの確保等により、より一層の防災機能の充実に努める。
- 既存の街区公園については身近な防災活動の拠点として、その機能強化に努める。
- 東浜地区において計画されている地区公園、都市緑地、小・中学校は将来的に災害時避難場所として位置づける。

②災害時の避難路となる緑の配置

- 国道 329 号、331 号、県道糸満与那原線、県道南風原与那原線の既存幹線道路等は、沿道の宅地や店舗に配慮しつつ避難路としての機能強化に努める。
- 新たに計画されている幹線道路等については避難路としての機能を強化するため、豊富な街路樹の配置、ゆとりある歩行空間を確保する。

③日常的に地域の安全性を確保するための緑の配置

- 延焼防止、騒音緩和を図るため新規幹線道路は豊富な街路樹の配置、緑地帯の形成に努める。既存の幹線道路についても可能な限り低木等を配置する。
- 地すべり危険個所については土地の安定性を確保するため、「与那原町森林整備計画」に基づき緑地を保全する。
- 運玉森における大型 MICE 施設支援地区での市街地整備の際には、自然環境に配慮しながら、骨格の緑の保全を基本とした開発とする。さらに、地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における危険が想定される地区であるため、法令を遵守し関係機関との連携を図り、災害の未然防止を進めて安全な地区の形成を図る。
- 「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」の計画対象地である板良敷の海岸の緑地帯、東浜地区に計画されている海浜緑地に存在する緑は防潮機能を発揮する緑として位置づける。



(4) 景観形成のための緑の配置方針

緑は景観形成に寄与する重要な資源である。とりわけ緑が不足している地域においては緑化を推進することにより街並みの一体感を醸成することが重要である。景観を形成するための緑の配置方針を以下のように設定する。

①都市の骨格を形成する緑の配置

- 本町の骨格となる運玉森、雨乞森の斜面緑地は今後とも保全に努め、将来的には風致地区の指定についても視野に入れる。
- 農用地についても、田園景観を創出する貴重な資源であり、「与那原町農業振興地域整備計画書」に基づき保全していく。

②市街地の景観を形成する緑の配置

- 市街地においてランドマーク的存在である緑を保全する。
- 幹線道路等においては可能な限り緑化を推進する。
- 歴史的背景を映し出す拝所等の文化資源は、その周辺と一体となった保全・整備を図る。

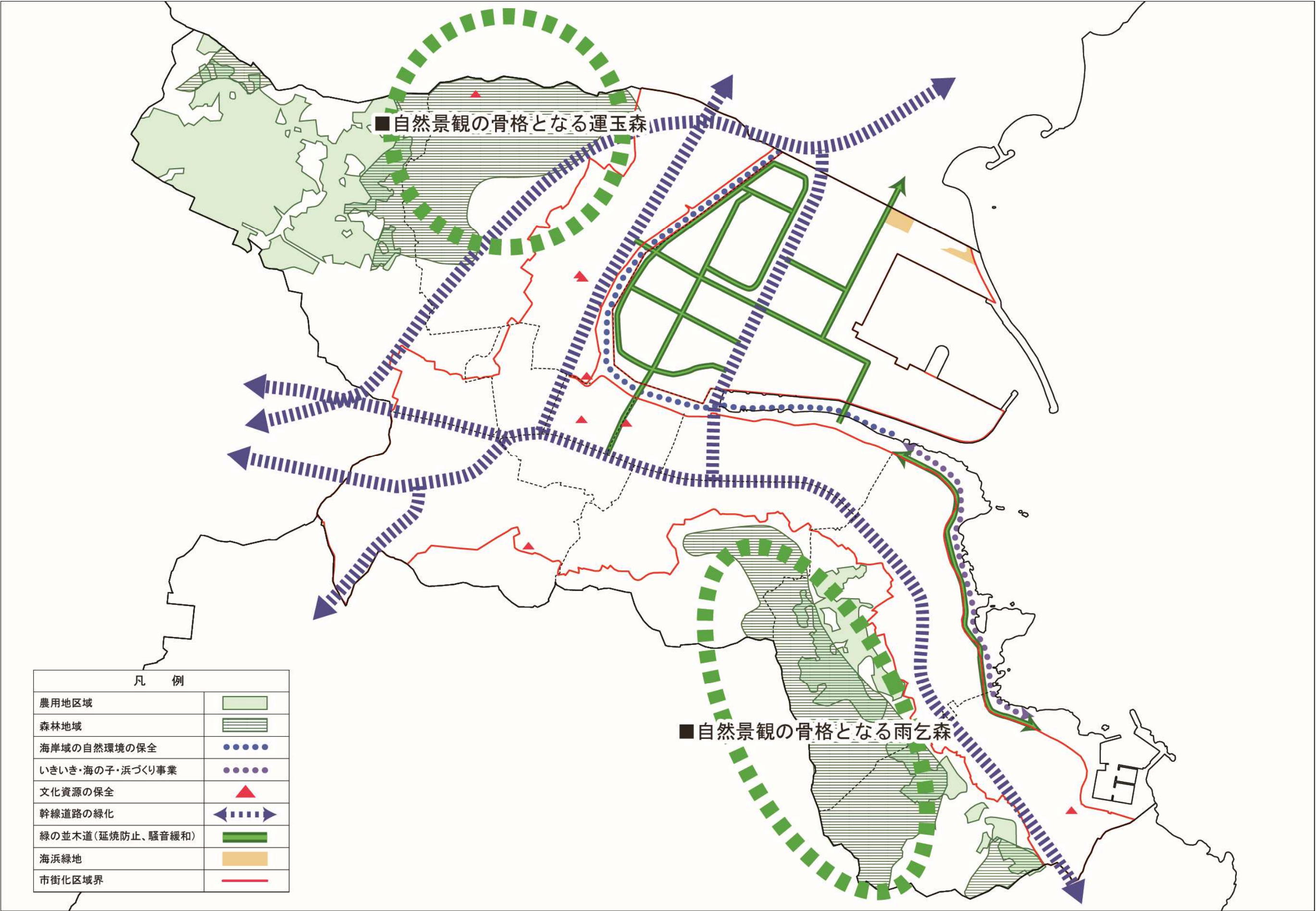
③海辺の景観を演出する緑の配置

- 「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」により整備する予定である板良敷の海岸をはじめとする既存の海岸沿い、あるいは東浜地区周辺の護岸、海浜緑地については、後背地や海との調和に配慮しつつ緑化を推進し、海と市街地が一体となった景観形成に努める。
- 東浜地区における海浜緑地については、沖縄の気候・風土に配慮した緑化・植栽を推進し、海と市街地が一体となった景観形成に努める。
- また、その他の護岸についても親水性の向上と併せて緑化を推進することで、海辺景観の魅力向上に努める。

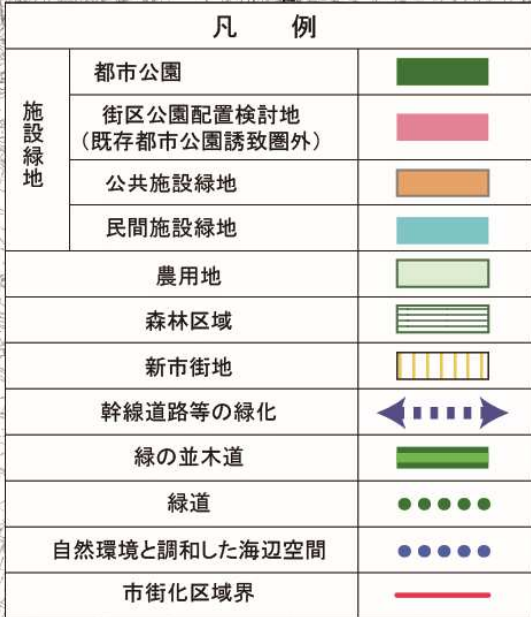
④景観を視覚的に楽しめる眺望地点の確保

- 運玉森、雨乞森の丘陵地上部、聖クララ修道院北側の斜面地、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」の計画対象地である板良敷の海岸、東浜地区に計画されているシンボル緑地周辺の護岸上部については、景観を視覚的に楽しむことのできる空間として確保する。

■景観形成のための緑の配置方針図



■緑の配置図（全体）



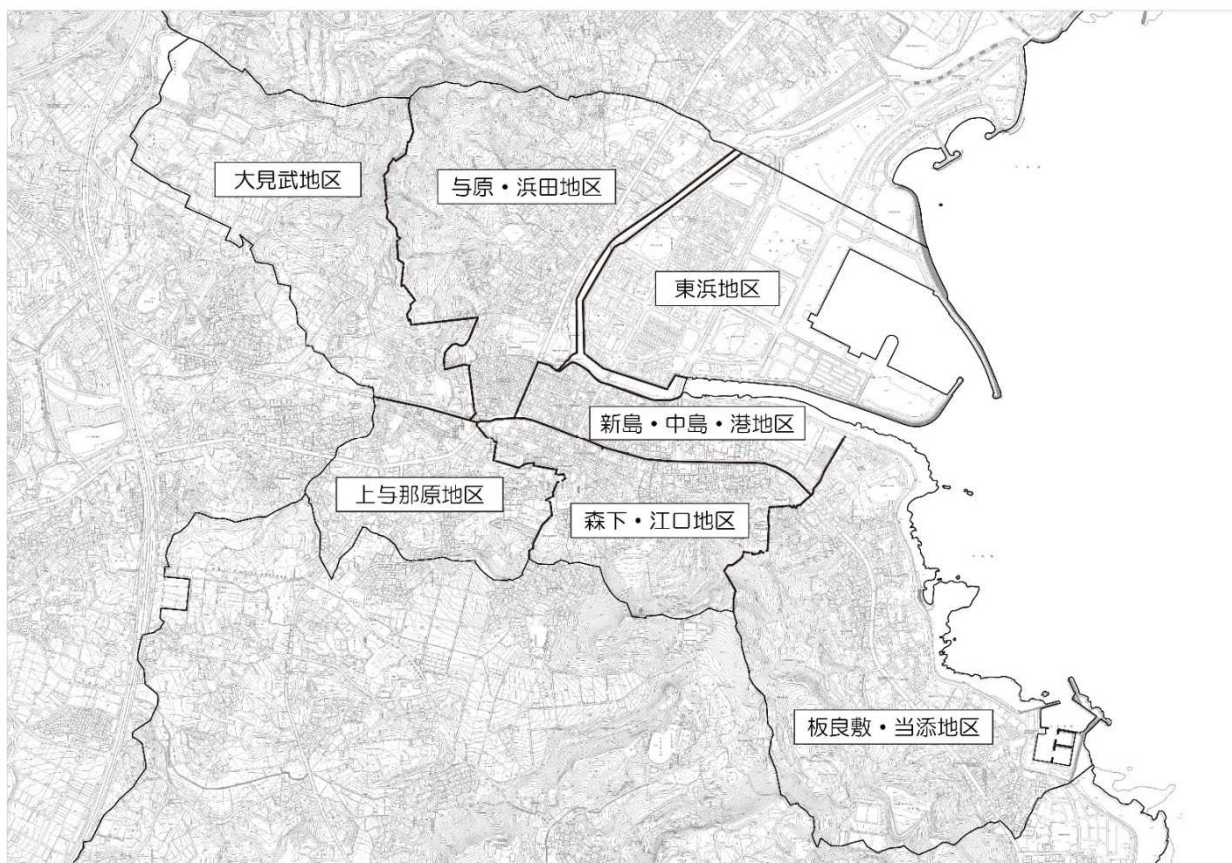
第5章 地域別緑のまちづくり方針

第5章 地域別緑のまちづくり方針

1. 地域区分

地域別による緑のまちづくり方針を示すにあたり、地域区分は下図に示すとおり設定する。

■地域区分図



2. 地域別緑のまちづくり方針

(1) 与那原・浜田地区

①人口世帯数

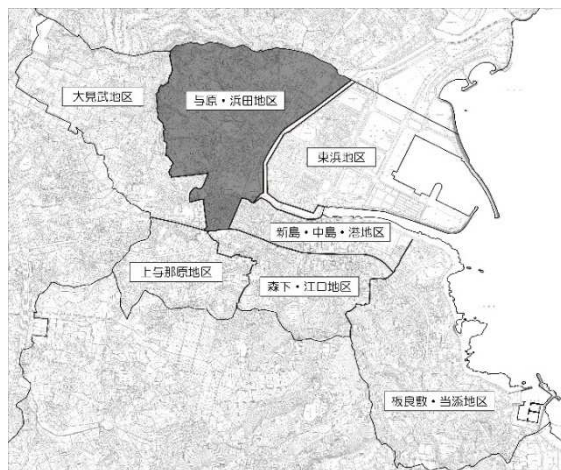
平成 14 年度現在の人口 3,700 人、世帯数 1,238 世帯となっており、平成 8 年度以降、人口、世帯数ともに増加基調にある。

■人口世帯数の推移

	H4	H6	H8	H10	H12	H14
人口	3,643	3,698	3,640	3,631	3,637	3,700
世帯数	1,068	1,098	1,109	1,135	1,145	1,238

資料：与那原町住民基本台帳（与那原町住民課）

■位置図



②緑の現況・課題

ア 道路

- ・本地区を南北に国道 329 号が通過しているが全体的に緑の量は少ない。また、歩道の幅員が狭いため、植栽を配置するスペースが十分に確保出来ないのが現状であり、沿道に立地する建物と一体となった緑化を検討することが課題である。
- ・集落内道路においても同様に幅員が狭いため、緑化を施す十分なスペースを確保することができないのが現状である。

イ 市街地

- ・市街地・集落内の住宅においてプランター等を利用したり、芝生、高低木の植栽による緑化の良好例も見られる。
- ・本地区北東部の市街化区域においては、残存農地が多く見られる。
- ・本地区南部の浜田地区は住宅が密集していることから緑化率が低い。アメニティの向上、地域防災の観点からも今後は緑化の推進、ポケットパーク等のオープンスペースを創出することが課題である。
- ・本地区の背後には本町のシンボリック存在であると同時に自然景観の骨格である運玉森が広がっている。
- ・一部の大規模店舗では駐車場や敷地内の緑化努力をしている例もみられる。

ウ 公共施設

- ・あかぎ児童館、与那原区公民館、浜田保育園、給食センター、与那原小学校、コミュニティーセンター等の公共施設が立地しているが、これらの施設は比較的緑化されており、特に、与那原小学校の外周緑化は緑の少ない国道に潤いを与えている。
- ・また、アカギ児童館横には名称の由来となった大きなアカギがあり、本地区のランドマーク的機能を

有している。

エ 都市公園・公共施設緑地

- ・与原公園は、グラウンド・遊歩道・遊具等が管理・整備されており、緑も豊富で地域住民の憩いの場となっているが、地域住民から野球やサッカーなどができるスポーツ施設の整備が望まれている。
- ・浜田児童公園は遊具等が整備されているが、高木等により園内は全体的に暗い印象を受ける。
- ・海岸沿いに御殿山青少年広場・ゲートボール場が整備されており、住民の運動の場として利用されている。ただし、緑の量は少ないため、今後は緑化を推進することが課題であると言える。

オ 歴史的資源

- ・歴史的資源として、御殿山、三津武獄、久葉堂、あかぎ児童館の大アカギがある。

③緑の配置方針

計画のテーマ：大きな森に包まれた、潤いのあるまち

ア 運玉森の保全・活用

- 運玉森は森林地域としての保全を図るとともに、生態系をはじめとする自然環境の再生に努め、本町のレクリエーション、環境学習等の拠点として位置づける。また、このように優れた森林を保護するため、緑地保全地区の指定についても検討する。
- また、市街地整備の際には、自然環境に配慮しながら、骨格の緑の保全を基本とした開発とする。さらに、地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における危険が想定される地区であるため、法令を遵守し関係機関との連携を図り、災害の未然防止を進めて安全な地区の形成を図る。
- さらに、散策路の整備とともに、運玉森から与原公園、御殿山、さらには親川までつながるルートについて重点的に緑化を推進することにより、「アガリマーイ」をつなぐ緑の回廊の創出に努める。

イ 都市公園・レクリエーション施設の整備・保全

- 与原公園は、地域住民による維持・管理活動を促進するとともに、公園内外の緑化を推進することにより、地域における緑の拠点としての機能性を高める。また、一時避難地としての機能性を考慮した上での緑化推進、オープンスペースの確保に努める。さらに、国道 329 号与那原バイパス高架下を有効利用すると共に、公園区域を拡大し、地域住民の新たな憩いの場の形成を推進する。
- 浜田児童公園は高木等により、公園内の雰囲気外部からは確認できない状況であることから、緑化の推進に際しては植栽の選定に留意しつつ、地域に開かれた公園としての保全を図る。また、公園周辺の緑化を併せて推進することにより、緑の拠点性を高める。
- 御殿山青少年広場は緑化率が特に低いのが現状であることから、さらなる緑化を推進するとともに、東浜地区との関連性に配慮しつつ、その有効活用を図る。
- 都市公園の誘致圏外にある与原地区北部については街区公園の配置を検討する。その際には、海辺に近接するなどの地域特性を活かした公園づくりを検討する。また、詳細な公園の計画、供用開始後の維持・管理については、地域住民との協働により検討・実践する。

ウ 市街地の緑化

- 与那原小学校においては敷地内に小動物等が棲息する広場や水辺など、自然度の高い空間を確保することにより、児童の環境学習、あるいは地域住民の生涯学習への活用を図る。また、地域住民へ日常的にグラウンドを開放することにより、レクリエーション活動を展開する場としての機能充実を図る。
- その他公共施設に関しても積極的に緑化を推進する。
- 与那原地区北部の農地が残存している地域では、将来的に宅地整備を推進する中で、ポケットパークなど地域住民の憩いの場となるオープンスペースの確保に努める。
- 密集した住宅地では、地域住民の緑化に対する意識高揚を図り、塀や壁面、屋上の緑化、セットバックによる植樹マスの設置等を促進する。特に、国道 329 号より与那原公園へと続く道路は、重点的に沿道緑化を図る。また、空地を活用したポケットパークの配置についても検討する。
- あかぎ児童館は、敷地内に残された大アカギや拝所と周辺環境が調和した緑化を推進する。

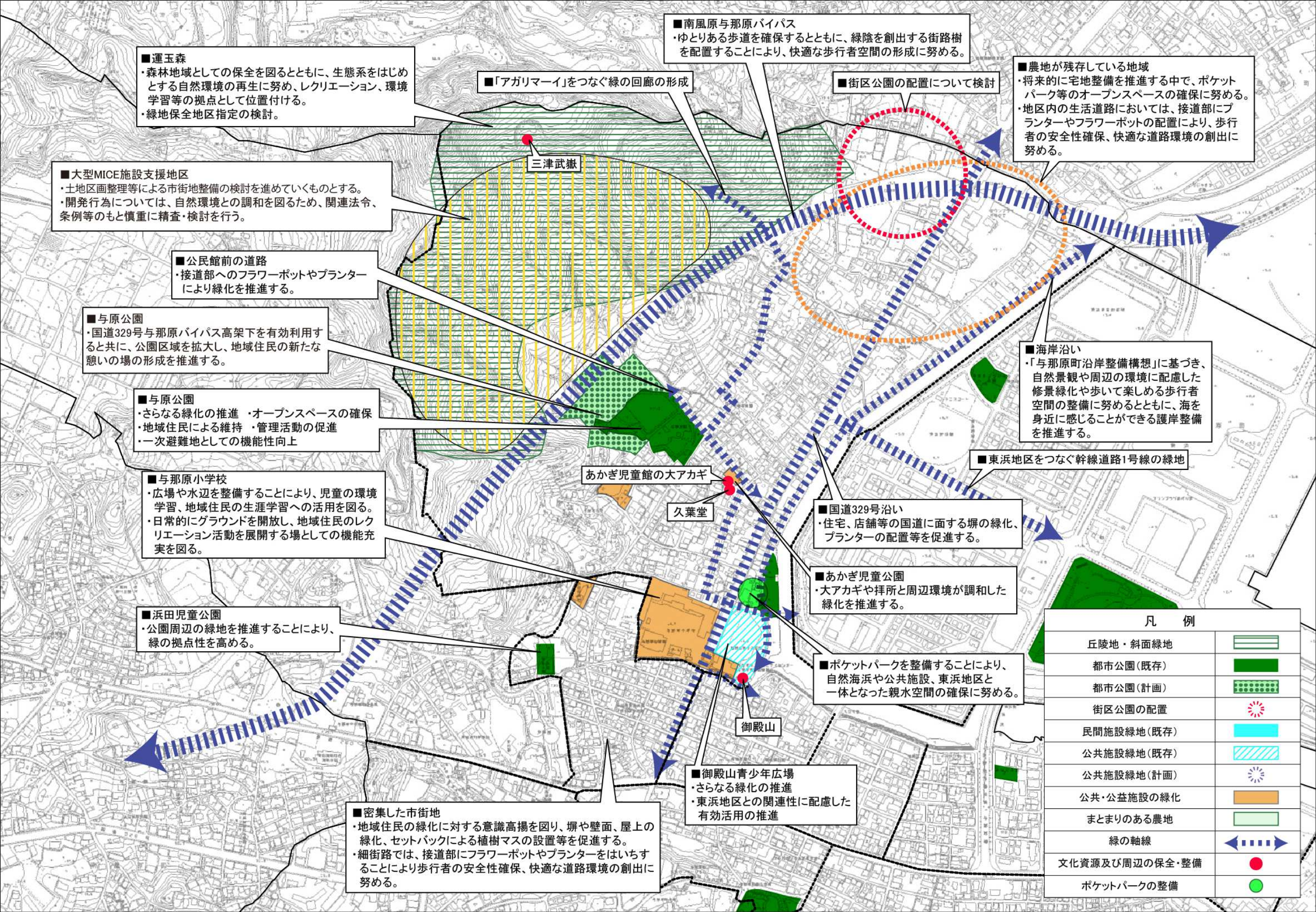
エ 道路の緑化

- 現在計画されている国道南風原与那原バイパスについては、ゆとりある歩道を確保するとともに、緑陰を創出する街路樹を配置することにより、快適な歩行空間の形成に努める。
- 国道 329 号については沿線に立地する住宅、店舗の国道に面する塀の緑化、プランターの配置等を促進する。
- また、国道 329 号から東浜地区へと至る幹線道路 1 号線については、重点的に緑化を推進する。
- 海岸沿いについては、「与那原町沿岸整備構想」（平成 9 年 3 月 与那原町）に基づき、自然景観や周辺の環境に配慮した修景緑化や地域住民が気軽にジョギング、ウォーキング等が楽しめる歩行空間の整備に努めるとともに、海を身近に感じることのできる護岸整備を推進する。また、これら海岸沿いの整備に際しては、周辺の市街地や御殿山青少年広場等に調和した景観形成に留意する。
- 東浜地区に連結する橋梁周辺においては、ポケットパークを整備することにより、自然海浜や公共施設、東浜地区と一体となった親水空間の創出に努める。
- 市街地内の細街路では、接道部にプランターやフラワーポットを配置することにより、歩行者の安全性の確保、快適な道路環境の創出に努める。特に、国道 329 号からあかぎ児童館を通過し、与那原公園へと続く道路については重点的に緑化を推進する。

オ 大型 MICE 施設支援地区

- 大型 MICE 施設に関するまちづくり展開の考え方として、既存の環境を考慮して、マリンタウン MICE エリア外も含めた適正な場所へ宿泊施設の立地を検討する必要性がうたわれている。大型 MICE 施設支援地区は、この実現を目指す地区として土地区画整理等による市街地整備の検討を進めていくものとする。

■緑の配置方針図（与原・浜田地区）



(2)大見武地区

①人口世帯数

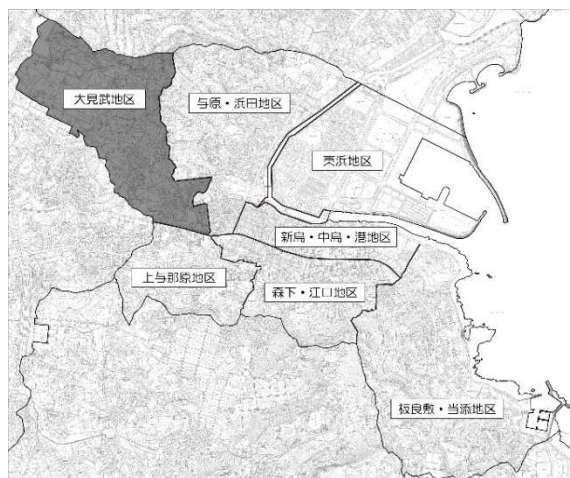
平成 14 年度現在現在の人口 844 人、世帯数 308 世帯となっている。平成 12 年と比較して人口は僅かに増加を示し、世帯数には変化は見られない。

■人口世帯数の推移

	H4	H6	H8	H10	H12	H14
人口	827	736	805	843	827	844
世帯数	295	205	291	308	308	308

資料：与那原町住民基本台帳（与那原町住民課）

■位置図



②緑の現況・課題

ア 道路

- ・浜田大見武線が地区内の主要な道路であり、沿道のわずかなスペースを利用して緑化している例もみられる。
- ・また、県道南風原与那原線においては植栽が配置されていないが、沿道に立地する民有地の緑が道路緑化に貢献している例もみられる。

イ 市街地

- ・個々の住宅において、わずかなスペースを利用しての緑化や壁面、外周等を緑化している例がみられる。
- ・本地区は自然景観の骨格となる運玉森、さらには、土地改良事業が導入された圃場や農用地が広がっており、豊かな自然環境に恵まれた地域である。

ウ 公共施設

- ・集落内のコミュニティ活動の場となる大見武集落センター、児童福祉施設愛隣園と授産施設愛の園、県営須利原団地等の施設が立地している。特に、緑豊かな愛隣園は周囲の環境に潤いを与えていると言える。

エ 都市公園・公共施設緑地

- ・都市公園は整備されておらず、今後は地域住民の憩いや交流の場としての街区公園、農村公園等の整備が必要である。

オ 民有地

- ・所々で宅地開発が行われているが、森林及び農地の保全を図る観点から無秩序な宅地開発を抑制する必要がある。

③緑の配置方針

計画のテーマ： 歴史と文化に根ざした、緑あふれる田園のまち

ア 運玉森の保全・活用

○運玉森は森林地域としての保全を図るとともに、生態系をはじめとする自然環境の再生に努め、本町のレクリエーション、環境学習等の拠点として位置づける。また、このように優れた森林を保護するため、緑地保全地区の指定についても検討する。

イ 農用地の保全

○圃場整備により形成された優良農地は今後とも引き続き保全していくものとし、その周辺についても農用地としての整備を図る。

ウ 都市公園・レクリエーション施設の整備・保全

○地区南部の市街化が進展している地域においては、街区公園の配置について検討する。
○遊休農地については市民農園、あるいは集落内の農村公園や緑地としての利用転換を図る。

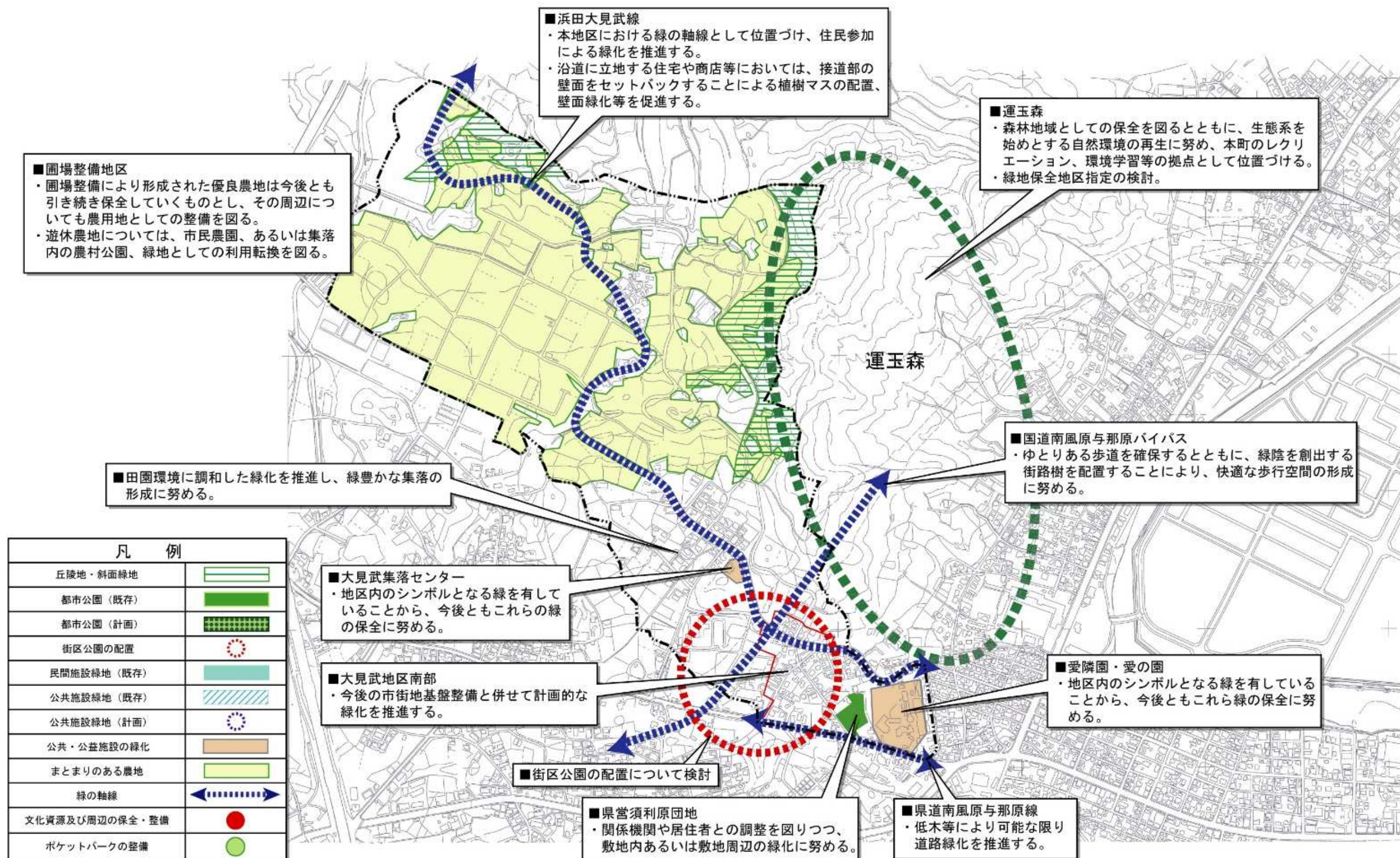
エ 市街地・集落内の緑化

○市街化が進展している地区南部においては、今後の市街地基盤の整備と併せて計画的な緑化を推進する。
○大見武集落センター、児童福祉施設「愛隣園」、授産施設「愛の園」は、地区内のシンボルとなる緑を有していることから、今後ともこれら緑の保全に努める。
○県営須利原団地については、関係機関や居住者との調整を図りつつ、敷地内あるいは敷地周辺の緑化に努める。また、建築物は老朽化が著しいことから将来的には建て替えが想定されるが、その際には、団地内における住民の触れあいの場となる公園を確保する。
○大見武集落センター北側の地域においては、本町における農業の中心地区として田園景観に調和した緑化を推進するとともに、空地を活用したポケットパークの整備について検討する。また、本地区では道路に隣接する民有地を利用して緑化を施している例もあり、このような好例を参考としながら、緑豊かな集落環境の形成を図る。

オ 道路の緑化

○県道南風原与那原線は歩道幅員が狭小であることから、低木等の配置等により、可能な限り道路緑化を推進する。
○浜田大見武線については、本地区における緑の軸線として位置づけ、住民参加による沿道緑化を促進する。特に、沿道に立地する住宅や商店等においては、接道部の壁面をセットバックすることによる植樹マスの配置や壁面緑化等を促進する。
○現在計画されている国道南風原与那原バイパスについては、ゆとりある歩道を確保するとともに、緑陰を創出する街路樹を配置することにより、快適な歩行空間の形成に努める。

■緑の配置方針図（大見武地区）

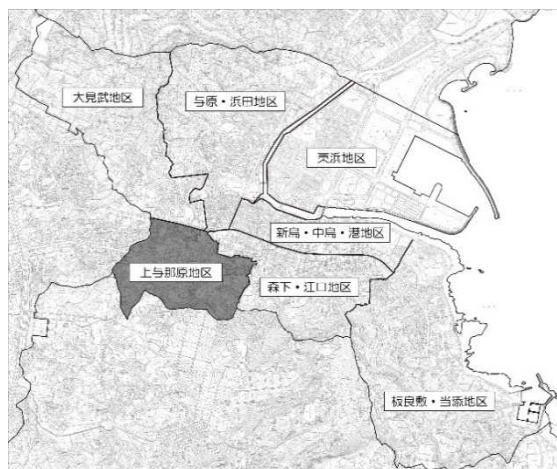


(3) 上与那原地区

① 人口世帯数

平成 14 年度現在の人口 1,758 人、世帯数 559 世帯となっている。平成 12 年度と比較すると、人口は減少を示しているが、世帯数は増加となっている。

■ 位置図



■ 人口世帯数の推移

	H4	H6	H8	H10	H12	H14
人口	1,615	1,650	1,705	1,760	1,804	1,758
世帯数	428	443	463	488	532	559

資料：与那原町住民基本台帳（与那原町住民課）

② 緑の現況・課題

ア 道路

- ・本地区を幹線道路として国道 329 号をはじめ、糸満与那原線等の県道が通過している。特に国道の沿線においては商業施設が立地しており駐車場等を緑化している施設もみられるが、幅員が狭いため十分な緑化スペースを確保することができないのが現状である。一方、糸満与那原線の一部地域においては植栽を配置している箇所がある。
- ・集落内道路においても、全体的に幅員が狭く十分な緑化スペースが確保できないため全体的に緑化率が低くなっている。

イ 市街地

- ・市街化区域においては、農地が多く残存しており無秩序な宅地開発が進行している。また市街化調整区域において民間開発により整備された住宅地もみられる。
- ・集落内の住宅地に関しては、全体的に緑は少ないが低木の生垣、外周・壁面等の緑化の例もみられる。
- ・農用地において宅地化が進展している地域があるが、農用地を保全する観点からも調整区域内における開発を抑制する必要がある。
- ・糸満与那原線沿道、県道南風原与那原線沿いに地場産業であるヤチムン工場の事業所が集積しており、今後はこうした事業所においても緑化を推進することが望まれる。また、国道沿いに立地する商業施設では駐車場等において植栽を配置している例もみられる。

ウ 公共施設

- ・与那原町役場では入口周辺を緑化することにより親しみやすい雰囲気を醸し出しており、また眺望にも優れている。
- ・役場前方の駐車場では低木が植栽されており緑豊かな環境を創り出している。
- ・社会福祉センターでは豊富な木々とレンガ色の壁面が調和しており、良好な景観を形成している。

エ 都市公園・公共施設緑地

- ・本地区では都市公園は整備されていない。

オ 歴史的資源

- ・歴史的資源として本地区には東名大名や平和の塔があり、周辺の緑も調和した風土性の高い景観を創出している。

③緑の配置方針

計画のテーマ：花と緑が織りなす、活気あふれる交流のまち

ア 都市公園・レクリエーション施設の整備・保全

- 上与那原地区土地区画整理事業地区内において街区公園を 2 ヶ所配置する。また、区画整理事業地区南側の斜面地については今後も引き続き保全を図るものとするが、大規模な法面や造成に伴い崖崩れ等の災害危険性が発生した箇所については、緑化ブロック等による保護を推進する。
- また、本地区南西側の地域においても（土地区画整理事業地区西側）街区公園の配置を検討する。

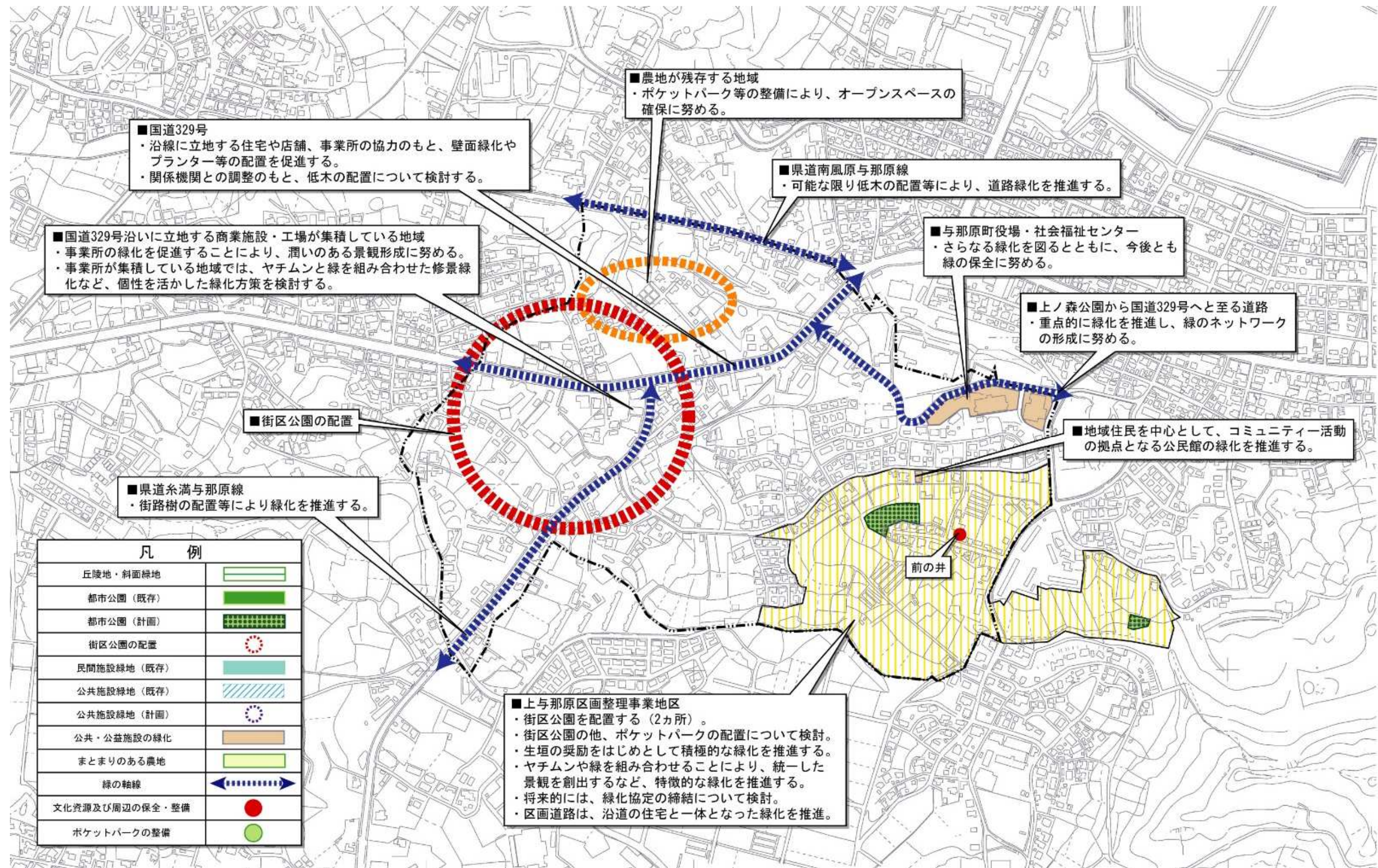
イ 市街地の緑化

- 上与那原地区土地区画整理事業地区では、生垣の奨励をはじめとして積極的な緑化を推進する。また、本町の地場産業であるヤチムンや緑を組み合わせることによる統一した景観を創出するなど、特徴的な緑化を推進する。また、こうした緑豊かなまちなみを形成する一手法として、将来的には緑地協定の締結について検討する。さらに、地区内には街区公園の他にポケットパークを計画的に配置する。
- 国道沿いに立地する商業施設や事業所等が集積している地域においても、事業所の緑化を促進することにより、潤いのある景観形成に努める。とりわけ事業所が集積している地域では、本町の地場産業であるヤチムンと緑を組み合わせた修景緑化など、個性を活かした緑化方策を検討する。
- 地区内に残存する農地や空地については、地域住民の憩いの場となるポケットパーク等、オープンスペースの確保に努める。
- 地域住民を中心として、コミュニティ活動の拠点となる公民館の緑化を推進する。

ウ 道路の緑化

- 国道沿いの歩道は街路樹を配置するスペースを確保できないため、国道沿いに立地する住宅や店舗、事業所の協力のもと、壁面緑化、あるいは接道部へのフラワーポット、プランター等の配置により、可能な限り快適な道路環境の形成に努める。また、関係機関との調整の上、低木等の配置についても検討を進める。
- 県道糸満・与那原線に関しても同様に街路樹（低木）の配置等により緑化を推進する。
- 県道糸満与那原線は歩道幅員が狭小であることから、可能な限り低木等の配置等により道路緑化を推進する。
- 森下・江口地区に位置する上ノ森公園から国道 329 号へと至る道路については重点的に緑化を推進し、緑のネットワークの形成に努める。
- 土地区画整理事業地区内の道路に関しては、沿道の住宅等と一体となった緑化を推進する。

■緑の配置方針図（上与那原地区）

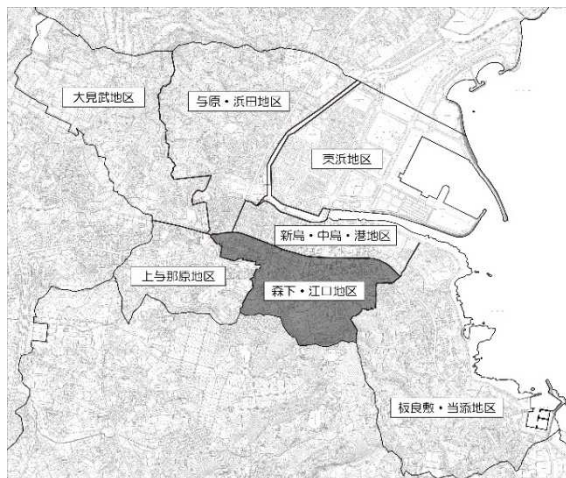


(4) 森下・江口地区

①人口世帯数

平成 14 年度現在の人口 2,373 人、世帯数 804 世帯となっている。人口の推移に大きな変化はみられないものの、世帯数は増加傾向にある。

■位置図



■人口世帯数の推移

	H4	H6	H8	H10	H12	H14
人口	2,215	2,109	2,378	2,403	2,362	2,373
世帯数	636	640	736	758	758	804

資料：与那原町住民基本台帳（与那原町住民課）

②緑の現況・課題

ア 道路

- ・本地区を交通量の多い国道 331 号が東西に通過しており、商業施設等が立地している。一部街路樹の植栽が見られるが、歩道幅員が狭いため十分な緑化スペースが確保出来ないのが現状である。

イ 市街地

- ・本地区の南側に、本町の自然景観を形成する要素の 1 つである雨乞森が存在する。今後とも積極的に雨乞森の保全を図る必要がある。
- ・国道 331 号沿線の平坦地に密集した市街地が形成されているが、全体的に緑やオープンスペースが少なく、潤いに欠ける。
- ・商業施設が沿道に集積しているが緑化率は低く、今後は意識高揚を図り緑化を促進する必要がある。
- ・緑化された店舗、施設等の少ない中で、わずかなスペースを利用して緑化の努力をしている例も見られる。
- ・地区西部に位置する聖クララ修道院は外周緑化や中庭の緑化により特徴ある景観を形成しており、地区のランドマーク的存在であると考えられる。また、東部には与那原教会が立地しているが、同教会においても大きな芝生の配置等により良好な緑化環境を形成している。

ウ 公共施設

- ・日の出園の周囲は丘陵地の緑に囲まれており、緑豊かな環境の中に立地している。
- ・与那原警察署では敷地北側の駐車場においてランドマーク的存在である大木をはじめとして豊富に植栽されている。
- ・商工会館の建物周辺の緑が、周囲の緑とつながり良好な環境を創出している。
- ・町営江口団地は老朽化が著しいが、斜面緑化や植栽によりある程度の緑を配置している。また県営与那原団地においても、大木や芝生等により比較的緑化率は高く、背後には農地が広がっている。町営阿知利団地では建物の老朽化が著しく、緑の量も全体的に少ない。

エ 都市公園・公共施設緑地

- ・都市公園は、近隣公園である上の森近隣公園が整備されている。傾斜地を利用して複数の広場を設けており、さらにはテニスコート・展望台等が整備されている。また、眺望にも優れている。

オ 民有地

- ・レクリエーション施設としては、本地区南部の丘陵地にマリンタウンゴルフ場が位置する。

③緑の配置方針

計画のテーマ：自然に恵まれ、暮らしに緑が息づくまち

ア 斜面緑地の保全

- 市街地の背後に位置する斜面緑地は、今後とも保全に努めるとともに、小動物等が棲息するような自然度の高い環境整備について検討する。
- 聖クララ修道院の北側に面する斜面緑地は、本町のランドマーク的存在であると同時に、市街地を一望できる眺望点であることから、今後とも斜面緑地の保全、眺望点の確保に努める。

イ 都市公園・レクリエーション施設の整備・保全

- 上ノ森公園は、本町の市街地や海への眺望を確保するとともに、行政と地域住民との連携により維持・管理の徹底を図る。また、小動物等が棲息するような環境整備を行うことにより、背後に控える雨乞森も含めたビオトープ・ネットワークを形成する。

ウ 市街地の緑化

- 県営与那原団地（阿知利原地区）、町営江口団地は周辺の木々や緑を保全するとともに、居住者のコミュニティの場となる空間を確保する。町営阿知利団地については、さらなる緑化を推進する。
- 住宅が密集した市街地においては、塀や壁面、敷地内の緑化を促進するとともに、安全性、快適性の向上に資するため、空地等を活用したポケットパーク等を確保する。
- 市街地内における生活道路は、接道部に残された空地等のスペースを活用して、植樹マス、プランターを設置することにより、快適な道路環境の向上に努める。
- さらに、ヤチムンを使った垣根の設置等を奨励するなど、個々の住宅における緑化活動を促進し、潤いのある中心市街地の形成をめざす。将来的に地域において緑化に対する意識が高まるのであれば、緑化協定や緑化に対する助成といった各種制度の導入も検討する。
- 残された拝所等の文化資源については、周辺環境と調和した保全・整備を推進する。
- 本地区西部の比較的良好な住宅地においては地域住民の意識高揚を図りつつ、緑地協定の締結等も視野に入れた緑化を推進する。
- 地区において重要な役割を担う樹木については将来的に保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）としての指定・保全を推進する。

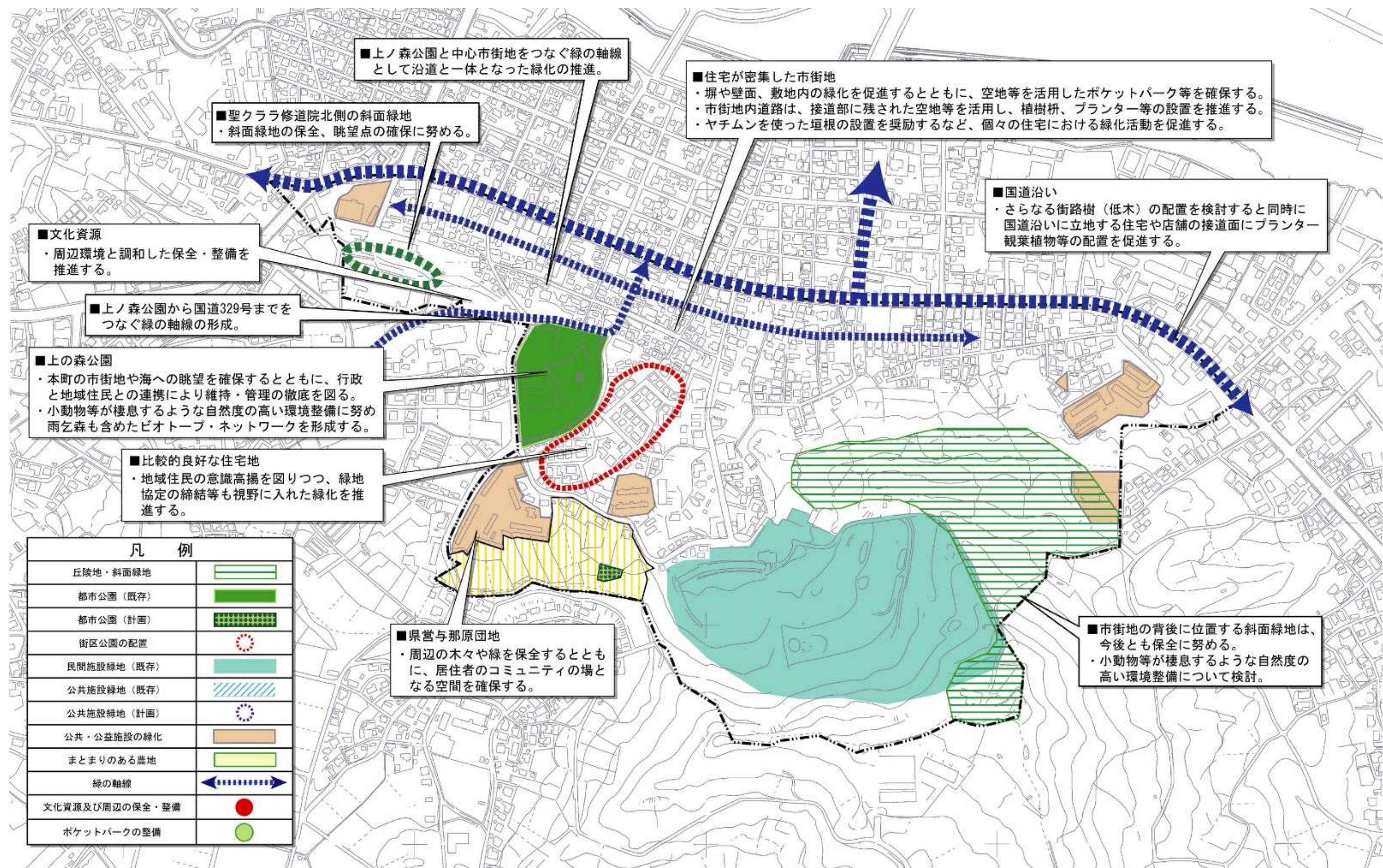
エ 道路の緑化

- 上の森公園から本町の中心市街地である新島・中島・港地区、さらには東浜地区をつなぐ歩行者と自動車が共存できるような道路整備を推進するが、本地区における緑の軸線として沿道と一体となっ

た緑化を推進する。また、上ノ森公園から県道糸満与那原線へと至る道路については重点的に緑化を推進し、緑のネットワークの形成に努める。

- また、本地区の南側においても同様に歩行者優先の道路を整備し、上の森公園から国道 329 号までをつなぐ緑の軸線を形成する。
- 国道沿いには、一部で街路樹が配置されている箇所がみられるが、沿道沿いに立地する住宅や店舗等との関連性に配慮しつつ、さらなる街路樹（低木）の配置を検討する。また、関係機関との調整や周辺住民や事業所の意識高揚を図りつつ、国道沿いに立地する住宅や店舗の接道面にプランター、観葉植物等の配置を促進する。

■緑の配置方針図（森下・江口地区）



(5)新島・中島・港地区

①人口世帯数

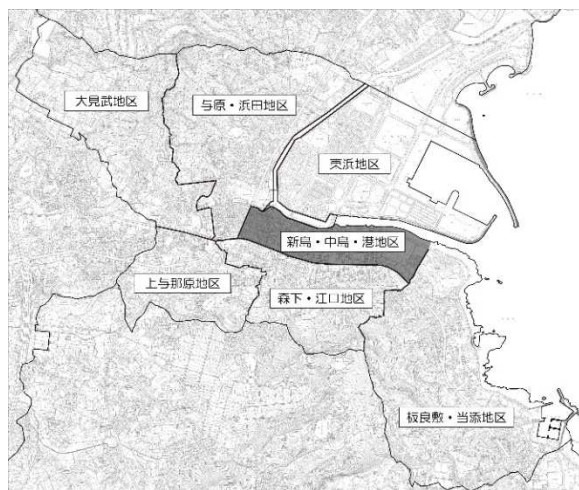
人口、世帯数は平成 14 年度現在で現在 2,319 人、世帯数 776 世帯となっている。平成 12 年度と比較すると人口は減少を示しているが、世帯数は逆に増加となっている。

■人口世帯数の推移

	H4	H6	H8	H10	H12	H14
人口	2,468	2,471	2,496	2,471	2,428	2,319
世帯数	751	766	768	776	771	776

資料：与那原町住民基本台帳（与那原町住民課）

■位置図



②緑の現況・課題

ア 道路

- ・国道 331 号沿線には、街路樹が 8～10m 間隔で植樹されている。また、沿線の商業施設では観葉植物等を店頭に配置している例がみられる。
- ・中央通りでは一部街路樹が配置されており、さらにはランドマーク的役割を果たしている大きなガジュマルがあり、潤いのある景観形成に寄与している。

イ 市街地

- ・本地区は与那原町の中心市街地であり商店街が形成されている。また、住宅地は細街路沿いに密集している状況であるが、中央通り沿線では比較的良好な住宅地が形成されている。
- ・市街地・集落内にはプランターや芝生・壁面緑化等による良好例がみられる。
- ・商店街は中央通りを中心として、親川通り、えびす通りがあり、国道 329 号、331 号沿線には商業施設の立地が目立つ。中央通りは幅員が広く、街路樹もある程度整備されている。また、大きなガジュマルがありランドマーク的機能を有している。そのガジュマルの後方にはゲートボール場があり、お年寄りの憩いの場となっている。一方、親川通り、えびす通りはほとんど緑化されておらず今後の緑化促進が望まれる。
- ・事業所については一部において緑化の好例もみられるが、今後さらなる緑化を促進する必要がある。
- ・本地区の東端に民間開発により形成された住宅街があるが、同地区に立ち並ぶ住宅は比較的緑が多く、良好な住環境を創出している。

ウ 公共施設

- ・綱曳資料館は敷地内には小広場、その中に親川拝所がある。小広場、拝所周辺を囲むように大木が立ち並んでおり緑陰を創出している。
- ・教育施設としては知念高校、与那原中学校が立地しているが、両校とも比較的緑化率の高いものと思われる。特に国道 331 号に面している知念高校の正門周辺はデイゴ等の植栽により優れた景観を形

成している。

エ 都市公園・公共施設緑地

- ・海岸沿いに整備されている港児童公園は、県道整備に伴い移転する予定となっている。移転に際し、行政地域住民が一体となり、より使いやすいような公園を整備することが望まれる。

オ 歴史的資源

- ・歴史的資源として与那原親川、宗之増がある。

カ 海岸

- ・干出裸岩、護岸整備により雑然とした景観となっている。また、海岸、リーフ等ではゴミが散乱している状況である。今後は緑化護岸への改修、親水性のある海岸整備を図るとともに、さらには海岸の保全・管理を徹底することが望まれる。併せて海岸沿いを通過する道路の緑化等を促進し、海岸との一体感を醸成させることが必要である。

③緑の配置方針

計画のテーマ： 緑に生まれ、人々が集う賑わいのあるまち

ア 都市公園・レクリエーション施設の整備・保全

- 東浜地区との間に形成される水路は、交流の場となる水辺空間としての整備を図るとともに、周辺環境と調和した景観形成に努める。
- 親川拝所周辺については公園化を推進し、伝統的な修景緑化空間の形成に努める。コミュニティ道路として整備する親川通りと一体となった緑豊かな空間の創出に努めるとともに、中央通りからの利用者動線を確保する。
- 阿知利世主については周辺も含めてポケットパーク（街なか公園）としての整備を推進する。

イ 市街地の緑化

- 商店街では、店頭に観葉植物やプランターを配置することにより、潤いに満ちた景観形成に努める。
また、将来的に店舗の共同化（共同建て替え）による商業集積を推進する中で、緑が豊富に配置された歩行者専用道路など、緑あふれるプロムナードの形成に努める。
- 町道与那原 3 号、5 号、6 号線沿いについては空店舗用地を活用したポケットパーク（街なか公園）の整備を推進する。
- 中島区においては、地域住民による「地域整備事業」、環境美化活動等を行ってきたが、今後とも引き続き、このような住民主導型の緑化活動を積極的に展開する。
- 密集した住宅地においては塀や壁面、敷地内の緑化を促進する。とりわけ中心市街地区域の重点整備地区においては積極的に緑化を促進し、緑に包まれた潤いのある賑わい空間の形成に努める。
- 今後整備が進められる県道糸満与那原線の海岸沿いには、道路整備や護岸整備にあわせてポケットパークの整備を推進する。
- ランドマーク的存在であるガジュマルは、今後ともその保全に努めるとともに、隣接するゲートボ

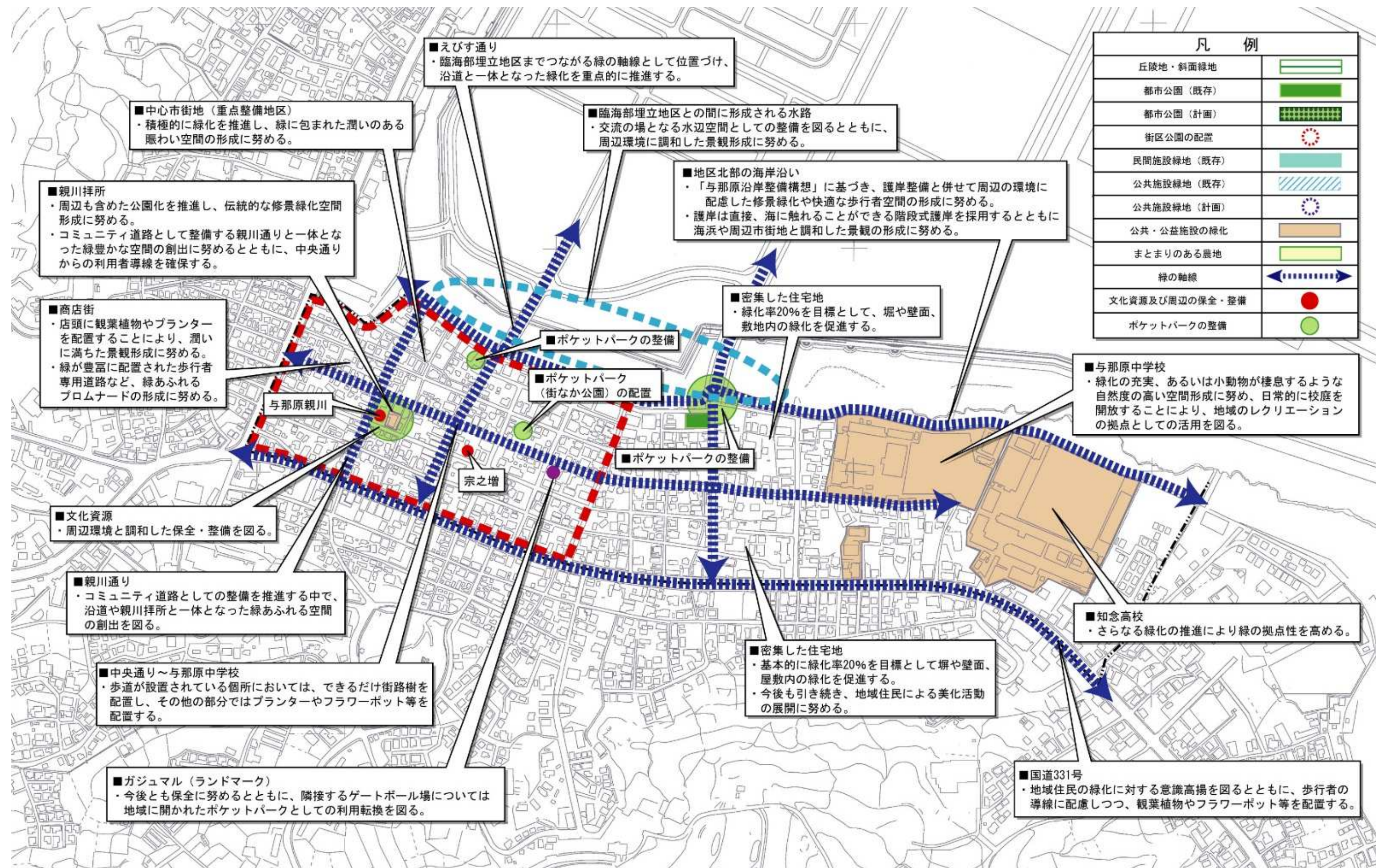
ール場については地域に開かれたポケットパークとしての利用転換を図る。

- 地区において重要な役割を担う樹木については将来的に保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）としての指定・保全を推進する。
- 与那原中学校においては緑化の充実、あるいは小動物等が棲息するような自然度の高い空間形成に努め、日常的に校庭を開放することにより、地域のレクリエーションの拠点としての活用を図る。また、知念高校においても、さらなる緑化の推進を図ることにより緑の拠点性を高める。

ウ 道路の緑化

- 国道 331 号沿いでは、一部で街路樹が配置されているが、歩道が狭隘であるため、さらなる街路樹の配置は困難である。従って、地域住民の緑化に対する意識高揚を図るとともに、歩行者の導線に配慮しつつ、観葉植物やフラワーポット等を配置することにより緑化を推進する。
- えびす通りについては東浜地区までつながる緑の軸線として位置づけ、沿道と一体となった緑化を重点的に推進する。
- 親川通りはコミュニティ道路としての整備を推進する中で、沿道や親川拝所と一体となった緑あふれる空間の創出をめざす。
- 本地区を東西に通過する中央通りから与那原中学校への至る道路についても、重点的に緑化を推進する。具体的には歩道が設置されている個所においては、できるだけ街路樹を配置し、その他の部分については可能な限り接道部にプランターやフラワーポット等を配置することにより、通過交通の速度を低減し、歩車共存道路としての機能性を高める。
- その他区画道路についても緑化を推進し、歩行者が安全かつ楽しめるような道路空間の創出を図る。
- 現在計画されている県道糸満与那原線についても同様に東浜地区を結ぶ軸線となることから、緑陰を創出する街路樹の整備等により、安全かつ快適な道路環境を創出する。
- 海岸沿いは、「与那原町沿岸整備構想」（平成 9 年 3 月 与那原町）に基づき、護岸整備と併せて周辺の環境に配慮した修景緑化や快適な歩行者空間の創出に努める。なお、護岸については直接海に触れることができる階段式護岸を採用するとともに、海浜や周辺市街地と調和した景観の形成に努める。

■緑の配置方針図（新島・中島・港地区）

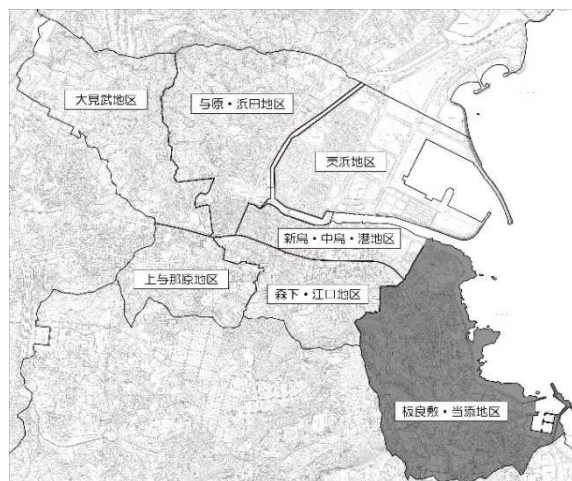


(6)板良敷・当添地区

①人口世帯数

平成 14 年度現在現在の人口、世帯数はそれぞれ 3,475 人、1,068 世帯となっている。人口、世帯数ともに平成 2 年以降増加基調にある。

■位置図



■人口世帯数の推移

	H4	H6	H8	H10	H12	H14
人口	2,762	2,883	3,026	3,117	3,281	3,475
世帯数	756	802	864	989	966	1,068

資料：与那原町住民基本台帳（与那原町住民課）

②緑の現況・課題

ア 道路

- ・本地区の中心部を国道 331 号が東西に通過しているが、全体的に緑化率は低い。
- ・また、集落内の道路においては、民有地の緑化により緑が豊富な箇所はあるが、全体的に緑は少ない。

イ 市街地

- ・屋敷林や生垣の緑化等を実施している住宅の好例もみられ、所々に農地も点在している。今後も屋敷林、生垣の保全に努め、良好な景観を形成する必要がある。
- ・住宅地内から国道 331 号へアクセスするコミュニティ道路では、隣接する住宅地に植栽された木々により緑陰が創出されているが、さらなる緑化の推進が必要である。
- ・当添漁港の東側に隣接する民間開発地は、全体的に緑が豊富である。当添漁港の西側に位置する民間開発地域においても同様に、全体的に緑の多い住宅が立ち並んでいる。
- ・本地区の南側に広がる雨乞森は、本町の自然景観の骨格であると同時に、眺望に優れている。
- ・当添漁港の西側に隣接するグラウンドでは、全体的に緑は少ないが、地域住民による維持・管理活動が行われている。

ウ 公共施設

- ・本地区の東南に位置する斜面地では、東部清掃施設組合が立地している。
- ・当添漁港では駐車場部分を芝生等により緑化しているが全体的に緑化率は低い。
- ・県営与那原第二団地では敷地の東側に広場を有しているが面積が狭く、そのため緑も少ない。

エ 都市公園・公共施設緑地

- ・本地区では、ゆうゆう公園、板良敷児童公園の 2 カ所が整備されており、平成 15 年 2 月には当添公園も供用開始の予定である。

オ 民有地

- ・本地区の東南に位置する斜面地において、与那原ゴルフ場、洪濟寺霊園が立地する。
- ・当添漁港に隣接する広場では、芝生等により緑化しているが全体的に緑が少ない。

カ 歴史的資源

- ・久茂久岩、宇地原子墓の歴史的資源がある。久茂久岩拝所は、岩山の上部にあり集落内のランドマーク的機能を有している。

キ 海岸

- ・干出裸岩、護岸整備により雑然とした景観となっており、板良敷沿岸線を早急に整備する必要がある。
- ・ゆうゆう公園へアクセスする海岸沿線の道路については、歩道、植栽整備がなされており良好な空間となっている。

③緑の配置方針

計画のテーマ：森と海に抱かれた、自然が息づく歴史のまち

ア 丘陵地の保全・活用

- 本町の骨格を形成する雨乞森は、森林整備計画に基づき今後ともその保全に努める。また、ビオトープといった小動物等が棲息するような自然度の高い環境形成、緑地保全地区の指定について検討を進める。

イ 都市公園・レクリエーション施設の整備・保全

- 板良敷沿岸線は「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」に基づき、ポケットパークやキャンプ場、親水護岸、水際の散策ルートならびに緑地帯を確保し、海辺のネットワーク軸を形成する。
- 海辺のレクリエーション拠点として、野外学習、環境学習を实践する場となるキャンプ場、海浜レクリエーションの場となるポケットビーチの整備を推進する。
- 「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」により整備される予定であるポケットビーチ計画地の背後には、地域の歴史的シンボルである「トゥマイシー」と呼ばれる拝所があり、この拝所周辺をポケットパークとして整備を推進し、板良敷沿岸線と連続性のある景観の創出に努める。
- さらに、板良敷沿岸線の整備に際しては、隣接するゆうゆう公園との連続性に配慮し、アクセスを確保するなど一体的な整備を行う。
- 漁港西側に隣接するグランドは、豊富な緑を配置するとともに、今後とも継続的に住民による維持・管理活動を促進し、地域の身近なレクリエーションの場としての活用を図る。また、将来的には板良敷沿岸線との連続性に配慮した整備手法等について検討する。
- 当添公園についても同様に地域住民による緑の育成や維持管理活動を促進する。
- 板良敷児童公園は周辺地域からのアクセスが不備であることから、周辺地域の諸事情を踏まえた上で、アクセス性の改善に努める。

ウ 農用地の確保

- 国道 331 号より西側の地域については、上位計画との整合を図りつつ農用地としての土地利用を図る。

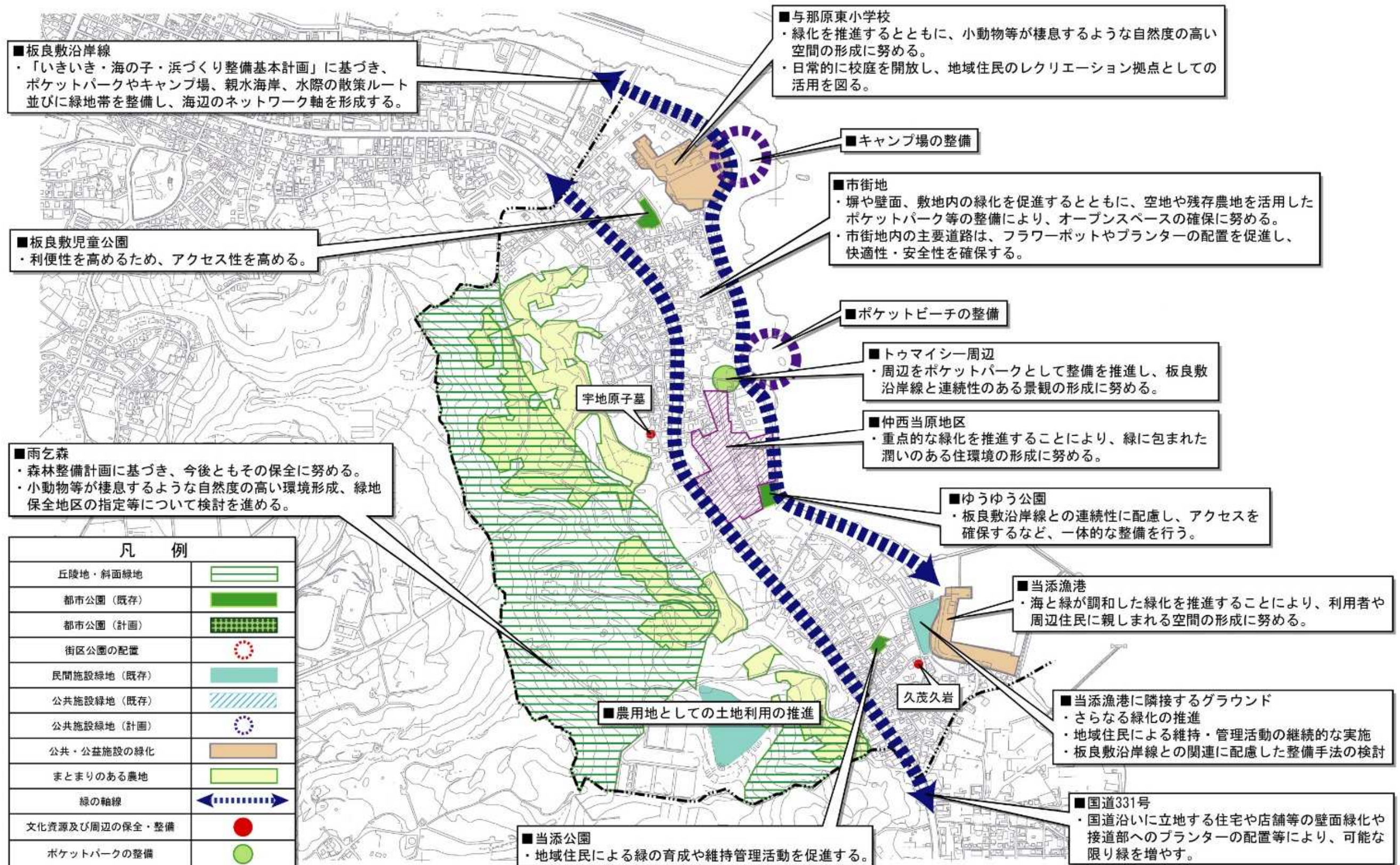
エ 市街地の緑化

- 住宅地においても塀や壁面、敷地内の緑化をるとともに、空地や残存農地を活用したポケットパーク等の整備により、オープンスペースの確保に努める。とりわけ面整備が実施された仲西当原地区については、重点的な緑化を推進することにより緑に包まれた潤いのある住環境の形成に努める。
- 与那原東小学校については緑化の充実、あるいは小動物等が棲息するような自然度の高い空間形成に努め、日常的に校庭を開放することにより、地域のレクリエーションの拠点としての活用を図る。
- 当添漁港については、海と緑が調和した緑化を推進することにより、利用者や周辺地域の住民に親しまれる空間の形成に努める。
- 同地区に数多く点在する拝所等の歴史的資源は、地域の歴史を映し出すシンボルとして、その周辺と一体となった保全・整備に努める。

オ 道路の緑化

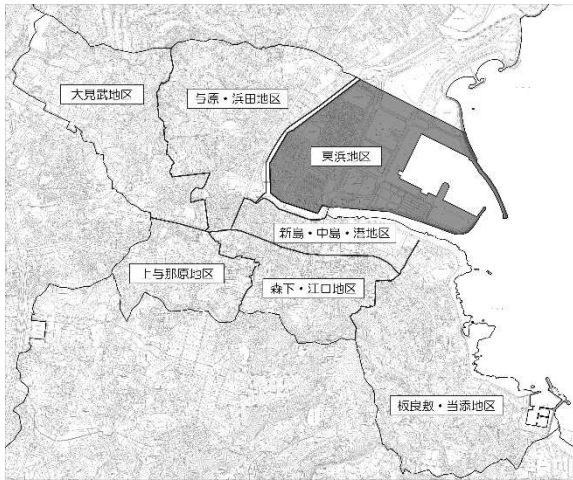
- 国道沿いの歩道は、街路樹を配置するスペースを確保できないため、国道沿いに立地する住宅や店舗の協力のもと、壁面緑化、あるいは接道部へのフラワーポット、プランター等の配置により、緑豊かな道路環境の形成に努める。
- 市街地内の主要道路は、接道部にフラワーポットやプランターを配置することにより、歩車共存道路としての利用を促進し、快適性・安全性を確保する。また、接道部に立地する住宅や商店等の壁面緑化等を促進する。

■緑の配置方針図（板良敷・当添地区）



(7) 東浜地区

■ 位置図



① 緑の配置方針

計画のテーマ：みどりの中のマリーナタウン ～21世紀の快適な市街地～

ア 市街地(住宅地)

- 地区南側の水路に面する住宅地においては親水性のある住環境の創出に努めるとともに、既存商店街の集積する新島・中島・港地区との連続性に配慮した緑化方策について検討する。
- 地区内を通過する道路は街路樹等により全体的に緑化することを基本とする。また、地域住民の憩いの場、交流の場として設けるポケットパークには、地域のランドマークとなりうる高木を配置する。
- 中高層住宅地では、建築物周辺に豊富な緑化を施すことにより圧迫感を緩和する。植種は遮音、防塵などの機能を有するものを選定する。
- 公共公益施設は都市公園と同様に東浜地区の緑の拠点として機能することが望まれる。このため、計画段階より緑地スペース等の確保、高木の配置等を視野に入れ検討する。
- 店舗、公共公益施設等の大規模施設においては、利用者や車輛を強い日差しから保護するため、緑陰を創出する高木の配置や駐車スペースの緑化等により潤いのある空間形成に努める。
- 周辺の護岸は、一部で海に触れることのできる空間を確保し、その他の護岸部分においては周辺の土地利用に配慮しつつ緑化を推進する。また、シンボル緑地周辺の護岸上部は、広がる海や緑に包まれた市街地を一望できる眺望地点として確保する。
- 既成市街地との間に形成される水路は、交流の場となる水辺空間としての整備を図るとともに、本町の中心市街地や与藤・浜田地区との連続性への配慮、あるいは周辺環境と調和した緑化、景観形成に努める。

イ 幹線道路等

- 本地区を通過する幹線道路等は、地域における緑の軸線として位置づけ、歩道には緑陰を創出する

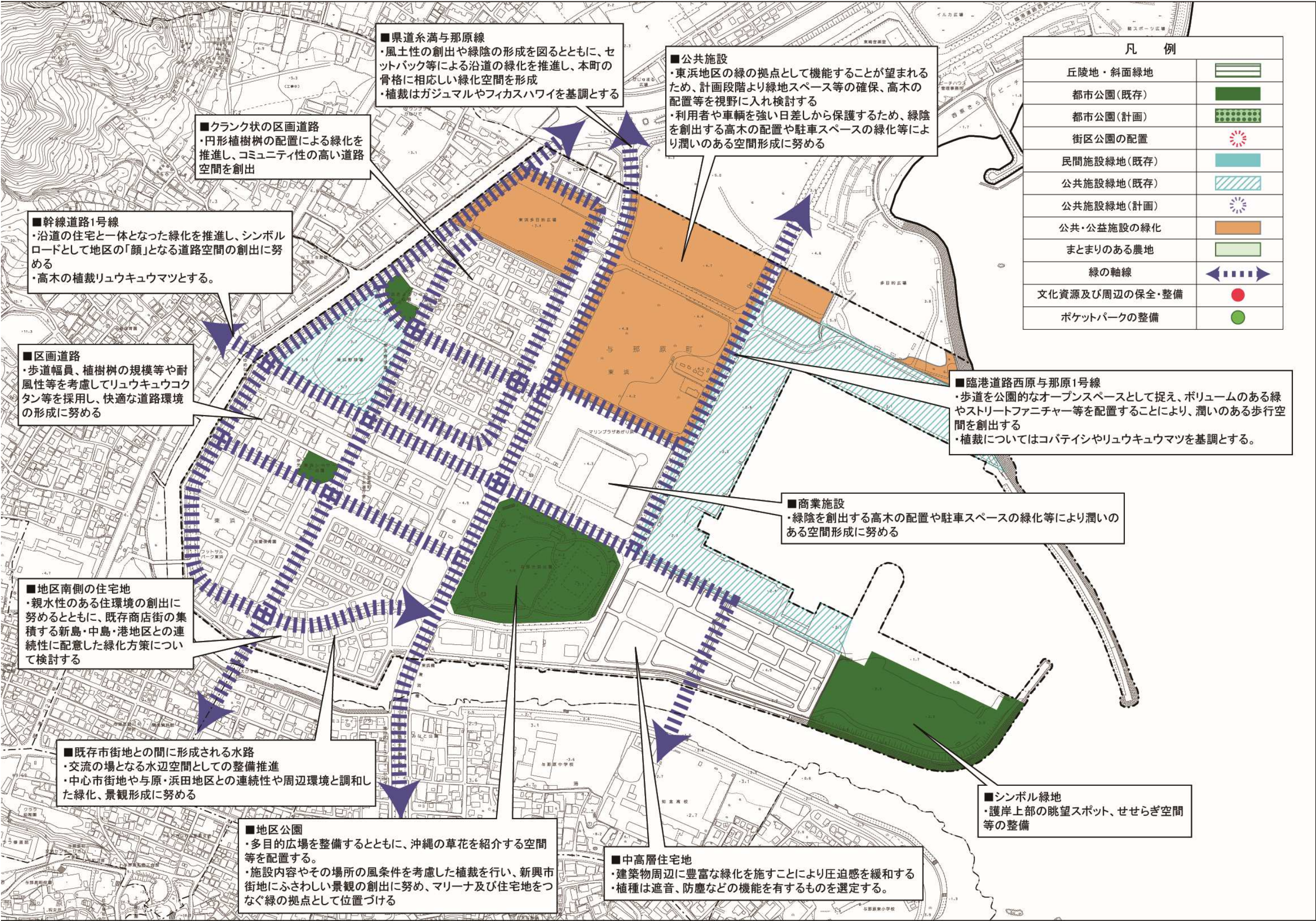
街路樹により快適な歩行環境の形成に努め、中央分離帯に関しても植栽等を配置する。また、交差点においてはポケットパークを確保する。とりわけ沿道に位置する緑地や公園と一体となった景観の創出に努めることを基本とする。

- 県道糸満与那原線は、風土性の創出や緑陰の形成を図るとともに、セットバックによる沿道の緑化を推進し、本町の骨格として相応しい緑化空間の形成を図る。また、植栽はガジュマルやフィカスハワイを基調とする。
- 幹線 1 号線は本地区のシンボルロードとして位置づけられていることから、沿道の住宅と一体となった緑化を推進し、地区の「顔」となる道路空間の創出に努める。また、高木の植栽にあたっては耐塩害性、耐風性が強く、緑陰を創出するリュウキュウマツを採用する。
- マリーナに隣接する臨港道路西原与那原 1 号線は歩道を公園的なオープンスペースとして捉え、ボリュームのある緑やストリートファニチャー等を配置することにより、潤いのある憩いの歩行空間を創出する。また、植栽についてはコバティシやリュウキュウマツを基調とする。
- 区画道路等については歩道幅員、植樹桝の規模等や耐風性等を考慮してリュウキュウコクタン等を採用し、快適な道路環境の形成に努める。また、クランク状の区画道路には円形植樹桝の配置による緑化を推進し、コミュニティ性の高い道路空間とする。

ウ 公園・緑地

- 街区公園は地域住民の身近な憩いの場となることから、地域により親しまれる公園とするためにも、地域住民による維持・管理活動を促進する。
- シンボル緑地は、直接海に触れることはできないため、間接的に海を感じることでできる緑地として、護岸上部の眺望スポット、せせらぎ空間等の整備を図る。また、岬の突端において質の高い緑地を形成するとともに、緑地全体が郷土イメージを有するような景観の創出に努める。
- 地区公園は、多目的広場を整備するとともに、沖縄の草花を紹介する空間等を配置する。また、施設内容やその場所の風条件を考慮した植栽を行い、新興市街地にふさわしい景観の創出に努め、マリーナ及び住宅地をつなぐ緑の拠点として位置づける。

■緑の配置方針図（東浜地区）



3. 緑化重点地区における緑のまちづくり方針

(1) 上与那原土地区画整理事業地区における緑のまちづくり基本方針

①地区の概要

住民基本台帳によれば、本土地区画整理事業地区における世帯数は平成 14 年 7 月現在で 96 世帯であり、地区内人口は約 300 人と推定される（「与那原町上与那原地区土地区画整理事業調査（B）報告書」より抜粋）。本町の市街地がほとんど海岸線に沿った平坦地に立地している中で、本地区は本町の中でも高台に位置し、町役場や社会福祉センターといった中核的な公共施設が近接し、地区の南側は南城市に隣接する丘陵地を有している。本地区では市街化調整区域における宅地開発等、無秩序な宅地化の進展がみられる状況下にあることから、土地区画整理事業の導入による計画的な都市基盤整備が目指されている。

②緑のまちづくりの基本テーマ

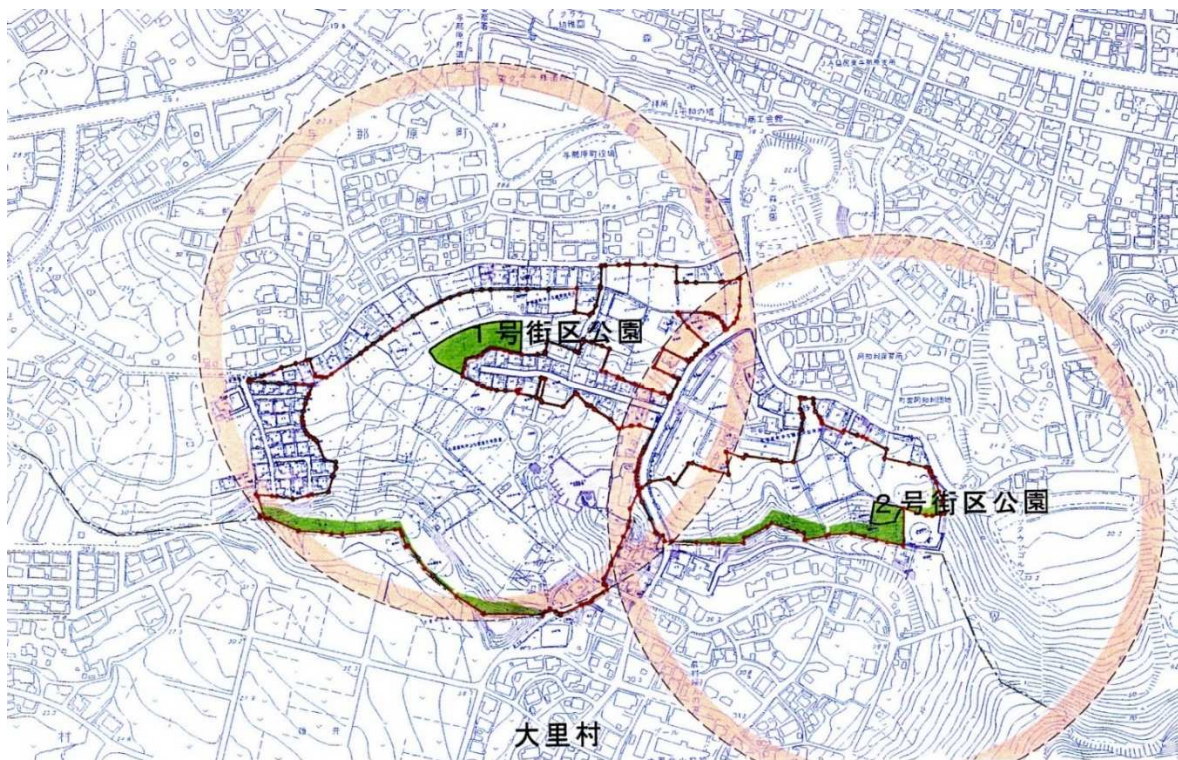
緑のまちづくり基本テーマは、「与那原町上与那原地区土地区画整理事業調査（B）報告書」を踏襲して以下のとおり掲げる。

緑豊かな人に優しいまち

③都市公園（街区公園）の配置について

街区公園は誘致圏を配慮して、下図に示すように 2 ヲ所に配置する。

■街区公園配置図



資料：与那原町上与那原地区土地区画整理事業調査（B）報告書（平成 15 年 2 月 与那原町）

④緑のまちづくりの基本方針

ア 市街地(住宅地)

- 魅力あるまちづくりの推進、居住環境の向上を図るため、地区全体としての景観や公共空間のデザインについての統一したイメージの共有化を図る。そのための手法として、土地区画整理事業の進捗と併せて地区計画の導入を検討していく。また、地域住民の緑化意識が高まるのであれば、将来的には緑地協定等も視野に入れる。
- 自然にあふれた良好な低層低密度な住宅地を形成するため、生け垣による緑化を促進する。
- また、本町の地場産業であるヤチムンやレンガも用いた植樹帯や植え込み等により、本町ならではの緑化手法を検討・促進する。

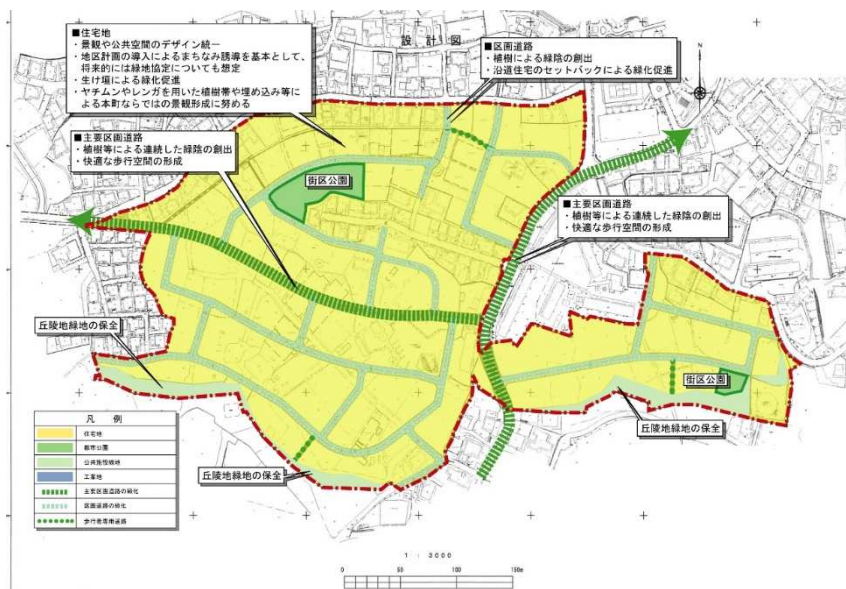
イ 幹線道路等

- 主要区画道路ならびに区画道路においては可能な限り植樹等を行い、連続した緑陰を創出するなど快適な歩行空間を形成する。
- また、区画道路においては沿道住宅のセットバックによる緑化空間を設けることで、歩行者空間におけるさらなる快適性の向上を図る。
- 歩行者専用道路については、植樹により日射しを避けるための緑陰を創出するなど、快適な歩行空間の形成を図るとともに、豊富な緑を配置することで地域の共有空間として親しまれるような空間形成に努める。

ウ 公園・緑地

- 地区内において街区公園を2ヵ所配置する（前頁の配置図を参照）。
- 街区公園の整備にあたっては、地区全体の景観や背後に位置する丘陵地の緑と調和した緑化デザインを検討する。また、街区公園は地域の財産であるとの認識のもと、将来的には地域住民による維持管理を促進する。
- また、南城市に隣接する丘陵地部分の緑地は現状のまま保全することを基本とするが、崖崩れといった災害の危険性がある部分については緑化ブロックによる法面保護を推進する。

■緑化重点地区（上与那原土地区画整理事業地区）における緑の配置方針図



第6章 緑のまちづくりを実現するための施策

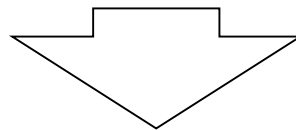
第6章 緑のまちづくりを実現するための施策

1. 施策推進の方針

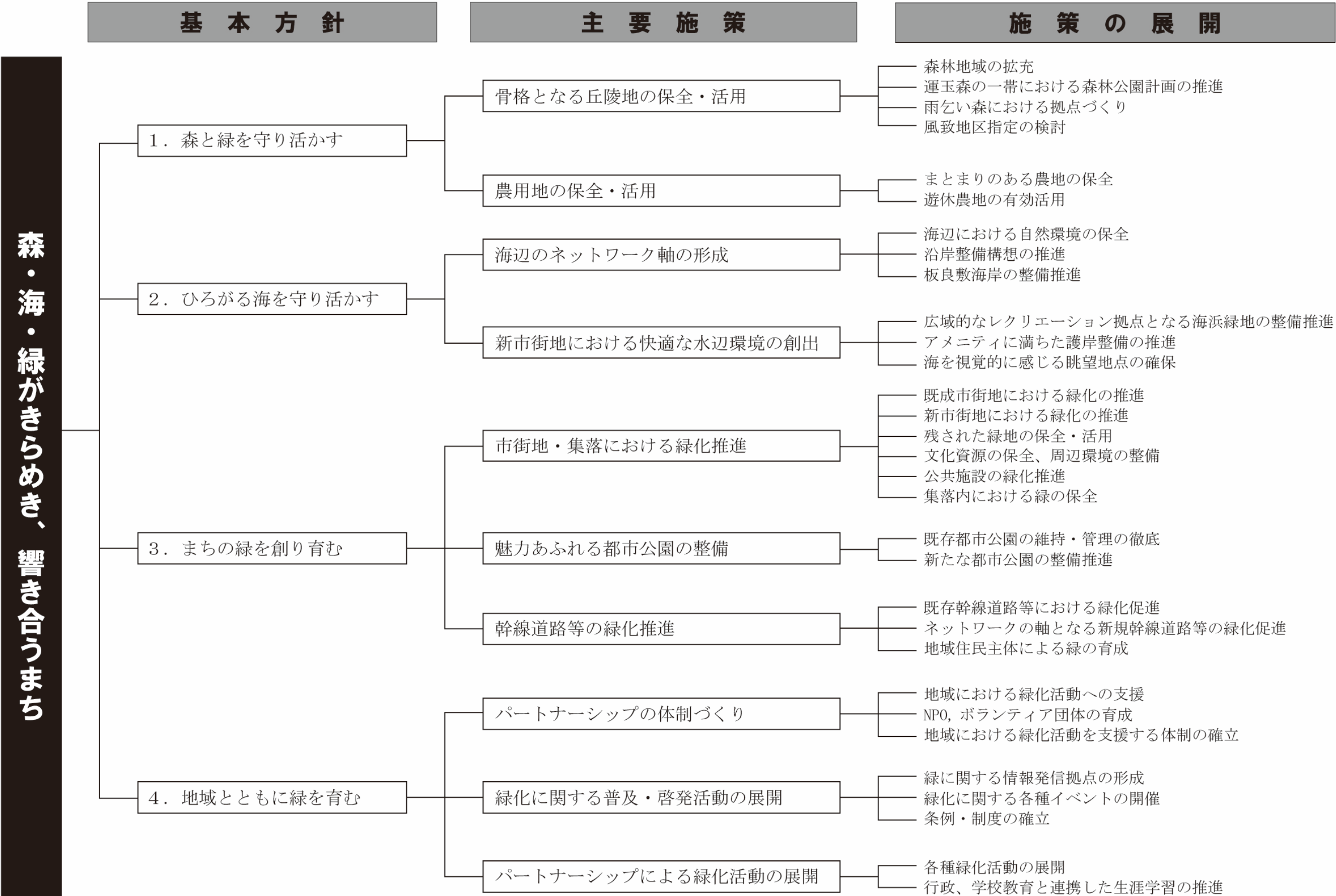
本章では、緑のまちづくりを実現するための施策を示す。施策の推進にあたっては、行政、住民、事業者のパートナーシップによる事業展開を基本として、本計画で掲げる将来像の達成に向けて取り組むこととする。

パートナーシップによる施策の展開の必要性

- 住民が計画づくりに参加することにより、緑化に関する諸問題を認識することが可能であり、さらにはまちづくりへの責任の共有、行政、地域住民間での役割分担が可能となる。
- 住民が自らまちづくりを実践することにより、地域に対する愛着が芽生え、アイデンティティの醸成へと結びつく。
- 地方分権の潮流が押し寄せる中、個性ある地域づくりを推進することがますます重要になっている。地域の個性を活かしたまちづくりを推進するためには、地域の特色を最も知っている住民が計画づくりに参画することが求められている。
- 住民間のコミュニケーションが希薄化しつつある現代社会において、住民間の交流機会を創出することが可能であり、その結果、新たなコミュニティの形成、地域間における連帯意識の向上へとつながる。
- 住民主体によるまちづくりを通して、地域内の埋もれた人材を育成することに結びつき、さらには近年注目されているNPO、ボランティア等の新規住民活動の契機となる。
- 環境汚染への対応が世界規模での課題となっている今日では、企業、事業所においても環境に対する取り組みが求められている。



パートナーシップによる緑のまちづくりの展開



2. 施策の展開

(1) 森と緑を守り活かす

① 骨格となる丘陵緑地の保全・活用

運玉森、雨乞森は、本町の骨格となる重要な資源であり、今後とも積極的に保全・活用を図ることが重要である。

ア 森林地域の拡充

運玉森、雨乞森の一带は、現在森林地域に指定されているが、今後は「与那原町森林整備計画」に基づいた森林整備を推進するとともに、森林地域の拡充を図る。

イ 運玉森一帯における森林公園計画の推進

運玉森においては、ビオトープの整備等による小動物の棲息環境の創出、環境教育、体験学習、レクリエーション等の多様な機能を有する森林公園としての整備を推進し、本町における自然環境を支える拠点として位置づける。また、「アガリマーイ」を継承していくためにも、運玉森を巡る散策コース等を整備することにより、歴史的な緑の回廊の形成に努める。

ウ 雨乞森における拠点づくり

雨乞森も同様に、残された緑地を今後とも引き続き保全するとともに、地域住民が身近に自然を体験できる場として生態系の再生等を促進する。

エ 風致地区指定の検討

運玉森、雨乞森やその周辺については、これらの自然環境を守り続けていくため、風致地区の指定について検討する。

風致地区とは

風致地区とは都市計画法に定められる地域地区の一つであり、良好な自然的景観を形成している土地の区域のうち、都市における土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものである。風致地区では「風致地区内における建築物等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める条例」で定める基準に従い、地方公共団体の条例で建築物の建築等に対する規制を行うものである。

運玉森、雨乞森については本町の緑の骨格であるとともに、都市環境の保全を図る上で重要な自然資源あることから、将来的には風致地区の検討が必要である。

② 農用地の保全・活用

農地は田園景観を形成する要素であると同時に、大気浄化、温暖化の緩和など、環境負荷にも貢献するものである。従って、大見武地区における既存の優良農地は、その保全を図る。また、遊休農地については近年ニーズの高まりつつある市民農園、農村公園等レクリエーションの場としての利用を促進する。

ア まとまりのある農地の保全

本町では大見武地区において土地基盤整備が実施され、まとまりのある農地が広がっている。今後見直される農業振興地域整備計画や、本町の農業を取り巻く諸事情を踏まえた上で、優良農地の保全

に努める。

イ 遊休農地の有効活用

遊休農地については地権者の意向に配慮しつつ、町民が農業に親しむことのできる市民農園、農村公園の整備、緑地化、樹林地化を促進する。

(2)ひろがる海を守り活かす

①海辺のネットワーク軸の形成

本町東部に広がる海岸沿線は、自然環境の保全に配慮しつつ、緑道、ポケットパーク、親水空間等の整備を図り、海辺のネットワーク軸の形成に努める。現在、板良敷沿岸については「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」においてポケットビーチ、キャンプ場、緑地帯の整備が位置づけられていることから、計画地一帯を海辺の拠点として位置づけ、事業の早期実現に取り組む。

ア 海辺における自然環境の保全

東部地区一帯の海岸沿いには、一部で良好な草地、リーフ、海浜性植物がみられることから、今後ともこうした自然環境を保全していく。

イ 沿岸整備構想の推進

緑と水辺、市街地が調和した快適な市街地の形成や海辺のネットワーク軸の形成を図るため、「与那原町沿岸整備構想」（平成9年3月 与那原町）に基づき、海岸沿線の修景・緑化、親水性のある護岸整備、オープンスペースの創出を図る。しかしながら現段階では、板良敷沿岸以外の地区については、明確な事業手法が示されていないのが現状であり、今後は、構想を実現するための各種事業手法を模索・検討する。

ウ 板良敷沿岸の整備推進

板良敷沿岸は、「いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画」をベースとして、野外学習、環境学習を実践する場となるキャンプ場、海浜レクリエーションの場となるポケットビーチ、散歩、ジョギング等が快適に楽しめる歩行空間の整備を推進する。また、計画地の整備手法については、学校教育や地域社会教育活動等の施策と連携した利用形態が想定されることから、自然環境の保全、生態系の再生に配慮する。

②新市街地における快適な海辺環境の創出

東浜地区においては、周辺の護岸、シンボル緑地、海浜緑地の整備により快適な海辺環境の創出を推進し、地域住民が日常生活の中で海を感じることでできるまちづくりを展開する。

ア 広域的なレクリエーション拠点となる海浜緑地の整備推進

東浜地区内における本町から西原町にかけて計画されている海浜緑地（約12.3ha）は広域的レクリエーション拠点として位置づけ、県、西原町との連携を図りつつ早期実現に取り組む。

イ アメニティに満ちた護岸整備の推進

東浜地区周辺の護岸の一部は海に触れることのできる空間が確保されているが、その他の護岸部分においても周辺の土地利用に配慮しつつ緑化を推進し、アメニティに満ちた空間形成に努める。特に東浜地区と既成市街地との間に形成される水路については、既成市街地と新市街地との交流の場となる空間の創出を図るとともに、周辺の緑化を推進する。

ウ 海を視覚的に感じる眺望地点の確保

シンボル緑地周辺の護岸については、高波を防ぐための護岸整備となり、直接海に触れることはできないが、護岸上部は眺望地点として、海を視覚的に感じることのできる場所として位置づける。

(3) まちの緑を創り育む

① 市街地における緑化推進

ア 既成市街地における緑化の推進

既成市街地は、以下に示すように当該地域の土地利用、あるいは個々の民有地の敷地規模等の諸条件に配慮した緑化を推進する。

■ 既成市街地における民有地緑化の基本的考え方

● 市街地（住宅等）

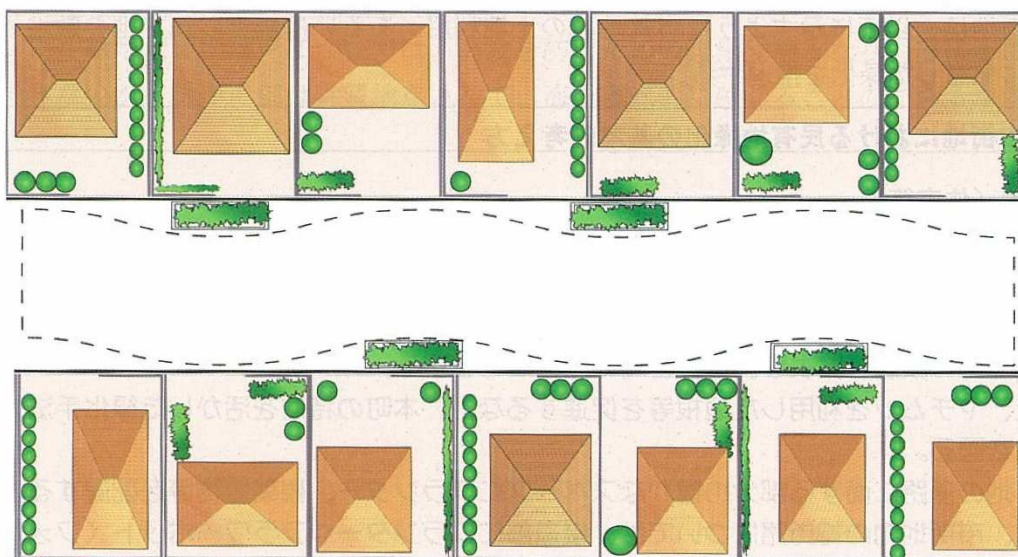
- ・ 密集した市街地においては、緑化を展開するスペースを確保することが困難である。従って、住宅等の建築物を緑化のされていない未利用な空間であるものと捉え、屋上、壁面、ベランダ、塀の緑化を展開するとともに、接道部については、壁面後退による植樹マスの設置等により、道路空間の緑化に寄与する。
- ・ また、ヤチムンを利用した垣根等を促進するなど、本町の特徴を活かした緑化手法の導入を図る。
- ・ 民有地の道路に面する部分の僅かなスペースにプランター、観葉植物等を配置する。また、市街地内の細街路については、接道部にプランターやフラワーポット（フォルト）等で、豊富な緑を配置することにより、歩行者の安全性の確保、緑あふれる快適な道路空間の形成に努める。
- ・ 市街地内に残存する遊休農地や空地については、ポケットパーク等への利活用を促進するなど、地域住民の身近なオープンスペースの確保に努める。

● 事業所等

- ・ 大規模な事業所では、敷地内のオープンスペースに芝生、植樹等を施し、従業者が休息、軽運動等に利用できる緑地を形成する。駐車場においても高木等を配置することにより緑陰を創出する。また、住宅と同様に、接面部においてはセットバック等により植樹マスの設置を促進する。

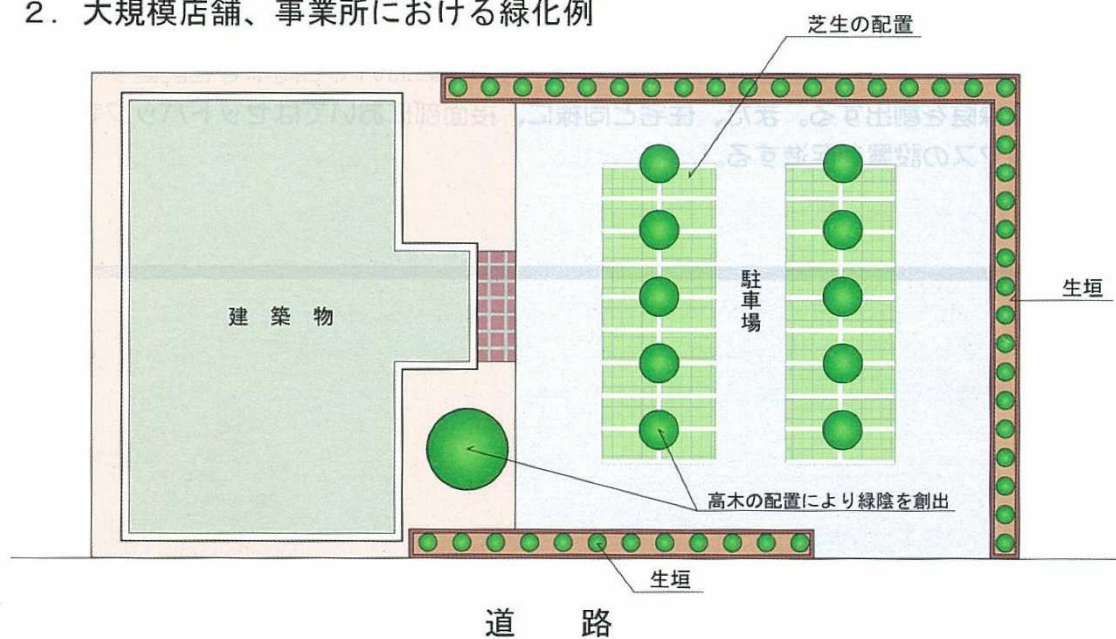
■民有地における緑化例

1. 市街地における緑化例



接道面にプランター、フラワーポット等を配置することにより、通行車輛の速度を緩和するとともに、潤いのある空間を創出することが可能である。

2. 大規模店舗、事業所における緑化例



- 高木の配置により駐車スペースに緑陰を創出する。
- 敷地周辺に生垣を配置することにより、潤いのある景観を形成する。

イ 新市街地における緑化の推進

東浜地区、土地区画整理事業により新たに形成される市街地は積極的に緑化を推進する。その一つの手法として緑地協定の導入や地区計画と併せて統一した景観形成を図ることなどが考えられるが、とりわけ東浜地区については本町が将来像に掲げる「太陽と緑のまち」の中核となる地区であることから、今後はこうした制度の活用について積極的に検討する。また、緑の豊かな歩行者専用道路、歩車共存道路、ポケットパーク等の快適な空間形成を図る。

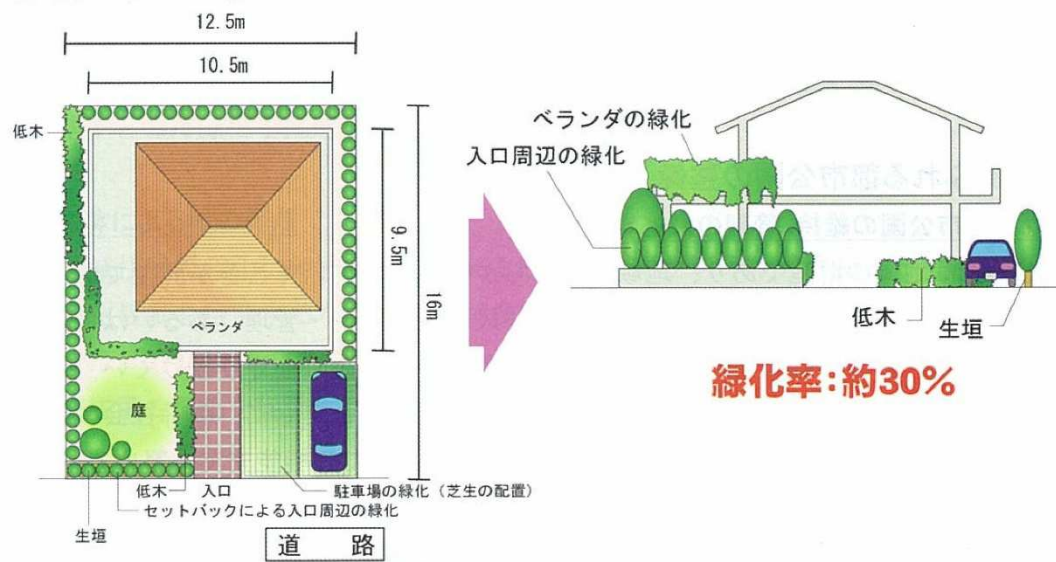
■ 参考：緑地協定とは

緑地協定とは、住民自らの発意により緑豊かな生活環境を創っていく制度であり、緑化または緑地の保全に関する事項について定めることとなっている。緑地協定には以下に示す2種類の方法がある。

- ① 都市緑地保全法第14条に基づくもので、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意によって成立するものであり、協定の対象となる区域は、都市計画区域内における相当規模の一団の土地（通常、街区単位の規模の土地）または道路、河川等に隣接する区間（通常、街区空間の区間）にわたる都市である。
- ② 都市緑地保全法第20条に基づくもので、地方公共団体、公社、公団、民間事業者等が分譲を予定して宅地開発事業を行う場合、分譲前に市町村長の認可を受けて緑地協定を定め、後に分譲を受けたものが緑地協定に従うことにより、計画的な緑化及び緑地の保全の推進を図ろうとするものである。

■ 住宅の緑化イメージ

地区計画の導入による緑化のイメージ



ウ 残された緑地の保全・活用

聖クララ修道院北側の斜面緑地は本町を代表するランドマークであることから、今後とも保全に努める。また、役場北側の斜面地の緑は、遊歩道の整備など、魅力ある空間としての整備手法を検討する。

エ 文化的資源の保全、周辺環境の整備

各所に点在する拝所等の文化資源は、地域の歴史を映し出すものであり、後世に継承していくことが肝要である。従って、貴重な文化資源は地域の歴史を映し出すシンボルとして、その周辺の緑と一体となった保全・整備を図る。また、「アガリマーイ」を後世に受け継ぐためにも、運玉森から御殿山、親川をつなぐ緑の回廊を形成する。

オ 公共施設の緑化推進

公共施設は、個々の住宅や事業所と比較して、敷地や建造物が大規模であるため、壁面、あるいは緑化は特に有効である。このようなことを念頭に置き、既存の公共公益施設については敷地内の緑化を基本として、可能な限り建造物の緑化も行う。

東浜地区をはじめ、今後新たに整備される公共施設については、計画段階から緑化を意識することにより、敷地内、屋上庭園の創出等の建造物緑化を積極的に推進する。特に教育施設については、グラウンドの開放により住民の憩いの場として活用することが可能であると同時に、災害時の防災活動の拠点となることから、重点的な緑化を図る。また、学校教育における環境学習の充実を図るため、ビオトープの創出や生態系の再生など、自然度の高い空間の創出を図る。

カ 集落内における緑の保全

大見武地区においては、地域の美化修景を進める地域活動を育成し、田園景観に調和した緑化を推進する。大見武地区内には、道路に隣接する民有地を利用して緑化を施している例もあり、このような好例を参考としながら、緑豊かな集落環境の形成を図る。

②魅力あふれる都市公園の整備

ア 既存都市公園の維持・管理の徹底

都市公園は地域の財産であり、地域住民自らが守り続けていくことが肝要である。従って、地域住民の意識高揚を図り、将来的には地域住民による維持・管理、あるいは地域住民との協働による維持・管理活動を促進することにより既存の都市公園を守り続けていく。また、前章で掲げた目標を達成するため、さらなる緑化の推進を図るとともに、高齢社会の到来や地域防災の重要性から、公園内のバリアフリー化、防災拠点としての機能充実に努める。

イ 新たな都市公園の整備推進

都市公園は地域住民のレクリエーション活動の拠点となるものであることから、積極的に整備を推進することが必要である。特に誘致圏外にある地域については、その地域の実情に考慮しつつ、街区公園の整備を推進する。また、公園の計画策定から整備後の維持・管理の手法については、地域住民との協働により推進することを基本とする。

■ 住民参加による公園づくりの必要性

- 地域住民の要望が反映され、様々なニーズに対応できる公園、個性豊かな公園の創出が可能となる。
- 地域住民の公園に対する愛着が芽生え、公園を大切にしようとの思いから、地域による維持・管理の徹底が期待できる。
- 公園づくりを契機として、緑のまちづくりに対する住民の意識高揚が期待できる。

③ 幹線道路等の緑化推進

ア 既存幹線道路等における緑化促進

国道 329 号、331 号は今後は関連機関との調整を図りつつ、歩行者の安全性に配慮して可能な限り低木を配置する。また、植栽が困難な箇所については、沿線に立地する住宅や店舗の国道に面する塀の緑化、あるいはプランターの配置等により、歩行空間における緑の創出に努める。

イ ネットワークの軸となる新規幹線道路等の緑化推進

新たに整備される幹線道路等については、将来的な緑のネットワークの軸となるものであり、重点的に緑化を推進することが肝要である。東浜地区をはじめ、今後整備される幹線道路等は、景観形成、防災機能の拡充などを認識して整備を促進することが重要である。従って、現在計画されている国道南風原与那原バイパス、延長、拡幅する予定である県道糸満与那原線、あるいはその他幹線道路等は、ゆとりある歩行空間を確保すると同時に植栽等を配置することで、緑陰のある快適な空間を創出し、緑のネットワーク軸を形成する。板良敷沿岸線についても同様に豊富な緑を配置することにより海辺のネットワーク軸として位置づける。東浜地区内の幹線道路、補助幹線道路、臨港道路については「中城湾港（西原与那原地区）緑化検討報告書」を基本とした緑化を推進する。

ウ 地域住民主体による緑の育成

近年では、地域住民の緑化に対する関心の高まりから、ボランティア活動として道路に草花を植えたり、美化活動を展開するなどの事例が多くみられる。従って、東浜地区の道路緑化にあたっては、地域住民の意向を取り入れつつ整備を進めるとともに、整備後の緑の育成についても地域住民の参画を促進する。

(4) 地域とともに緑を育む

① パートナーシップの体制づくり

本計画を実現するためには、まず何よりも行政、地域住民、事業者によりパートナーシップを形成することが必要である。地方公共団体における財政事情が厳しくなる中、緑のまちづくりを実践するためには、行政だけでは限界がある。従って、本計画を推進するためにはパートナーシップにより、行政、地域住民、事業者がそれぞれ互いに協力、連携することにより「できることから始める」ことが重要である。

ア 地域における緑化活動への支援

緑のまちづくりを展開する上で、行政だけでは限界があることから、地域住民、事業者との協働により各種活動を展開することが重要である。現在、美化活動の一環として緑化活動を実施している地域もみられるが、行政はこのような地域における各種の緑化活動に対して最大限に支援する。また、各種の緑化活動を通じて、地域内の児童への緑化・美化に関する教育・普及活動を展開し、将来的にはさらなる緑化活動の促進、緑化活動を実践する人材の育成に努める。

イ NPO、ボランティア団体等の育成

近年のまちづくりの動向をみると、NPO、ボランティア団体が注目を集めている。これらの団体は、地域住民の緑のまちづくり活動の好例となると同時に、行政と住民、事業者の中間的役割を担い、パートナーシップの体制をより強化することにつながる。従って、本町における緑のまちづくりの将来像を達成するため、NPO、ボランティア団体の育成に努める。

ウ 地域における緑化活動を支援する体制の確立

地域住民の緑に対する意識高揚、あるいは地域住民、各種団体の緑化活動を促進するために、行政内部において緑化活動を支援する体制を確立することにより、地域における各種緑化団体、人材の育成に努める。

② 緑化に関する普及・啓発活動の展開

パートナーシップの体制を構築するためには、住民の自発的な緑化活動への参画が重要である。住民の自発的な緑化活動への参画を促すため、以下に示すような緑に関する普及・啓発活動を展開する。

ア 緑に関する情報の発信

地域における緑化活動に対する気運を高めるためには、何よりもまず緑に関する情報を地域へ発信することが重要である。その手法としては、インターネット等を介しての情報提供を基本として実施する。ホームページ上では本計画の公開をはじめ、以下に示すようなコンテンツを掲載する。これらの情報はインターネットのみならず、広報誌において緑に関する情報を連載することにより幅広く発信する。また、情報発信の拠点として、東浜地区に計画されている地区公園内において緑の相談所の設置を検討する。

■ インターネットを活用した情報発信の例

- 本計画の公開、計画に対する意見の応募
- 本町内における住民主導による緑化活動の紹介
- 住宅など民有地における緑化の良好な例の紹介
- 季節に応じた緑化植物の紹介、その管理手法に関する情報の提供
- 個々の住宅でも身近にできる植栽手法の紹介
- 緑に関するイベント情報の掲載
- 電子メールの活用、掲示板の設置による緑に関する情報交換、あるいは緑化を推進する上での疑問、相談への対応
- 町外における緑化活動、あるいはその他の緑に関するサイトへのリンク

イ 緑化に関する各種イベントの開催

町民が自ら住宅等において緑化を行う際、緑化手法に関する知識が必要である。そのため、従って、今後は緑化コンクール、緑化技術等に関する勉強会等を定期的に開催する。また、前述したように、新たな公園の整備に際しては、住民の意向を反映させるためのワークショップを開催する。

ウ 条例・制度の確立

緑化活動を支援するための条例・制度の確立に努める。その例としては緑の保護地区の制定、民有地緑化助成制度、あるいは緑化活動支援基金の設立等が考えられるが、具体的には今後の緑化活動の動向を見極めつつ詳細な検討を行う。

③ パートナーシップによる緑化活動の展開

ア グランドワークをはじめとする各種緑化活動の展開

環境問題が深刻化する現代社会において、行政、住民、事業者のパートナーシップにより地域環境改善運動を展開する「グランドワーク」が注目を集めているが、本計画においてもその概念に基づき、環境美化活動、ＣＧＧ運動等をはじめとする各種緑化運動の展開を図る。

イ 行政・学校教育と連携した生涯学習の推進

余暇時間の拡大により生涯学習、社会教育のニーズが高まりつつあるが、その一環として海や森などを活用した環境学習を提供する。また、学校教育に環境学習を取り入れることにより、緑や環境問題に対する児童の意識高揚を図る。

第7章 計画推進の方策

第7章 計画推進の方策

1. 計画推進の方策

21世紀を迎え、地球規模での環境問題が顕在化する現代社会においては、緑の持つ機能・効果を十分に認識した上で、まちづくりに反映していくことが肝要である。特に本町では「第3次与那原町総合計画」において、将来像を「太陽と緑のまち」としていることから緑を基調としたまちづくりを実践する必要性が認められる。本計画は、このような緑を地域の貴重な財産として行政、地域住民、事業者が認識することにより、快適な都市環境の形成を目指すとともに、本計画や前述の総合計画に掲げた将来像を実現するための様々な施策を示している。これらの施策を展開することにより、みどり豊かな都市環境を形成することは、長期的な視野で捉えるならば地域の活性化へとつながるものである。ここでは、これら施策を推進していく上での具体的な方策について整理する。

(1) パートナーシップの必要性

本計画を実現するためには、まず何よりも行政、地域住民、事業者によりパートナーシップを形成することが必要である。地方公共団体における財政事情が厳しくなる中、緑のまちづくりを実践するためには、行政だけでは限界がある。従って、本計画を推進するためにはパートナーシップにより、行政、地域住民、事業者がそれぞれ互いに協力、連携することにより「できることから始める」ことが重要である。特に行政においては、パートナーシップにおける活動展開の各プロセスにおいてコーディネーターとしての役割を担うこととなる。以下では、行政、地域住民、事業者が担う主な役割について整理する。

■行政、地域住民、事業者の担う役割

行政	○都市公園等、地域における緑地の整備 ○地域住民への緑化活動に対する支援・助成 ○緑のまちづくりを実践する制度の検討・確立 ○緑化活動を牽引する人材、ボランティア団体等の育成 等
地域住民	○個々の住宅の緑化、観葉植物の配置などの身近な緑化活動 ○地域における環境美化活動・緑化活動への参画 ○行政との協働による都市公園等の維持・管理活動 ○様々なまちづくり活動への参画 等
事業者	○建築物や敷地内の緑化 ○地域住民との協働による緑化活動への展開 等

(2)行政内部における推進体制の確立

緑のまちづくりを展開するためには、行政内部における緑に対する意識高揚を図ることが望まれる。その具体的手法としては、緑のまちづくりを推進する担当部署の配置により、緑に関する情報を広く発信するとともに、住民、あるいはボランティア団体等の緑化活動を支援するための相談、指導を行い、緑化活動への参画を促進する役割を担うことが望まれる。また、本計画に掲げた施策を推進する上では、国道の緑化、あるいは東浜地区における都市公園、緑地等の整備など、国や県との連携を図りつつ実施していく施策も含まれているが、前述した緑化に関する担当窓口を配置することにより、より円滑な事業展開が可能である。

(3)実施計画の策定

本計画で掲げた様々な施策の展開にあたっては、より詳細な実施計画を策定する必要がある。このような実施計画等に基づき、地域住民や事業者に対する技術指導を展開するとともに、施策の優先順位、総合計画をはじめとする上位計画との整合性を踏まえ、事業化プログラムを構築することにより、計画的に緑のまちづくりを推進することが重要である。

(4)緑に関する施策の評価・進捗状況の確認

前述のとおり、施策の具現化を図るためには実施計画等の策定が肝要であるが、これらの施策をより効果的なものにするためには、実施した施策の評価・点検を行う必要がある。近年では、行政における様々な施策の有効性や効果を判断するため、政策評価・事務事業評価の概念の重要性がますます高まっているが、本計画の推進に際しても、このような概念を参考とし、より効果的な計画とすることが重要である。併せて、施策の進捗状況について確認し、将来的な社会情勢や動向も踏まえた上で、各施策の優先順位の判断、計画の見直し等についても視野に入れておく必要がある。

(5)緑のまちづくりを支援する各種制度の充実・財源の確保

緑のまちづくりを効果的に推進する方策の一つとして、関連する各種制度の制定・充実を図ることが考えられる。例えば「緑のまちづくり条例」等の制定、行政における開発・建築指導の際の緑化基準の設定、あるいは「生け垣設置に対する助成制度」など地域の緑化活動に対する助成制度等が挙げられるが、「緑のまちづくり」を実現するためにも、本計画に掲げた施策をベースとして各種支援制度や条例の制定について検討することが望まれる。

一方、近年の地方財政の動向をみると、自主財源が減少傾向にあるが、将来像を実現するためには、計画を推進するための各種事業、地域における緑化活動を支援するための財源の確保に努めることが重要である。

(6) 広域的な取り組み

地方分権の潮流が押し寄せる中、個性を活かしたまちづくり・地域づくりが求められているが、単独の市町村では解決できない課題も顕在化しており、市町村の垣根を越えた広域行政の必要性、市町村合併の気運が高まりつつある。本町では中城湾港マリン・タウン・プロジェクトに代表されるように、近隣町村との広域連携による事業が計画されている。ここで、本町の骨格となる緑に目を向けてみると、前述の中城湾港マリン・タウン・プロジェクトにより整備される東浜地区の海浜緑地、あるいは運玉森、雨乞森に代表される丘陵緑地等は本町のみならず、近隣町村へと連なり広がる緑であることから、施策を展開する上では近隣町村との連携をより強化することが重要である。

参 考 資 料

参 考 資 料

参考資料 1. 緑化に対する地域住民からの意見

本計画の策定にあたって行政区ごとに懇談会を開催し、地域住民から緑化に関する意見・要望等を伺った。その中で主な意見、要望等について以下に整理する。

- 緑化に対する普及活動は、児童に対しても行うべきである。例えば、ある地域において「あいさつ運動」を行ったことがあるが、この活動により、全くあいさつをすることのなかった児童が積極的にあいさつを行うようになった。このような好例を参考としながら、児童への緑化に対する教育活動が必要である。
- 市街地内の歩道が設置されていない道路においては、歩行者が危険であるため、接道面にフラワーポットやプランターを配置する。これが、通行車両の動線を蛇行させ、速度の低減につなげることになる。また、この場合、道路景観も良好となる。
- 地域内において、公民館の緑化が課題として認識されていることから、新年度において緑化活動のための予算を確保し、プランターの配置等による緑化活動を行うこととした。
- 団地内の緑化については、自治会においても常に話題に挙がっているが、苗木の配布等は行わないのか。苗木の配布、緑化に関する助成金を頂けるのであれば、すぐにでも緑化活動を展開したいと考えている。
- 海邦国体を開催した時は、町中が花いっぱいであったが、国体終了後は、これらのプランター等がほとんど失われているのが現状であり、このようなことから判断すると緑化活動が普及できるのか疑問である。
- 行政区において、緑化推進委員会を設置し、地域で緑化活動を実践すること、行政に要請して行うことなどを具体的に検討する必要がある。
- 公民館建設に併せて、隣接する場所に街区公園を整備する予定であることから、公園整備を契機として、緑化について考えたい。
- 国道沿いに立地する住宅において、壁面のセットバックにより緑化を施した方がいるが、関係機関からの苦情があった。また、国道の横断防止柵にプランターを設置したことがあったが、これについても撤去するように指導された。このようなことがあっては緑化活動を展開することは困難であり、行政にも考えて頂きたい。
- また、地域住民への普及だけでなく、公共施設の緑化にも積極的に取り組んでほしい。
- 以前に、区からの要望により、町からの補助金で花壇を設置した例があるが、今後もこのような要望があれば、補助金を交付して頂けるのか。
- 浜田児童公園は周辺に高木が多く配置されていることから、公園内の雰囲気は外部から確認できない状況である。
- 道路周辺にコンクリートによるプランターを整備して、植栽を配置してほしい。
- 地域の交流拠点となる公民館の緑化を推進し、花いっぱいの施設としたい。
- 緑化計画等の専門家による講演会、あるいはガーデニングに関する講演会等を開催してほしい。

- 町民が緑に対して関心を持つよう、花の種の配布、花や緑の育て方に関するパンフレット等を配布してほしい。
- 道路沿いの空地を活用して植樹柵やプランター等を配置してほしい。
- 国道における植樹柵では、植物が枯れている箇所があることから、再度植栽をお願いしたい。
- 以前は町中にアカバナー（ハイビスカス）が多く、非常に良好な景観を形成していた。緑化を考える際に、このような失われた資源を再生する視点も必要ではないか。

参考資料 2. 引用文献一覧

マニュアル・ガイドライン等

- 緑の施策大綱（平成6年 建設省）
- 緑の基本計画ハンドブック 2001版（社団法人日本公園緑地協会）
- 公園緑地マニュアル 平成14年度版（社団法人日本公園緑地協会）
- 防災公園計画・設計ガイドライン（財団法人都市緑化技術開発機構）

沖縄県

- 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改訂計画】（平成 29 年 5 月 沖縄県）
- 道路施設現況調査（平成 8 年 沖縄県）
- 地すべり危険箇所図（平成 9 年 沖縄県）
- 第 5 次沖縄県国土利用計画（平成 30 年 3 月 沖縄県）
- 沖縄県土地利用規制現況図（平成 10 年 沖縄県）
- 森と海の環境保全総合対策調査（平成 10 年 3 月 沖縄県）
- 沖縄県総合緑化基本計画（平成 12 年 4 月 沖縄県）
- 沖縄県広域緑地計画＜調査編＞（平成 13 年 2 月 沖縄県）
- 沖縄県広域緑地計画＜計画編＞（平成 13 年 3 月 沖縄県）
- 沖縄県広域緑地計画（平成 14 年 3 月 沖縄県）
- 那覇広域都市計画区域都市計画基礎調査＜分析＞（平成 14 年 3 月 沖縄県）
- 沖縄県修景緑化実施計画書（平成 14 年 3 月 沖縄県）
- 沖縄県環境基本計画（沖縄県）
- 中城湾港（西原与那原地区）緑化検討報告書（平成 15 年 3 月 沖縄県中城湾港マリンタウン建設事務所）
- 那覇広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 29 年 6 月 沖縄県）

与那原町・その他市町村

- 第 4 次与那原町総合計画 一部改訂（平成 29 年 9 月 与那原町）
- 与那原町都市マスタープラン 一部改訂（平成 30 年 6 月 与那原町）
- 与那原町景観計画（平成 28 年 3 月 与那原町）
- 与那原町地域総合交通戦略（平成 30 年 3 月 与那原町）
- 与那原町海辺のまちづくり（平成 6 年 8 月 与那原町）
- 東御廻りを活用した地域振興に関する調査（平成 7 年 3 月 玉城村・知念村・佐敷町）
- 与那原町沿岸整備構想（平成 9 年 3 月 与那原町）
- 与那原町 いきいき・海の子・浜づくり整備基本計画調査報告書（平成 12 年 2 月 与那原町教育委員会）
- 与那原町土地分類調査報告書（平成 12 年 3 月 与那原町）
- 与那原町農業振興地域整備計画書（平成 14 年 3 月 与那原町）
- 与那原町森林整備計画変更計画書（平成 14 年 与那原町）
- 与那原町上与那原地区土地区画整理事業調査（B）報告書（平成 15 年 2 月 与那原町）
- 与那原町中心市街地活性化基本計画（平成 15 年 3 月 与那原町）
- 与那原町道路施設現況調査（与那原町建設課）
- 与那原町公共下水道調査報告書（与那原町都市計画課）